



労働社会保障省



国際協力機構

2019年版 モンゴル国 障害者白書

和訳版





労働社会保障省



国際協力機構

2019 年版 モンゴル国 障害者白書

和訳版

モンゴル国 労働・社会保障省

Copyright © 2019 by Ministry of Labor and Social Protection

All rights reserved.

First Printing 2019

表紙の作者 : A. Altango (作名 : こどもに優しい道路)

表紙画像提供のご協力 : 障害児のための教育改善プロジェクト (START)

和訳版の発刊に際して

モンゴル国労働・社会保障省は、2018年3月に同国初となる「2017年度障害者白書」を発刊しました。モンゴル語版発刊に合わせて、和訳版と英訳版も発刊したところ、モンゴル国内の障害当事者や行政職員、NGOだけではなく、国内外の多くの関係者から反響の声をいただきました。とくに、これまで包括的・体系的に把握することが困難であったモンゴル国の障害分野における政策等に関して、同書によって把握が容易になり、活動に生かすことができる、といったコメントをいただいています。

本白書は第2版であり、2017年度版と同様、モンゴル国政府・行政による障害分野における取り組みについて幅広く知っていただくために、和訳版および英訳版を発刊しました。第1版からの変更点としては、各省庁下に設置されている障害者副委員会の取り組みを含める形に変更した点です。これにより、同委員会の毎年の活動実態を把握することが可能となりました。

なお、モンゴル語版が公式な文書です。和訳および編集に際して、原文に沿うように心がけましたが、一部意識している部分や追記等があることはあらかじめご了承くださいませと幸いです。また、第1版については「2017年度」としましたが、わかりやすさを考慮し、第2版については2019年版としました。

和訳版の作成にあたり、翻訳者の Ganbold Odtsetseg 氏をはじめとして、多くの方々にご協力いただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

2019年4月10日

和訳版編者

ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト（DPUB）

JICA 長期専門家 東田全央

目次

第1章	2018年の障害分野の重要な活動.....	8
第2章	障害統計および調査.....	10
第3章	障害分野の関連法および法整備.....	19
第4章	社会保障.....	22
第5章	就労.....	32
第6章	保健.....	41
第7章	教育.....	42
第8章	アクセシビリティ.....	49
第9章	各省管轄の障害者副員会の主要な活動.....	53
第10章	国際協力.....	74
添付資料	86

序文

労働・社会保障省が日本の国際協力機構（JICA）と実施している「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」では「2017年度障害者白書」をモンゴル語で作成するとともに、英語と日本語でも翻訳し、モンゴル全土にオンラインで公表した。



この障害者白書は障害者に関する活動を行う行政機関及び障害者団体、その他の関係機関の幹部、役員、障害者に必要な情報を提供し、諸活動によく利用される文書となった。

2018年には政府実施エージェンシーである障害者開発庁が新設され、アジア開発銀行のソフトローンにより実施されている「障害者の包摂性およびサービス提供の改善プロジェクト」も開始され、また中国政府の無償援助により建設された「障害児センター」が開設されるなど、多くの重要な出来事があった。

本白書にはそれらの情報を記載するとともに、各省及び一部の庁の傘下にある障害者副委員会の施策、活動、課題、今後の取組みに関する情報をまとめて、公表しているのが特徴である。

労働・社会保障省は、日本の国際協力機構（JICA）と実施している「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」の皆様方に同障害者白書の作成、発行において、多面的な支援を下さったことに感謝を申し上げたい。

労働・社会保障省人口開発局 局長
ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト ディレクター
S. Tungalagtamir

障害者白書第2版の発刊にあたり

2018年3月に発刊されたモンゴル初の障害者白書に引き続き、今回、第2版を発刊することができたことは大変喜ばしいことです。

本白書の主な目的は、モンゴル政府が推進してきた障害関連施策や法整備等の状況を取りまとめ、国民へ周知・公表することです。初版の障害者白書はすでに800冊以上が配布され、障害団体や行政機関等によって様々な場面で活用されています。本白書が包括的な情報ツールとして好評であるとの声も多く寄せられています。



障害問題には分野横断的な取り組みが必要であり、労働・社会保障省だけではなく、多くの関係機関や委員会等の活動に障害に関する取り組みを含めていくことが極めて重要です。とくに、今回の白書では、各省庁に置かれている障害者副委員会の今年度の活動実績を含める形式が取られています。

また、アクセシブルな形式として労働・社会保障省のウェブサイトアップするとともに、国際社会にもモンゴルにおける障害分野の取り組みをアピールしていくために英語および日本語による発刊も行います。

「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」として、今回も本白書の作成・発刊に協力できたことを嬉しく思います。本白書が、引き続き定期的に発刊され、最新の情報が多くの人々に届くことが重要であると考えます。前回と同様に、本白書第2版が多くの人々に活用されることを心から願っています。

ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト（DPUB）
JICA チーフアドバイザー
千葉 寿夫

第1章 2018年の障害分野の重要な活動

障害者開発庁の設立

モンゴル国は、2008年に国連第61回総会にて採択された障害者権利条約とその追加文書を批准し、2016年に同条約の概念をもとに国家大会議においてモンゴル障害者権利法を制定した。

障害者権利法においては、障害者権利条約の実現のために、関連法に関して各省庁間と連携・調整し、障害者の権利保障や社会参加を促進する目的で、全国の障害者担当行政機関を設置するように法律化した。

そのため、労働・社会保障省の管轄である国立リハビリテーションセンターの組織を編成することにより、労働・社会保障大臣の下で政府実施エージェンシーを国家大会議決議第56号（2018年政令第250号）により設置した。

上記の国家大会議決議及び政令に基づいて、労働・社会保障大臣令 A/223 号に従い障害者開発庁の組織、活動の戦略、管理組織計画を可決した。

障害者開発庁は、行政管理局、政策実施局、開発社会参加局、監査・分析・評価局という4局、計35名体制で活動を行っている。

行政管理局

行政機関のリーダーシップを確保し、人材能力を強化し、国内外の協力を拡大するとともに、予算・財政・投資効率性を向上し、広報活動を拡大する責務を有する。



政策実施局

政策実施局は、障害者の保健、教育、就労に関する適した戦略、施策、計画を作成し、その実施を推進することで障害者の社会参加を促進するとともに、自立生活、開発の機会を確保する義務を有する。



開発社会参加局

全国で行政機関及び NGO、国際機関、地方政府及びその他の関係機関の連携を調整し、協力を推進することにより、障害者の権利、社会参加、開発支援、能力強化に関する研修、統計調査、

啓発活動を実施する責務を有する。

監査・分析・評価局

法定の規則に従い、障害者関係法律、政策、プログラムの実施及びその監査・分析・成績の評価、内部監査、会計監査を実施し、関係機関へ必要な調査や情報を提供する責務を有する。

障害者開発庁の地方における業務は県、ウランバートル市、各区の労働・社会福祉サービス課、障害者担当専門家が担当する。



アジア開発銀行「障害者の包摂性およびサービス提供の改善プロジェクト」開始

本プロジェクトは、アジア開発銀行の特別基金 2500 万米ドルのソフトローン（償還期間 25 年、据置期間 5 年、年利 2%）と、日本貧困削減基金から 200 万米ドルの無償資金をアジア開発銀行を通して供与される。

モンゴル政府は 187 万米ドル相当のハード援助である建築工事及び機材の免税、70 万米ドル相当のプロジェクト・ユニット・オフィスを提供すると決定した。同プロジェクトの借款協定の署名は 2018 年 4 月 4 日に行われた。

モンゴル政府が 2017 年 11 月 29 日、本プロジェクトを承認し、労働・社会保障大臣令により合同調整委員会を設けた。本プロジェクトはパイロット 6 県（ドルノド、ダルハン、アルハンガイ、フブスグル、ホブド、ドンドゴビ）にて障害児・者開発センターを設け、4 年間で 9 万人の子どもを検診し、5,535 人の障害児に早期開発サービスを提供する。また、障害者就労促進の研修、サービス、ビジネス起業センターを設け、5,000 人の障害者の雇用が創出される。さらに、各センターで従事する 104 人の専門家を養成する。



第2章 障害統計および調査

本章では、モンゴルの障害統計の基盤となる法制度、リソース、方法、データ、直面している課題及び今後実施すべき活動を説明する。

定義

モンゴル障害者権利法第4.1.1条では、「障害者」とは、身体的、知的、精神的、感覚的な機能障害を有するものと、様々な障壁との相互作用により、他の者と同じように社会への完全かつ効果的な参加機能が限られている者を指す。

他方、モンゴルの「正式統計」（「社会の一部の指標による年次データ」）は、病院・労働認定委員会で障害者と認定された者を対象としている。同データは先天性、後天性の障害に分類されている。

同指標における障害のある状態は、身体・知的・精神・感覚的な機能障害がその人にどのように生じているかによって分け、視覚障害、言語障害、聴覚障害、身体障害、精神障害、その他及び重複障害、の6区分に分類されている。

関連法

モンゴル国において、障害統計の収集・整理・分析等は次の法的文書、プログラム、国際及び国家開発戦略に準拠している。

法律：

- モンゴル統計法（2016年）
- モンゴル障害者権利法（2016年）

プログラム：

- 正式統計開発国家プログラム（2017～2020年）

条約：

- 国連障害者権利条約（モンゴル国2009年批准）

-
- 国連児童の権利に関する条約（モンゴル国 1990 年批准）

開発戦略：

- 2030 年持続可能な開発目標 (SDGs)
- 2030 年モンゴル持続可能な開発ビジョン
- アジア・太平洋地域における障害者の権利実現のためのインチョン戦略

モンゴル国政府が上記の国際条約、法律、長・短期プログラム、戦略を実施し、政策を計画し、その実績を評価・監視するため、障害統計を利用している。

活動と手法

情報源

各国は 1,800 年から障害統計を収集してきたが、特にここ 60 年、障害統計調査を推進する国が増えている。アメリカ、インド、ポルトガル等は 19 世紀以降、国勢調査に障害に関する質問項目を導入してきた歴史がある。現在、198 か国が計 700 回もの統計及び世帯調査において障害統計を含めて実施している。

モンゴル国は、障害の状況に関する統計を、国家統計局の「正式統計」や行政データ・登録情報から収集している。とりわけ障害課題は多くの分野に関わっているため、各分野の必要性に応じた統計の充実を図っている。

モンゴル国統計法に従い、国家統計局が採択した手法、指標で提供している情報、または統計計画に反映されるデータを、「正式統計」と呼ぶ。

障害児・者に関連する正式統計は次の 3 つである。（表 1 も参照）

- 「社会の一部の指標によるデータ」：障害児・者の人数、障害の原因、障害種別を中心とする情報を毎年収集している。同データの障害者は、病院・労働認定委員会により障害者と認定された者である。
- 「国勢調査」：モンゴル国の障害者人口、社会、経済及び生活水準の指標を総合的に把握する目的で 2010 年の国勢調査で初めて障害統計データを整理し、公開している。
- 「世帯サンプル調査」：科学的な根拠のある代表的、具体的な項目を選択し、詳細情報を収集・分析し、施策やプログラムの実績を評価し、今後の活動に向けた基本的情報を保持するのが目的である。世帯調査は、定期的にそれぞれの目的や内容にあわせて国家統計局

が策定した手法を利用している。障害を含む世帯調査の一つである「社会経済世帯調査」では、偶数年に詳細な質問紙による調査を実施し、2018年から国連ワシントン・グループの短縮版質問紙セットに従い障害に関する情報をレビューしている。

また、「女性の保健・生活経験に関する調査」は、2017年に初めて導入した世帯調査である。ワシントン・グループ短縮版質問紙セットを15～64歳の女性を対象に実施した。また、労働力調査は国際的な定義と手法に従い、就労の実態を定義するとともに、就労状況と労働力の指標を全国の経済活動、就業別、就労、障害と比較することで、3か月ごとのインパクトを算定している。

表 1. モンゴルの障害統計、種類

国家統計委員会		政府	
正式統計	「社会の一部の指標によるデータ」(毎年) ・障害者、年齢、性別、種別、形態	行政統計	教育・文化・科学・スポーツ省 ・就学前教育、義務教育学校在学中の障害児数
	国勢調査(前回は2010年実施) 人口・世帯データベース ・障害者、年齢、性別、種別、形態		保健省 ・あらゆるレベルの病院で受診した障害者数 ・健康保険サービスを受けた障害者数
	世帯調査: ・社会経済世帯調査 ・労働力調査 ・社会指標サンプル調査 ・女性の保健、生活経験に関する調査 ・こども開発調査(フスグル県、ウランバートル市ナライハ区)2016年実施 ・ワシントン・グループの拡張質問セットのパイロット調査		労働・社会保障省: ・社会福祉基金の年金、手当、交付金、サービスを受けた障害者数、その金額 ・社会保険基金の年金、手当、交付金、サービスを受けた障害者数、その金額 ・職業訓練センターの在学障害者数

モンゴル国では、障害者施策やプログラムを作成するとともに、評価するために、正式統計のうち社会の一部の指標による年次データを活用している。

教育・文化・科学・スポーツ省、保健省、労働・社会保障省が保有する行政データ・登録情報には、病院・労働認定委員会が障害者と認定した者に関する情報、就学前教育、基礎教育、職業訓練センターに在籍する障害者、あらゆるレベルの病院で受診した患者(障害者)及び福祉サービスを受けている障害者統計が含まれる。

基本データ

国家統計委員会の調査のうち、2018年度の正式統計や社会の一部の指標によるデータによると、モンゴル全国の障害者数は105,700人であり、そのうち59,700人が男性、46,000人が女性

である。障害者の44.4%が先天性障害、55.6%が後天性障害を持っている。これは、後天的に障害が発現した者の方が多い。2018年現在、首都ウランバートル市の障害者数は35,600人であり、そのうち19,700人が男性、15,900人が女性である。後天性障害になるリスクが高い原因は、国内総人口に占める疾病と死亡の主な原因である事故と関係している。障害種別や年齢別にみると、先天的に障害を持つのは少年や青年に多く、高齢になるほど後天性障害となる者の割合が増える傾向にある（表2）。その傾向はウランバートル市内でも同様である。

図 1. モンゴルの障害者数および種別（2018年）

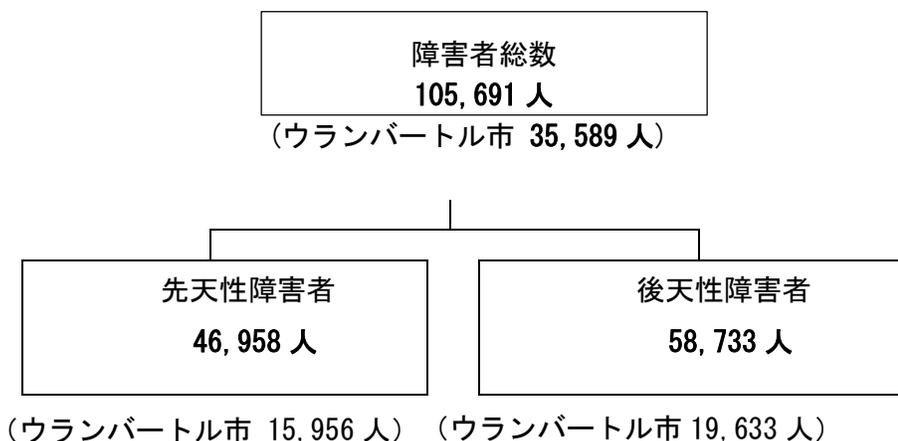


表 2. 2018年度の障害者数、年齢別、種別（2018年）

年齢別	総数		障害種別			
			先天性障害		後天性障害	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総数	105 691	100.0	46 958	44.4	58 733	55.6
0-4 歳	2 026	1.9	1 700	3.6	326	0.5
5-9 歳	3 551	3.3	2 831	6.0	720	1.2
10-14 歳	3 431	3.2	2 581	5.5	850	1.4
15 歳	755	0.7	573	1.2	182	0.3
16 歳	749	0.7	520	1.1	229	0.4
17 歳	825	0.78	548	1.7	277	0.5
18 歳	889	0.8	559	1.2	330	0.6
19 歳	1 188	1.2	723	1.5	465	0.8
20-34 歳	21 918	20.7	11 681	24.8	10 237	17.4
35-64 歳	64 335	60.8	23 293	49.6	41 042	69.8
65 歳以上	6 024	5.6	1 949	4.1	4 075	6.9
ウランバートル市	35 589	100.0	15 956	34	19 633	33.4
0-4 歳	877	2.4	754	4.7	123	0.6
5-9 歳	1 498	4.2	1 223	7.6	275	1.4
10-14 歳	1 278	3.6	982	6.1	296	1.5
15 歳	255	0.7	204	1.2	51	0.2

16 歳	210	0.6	145	0.9	65	0.3
17 歳	254	0.7	173	1	81	0.4
18 歳	280	0.8	190	1.2	90	0.4
19 歳	361	1	220	1.4	141	0.7
20-34 歳	7 399	20.7	3 668	23	3 731	19
35-64 歳	21 414	60	7 930	50	13 484	68.6
65 歳以上	1 763	5	467	467	1 296	6.6

総障害者の種別によると、運動障害が約 20.4% (21,600 人) と最も多く、言語障害が約 4.1% (4,300 人) と最も少ない。また、障害者全体のうち、ウランバートル市内では精神障害者が最も多く、約 18.8% (6,700 人) で、最も少ないのが言語障害者の 4.8% (1,700 人) である。

表 3. 2018 年度の障害者数、種別 (2017~2018 年)

障害種別	2017 年				2018 年			
	全国		ウランバートル市		全国		ウランバートル市	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総数	103 630	100.0	34 246	100.0	105 691	100.0	35 589	100.0
視覚	11 071	10.6	3 068	8.9	11 519	10.9	3 336	9.4
言語	4 228	4.0	1588	4.6	4 312	4.1	1 698	4.8
聴覚	8 554	8.2	2 810	8.2	8 439	8.0	2 759	7.7
運動	20 688	19.9	5 638	16.4	21 598	20.4	6 207	17.4
精神	19 733	19.0	6 093	17.7	20 364	19.3	6 679	18.8
重複	7 842	7.5	3 502	10.2	7 278	6.9	3 244	9.1
その他	31 514	30.4	11 547	33.7	32 181	30.4	11 666	32.8

ウランバートル市内には 35,600 人の障害者が暮らしており、これは総障害者の 33.7% を占める。残りの 70,100 人 (66.3%) は地方に住んでいる。

表 4. 障害者数 (国家統計委員会 2014~2018 年)

No.	障害状態	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
1.	障害者の総数	99,573	101,730	100,993	103,630	105,691
2.	(先天性)	35,681	41,550	43,082	44,384	46,958
3.	(後天性)	61,379	57,888	55,809	57,137	56,136

¹ (編者注) モンゴル国内においてしばしば課題として指摘されることが多いが、知的障害と精神障害の区別がなされていないため、両障害が混在している。

4.	0～15 歳の障害児数	11,365	7,840	8,151	8,835	9,008
5.	視覚	9,652	10,925	11,001	11,071	11,519
6.	聴覚	8,304	8,406	8,560	8,554	8,439
7.	言語	5,294	4,491	4,367	4,228	4,312
8.	運動	18,411	20,110	20,127	20,688	21,598
9.	精神	16,997	18,433	18,359	19,733	20,364
10.	重複	10,116	7,912	8,052	7,842	7,278
11.	その他	30,799	31,453	30,527	31,514	32,181

国家統計委員会の調査によると、2014～2018 年度のモンゴルの障害者総数は 6,118 人（6.1%）増加した。先天性障害者が 11,277 人（31.6%）増加し、後天性障害者が 5,243 人（8.5%）減少した。また、0～15 歳の障害児は 2,357（20.7%）減、視覚障害者 1,867 人（19.3%）増、聴覚障害者 135 人（1.6%）増、言語障害者 982 人（18.5%）減、運動障害者 3,187 人（17.3%）増、精神障害者 3,367 人（19.8%）増、重複障害者 2,838 人（28%）減、他の障害者 1,382 人（4.4%）増である。

今後の措置

これまで多くの国々の障害統計は、狭義の定義による障害者の数を重視してきたが、近年は障害者の定義が広がり、障害者が日常生活や社会参加で直面する困難・その原因についても詳細に検討する必要性が出てきて、大幅に発展してきている。すなわち、障害者が他の人々と平等に社会に完全かつ効果的に参加し、快適な生活を送るべきとの理念に基づき発展してきたものである。そのため、既存の障害統計を改善する必要性が生じている。

障害統計及びデータを改善する取組み:

- 正式統計及び各省の行政データ・登録情報、電子データベースを統一し、関連性を確保し、統計の活用の可能性を拡大させる。
- 2020 年国勢調査の結果をもとに、障害に特化したより詳細なサンプル調査を実施する必要がある。障害者の環境との障壁及びその原因を検討し、数量・定量調査などの分析方法も改善し、障害者政策・プログラム・サービスを適切に計画するためのデータを収集する。
- 国際生活機能分類（ICF）をモンゴルの文脈にあわせて導入し、国際基準に適合する統計情報を収集する。
- インチョン戦略の達成を評価する指標の具体的な範囲を定める。
- 調査における情報アクセスビリティの向上。特に、視覚障害者、聴覚障害者から情報を収集するための手段を充実させる。
- 世界及びモンゴル国の持続可能な開発ビジョンの評価項目を策定し報告する。

障害者データベース設置のための統計・調査

2016～2020 年政府行動計画、モンゴル国持続可能な開発ビジョン、インチョン戦略、障害者権利条約を実施する中で、障害統計および指標のギャップを埋め、また情報の質を向上する目的で、障害者基本データベースを構築するための統計・調査を実施している。これに関して、2018 年労働・社会保障大臣及び国家統計局共同決定 A/89, A/42 号により、障害者基本データベースの設置、統計、調査を実施する作業部会を設置した。

同統計・調査の準備事業を推進し、情報収集の質問集を最終的にまとめるためのパイロット統計・調査を 2018 年 5 月 6～12 日にオルホン県バヤンウンドゥル郡、ジャルガラント郡、セレンゲ県オルホン郡にて実施した。バグ、ホローの長が記入している人口・世帯データベースに基づいてターゲットグループの世帯を選定した。さらに、無作為抽出手法で訪問調査を試行した。ワシントン・グループの短縮版質問紙セットを利用したのが特徴である。

調査用紙は世帯調査、企業調査、5 歳以上を対象とした個別インタビュー調査、就学前教育 0～5 歳の子ども対象のインタビュー調査のフォーマットをそれぞれ作成し、試行した。パイロット調査では全 23 世帯 87 名を対象にしたところ障害者のいる 19 世帯 49 名が参加した。また 38 企業を対象に調査した。

障害者の登録、情報の質の検討、オンライン・サブ・データ設置事業を始め、ノルウェー民間団体が実施する「障害児開発支援準備調査」の支援により、バヤンウルギー県でパイロット統計調査を実施した。²

パイロット調査の事前事業では、人口・世帯データベース及び社会福祉管理データベース (WAIS) における個々の障害者情報を確認し、情報の重複、ギャップがあるかを確認した。その後、同県役所において、ギャップのある障害者の情報を修正・確認し、1 人の調査員当たりの世帯数を決定した。情報収集の入力プログラムをインストールしたタブレットを各調査員に貸与し調査を実施した。

調査員養成研修は 2 日間で、情報収集は 14 日間で実施した。2019 年 2 月末、ホブド県でパイロット調査を実施する準備事業を進めている。

障害者の就労調査

労働・社会保障研究所がモンゴル労働法第 111.1 および 111.2 の実現に向けて決定、発令の実施を分析する目的で「障害者就労調査」を実施した。

² (編者注) ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト (DPUB) も、調査員への研修およびモニタリングに協力した。

同調査では、社会保険庁、課報庁、社会福祉サービス庁のデータベースを用いて、労働法第111.1項および111.2項を実施している企業と機関に関する行政統計を分析し、障害者雇用可能性を推計した。また、障害者雇用率達成企業、交付金支給済企業、障害者雇用率未達成企業を代表する117の企業、さらに就業中の障害者、求職障害者の計142名を対象とする調査を4県（地域別）とウランバートル市にて実施した。

同調査は、モンゴル労働法第111.1および111.2を実現済み・未実現の企業、就業中の障害者、失業中の障害者など、すべての障害者を対象に調査したのが特徴である。

例えば、就業支援法第28.8.2の規定（就業政策、戦略、プログラムに係る案を作成・審議し、同法6.3.1～6.3.4, 6.3.6に規定する事業案・プログラムを審議・可決）により、就業国家委員会が就業支援プログラムを策定し、労働社会福祉サービス庁及び県・区の労働社会福祉サービス局・課が担当し、実施してきた。

障害者雇用促進プログラムの実施に関する法的調整は次の通りである。

表5. 障害者雇用促進プログラム実施により措置・予算

No.	サービス	予算における費用の限度 (MNT)	実施機関	関係法律
1	職業準備訓練	70.000 (1人当たりの障害者)	社会福祉サービス局・課	障害者雇用促進プログラム第3.2.7項 2017年1月27日労働・社会保障大臣令第A/18号
2	仲介就職	3.500 (1時間)	社会福祉サービス局・課	
3	財政支援	5.000.000 (1回)	社会福祉サービス局・課	障害者雇用促進プログラム第3.4.1項
4	自営業支援研修	15.000 (3日間)	社会福祉サービス局・課	障害者雇用促進プログラム第3.6.2項 2017年1月27日労働・社会保障大臣令第A/18号
5	就業支援研修	16.000-40.000 (1日の障害者30%加算)	社会福祉サービス局・課	障害者雇用促進プログラム第3.7.3項 2017年1月27日労働・社会保障大臣令第A/18号
6	販売支援	700.000 (1回)	社会福祉サービス局・課	障害者就労促進プログラム第3.6.2項
7	事務所の借入費の支援	250.000 (月)	社会福祉サービス局・課	2017年1月27日労働・社会保障大臣令第A/18号
8	事業主への報奨金	500.000 (最高賃金)	社会福祉サービス局・課	2017年1月27日労働・社会保障大臣令第A/18号
9	団体、民間企業への委託事業サービス	30.000.000-50.000.000	社会福祉サービス庁	国有及び地方有の資金で物品、事業、サービス調達法第2条 障害者雇用促進プログラム第4.2.2項

障害者雇用促進プログラムの一環では、労働社会福祉サービス課が500万トウグルグまでの貸付による財政支援（2016年度の財政支援は返済不要）、販売や事務所の借入費の割引、事業主報奨金、自営業支援研修を担当している。ウランバートル市職業安定局が職業訓練（専門的技術教育）を担当している。労働社会福祉サービス庁が障害者団体に返済不要の、民間企業に要返済の就労支援機器にかかる整備事業案を、選定形式にて実施している。

調査結果に基づく提言は次の通りである。

- 法律の実施状況が経済活動の各分野で不十分である。とくに、運輸や建築分野での実施が他分野と比べると芳しくないことに留意しなければならない。
- 労働法第111条の理念を事業主、行政機関の決定者に説明し広報する。
- 同法の実現を納付金徴収で制限せず、障害者雇用のメリットを広報する事業を実施する。
- 事業主が肯定的な態度を持てるように努め、税金や就労支援基金の報奨金を公表し、情報のアクセシビリティを向上する。また、就労支援機器を整備した費用を減税する可能性を検討する。
- 同条項の実現に向けて行政統計フォーマットとして3か月ごとの予測を算出し、法律実施のモニタリングを改善する。
- 法定障害者雇用数について、職場の条件を考慮し、経済活動の分野別によって定めることを詳細検討する。
- 障害者の登録、職業能力を適切に把握したデータベースを設置し、能力開発研修を実施する。
- 労働者の職業仲介を活性化し、専門的な協会の活動と関連する。

さらに、同調査の報告書から障害者の就労状況、法律の実施状況に関する行政統計を入手することができる。

第3章 障害分野の関連法および法整備

関連法

モンゴル国持続可能なビジョンー2030年（モンゴル国家大会議2016年第19決議により採択）

モンゴル国の持続可能な開発ビジョンにおける目標は、ジェンダーの平等の実現、すべての人に公平で質の高い保健サービスへのアクセス確保、健全かつ安全な住環境の整備、健康教育の向上、すべての人に公平で質の高い教育の確保、生涯学習に関する国の制度整備、適切な雇用促進であらゆる貧困をなくすこと、社会における中間所得層の割合を徹底的に増加することである。

持続可能な開発の原則：障害者の就労および社会への完全かつ効果的な参加を確保すること。

人口開発政策（2016年政令第261号採択）

人口開発政策の目的は、持続可能な人口増加を確保し、国民の長期にわたる健康で活発的な生活と開発環境を構築し、個人と家族の生活の質を向上することである。

政策目標：

4.1. 「持続可能な人口増加確保」の取り組み

4.1.14. 労働安全性、衛生の改善、事故や傷病による死亡率を持続的に減少させ、国民の後天的な障害の発現を予防する。

4.1.15. 障害を早期に発見し、障害者、高齢者のニーズに応じた質の高い医療援助やサービスを平等に提供する。

4.3. 「快適な家庭環境の整備、生活の質の向上」の取り組み

4.3.8. 多数の子ども、障害者がいる家族及び母子家庭や父子家庭、独身者や高齢者を支援し、生活水準を向上する。

4.3.9. 障害者が社会サービスを受けられ、家族や社会共生に完全かつ効果的に参加する環境を整備する。

4.4. 「すべての人が教育を受けられる、発達機会の均等化」の取り組み

4.4.5. 障害をはじめ、特別支援教育が必要な者に対する教育を提供し、教育サービスへの平等なアクセス確保のある環境を整備する。

4.5. 「すべての国民の就労や所得をもつ環境を整備する」の取り組み

4.5.1. 雇用促進、高齢者や障害者の労働能力に適した職場作りを奨励する。

4.5.5. 女性及び障害者の就労機会を促進する。

障害者に関する政府プログラム

2016～2020年モンゴル政府行動計画：社会政策第3条3.3項において、すべての国民の就労促進、社会福祉の改善として次の措置を規定している。

- 3.3.28. 障害者の平等な社会参加のための環境（機会）づくりを目指す政策の実施。
- 3.3.29. 障害のある子とない子が共に学ぶ仕組みや環境を整備し、必要なインフラを改善する。
- 3.3.30. 障害児の就学・発達支援サービスの提供、障害者を採用した企業・団体への支援を実施する。

2018～2022年「障害者の権利保障、社会参加促進及び開発支援国家プログラム」

2017年11月29日政令第321号により同プログラム、その実施計画を2018年5月21日の労働・社会保障大臣、教育・文化・科学・スポーツ大臣、保健大臣の共同決定A/116、A/304、A/197号によりそれぞれ可決した。

障害者の職業準備訓練、仲介就職、自営業支援、職業能力開発支援研修へのアクセス、報奨金、財政的支援、その他の特別なサービスや措置への参加を支援し、障害者に適した通常雇用を促進し、就労を支援する。

国際的な条約・基準

- 国連児童の権利に関する条約（1989年）
- サラマンカ宣言（1994年）
- 「ダカール行動枠組み」万人のための教育に関する書類（2000年）
- 世界保健機関が2001年に作成した「国際生活機能分類」（ICF）
- 世界保健機関（WHO）、国連教育科学文化機構（UNESCO）、国際労働機関（ILO）によるCBRジョイントポジションペーパー（2004年）
- 国連障害者権利条約（2006年）
- WHO、UNESCO、ILO「地域に根ざしたリハビリテーション・ガイドライン（CBRガイドライン）」（2010年）
- 国連第64総会決議A/RES/64/131
- WHO・世界銀行「障害に関する世界報告書」（2011年）
- 第1回CBR世界会議アグラ宣言（2012年）
- アジア太平洋地域における障害者の権利実現のためのインチョン戦略（2012年）

障害者の関連法

1. 障害者権利法（2016年）

-
2. 労働法（1999 年）
 3. 雇用促進法（2011 年）
 4. 社会保険法（1994 年）
 5. 社会保障法（2012 年）
 6. 教育包括法（2002 年）
 7. 建築法（2016 年）
 8. 保健法（2011 年）
 9. 法人所得税法（2006 年）
 10. 付加価値税法（2015 年）
 11. 税関タリフ・関税法（2008 年）
 12. 個人所得税法（2006 年）
 13. 他の関連法、モンゴル国国家大会議決議、関連政令

障害者の法律を改善する取組み

- ・ 障害者権利法の改正に向けて取り組んでいる。同法改正案には、障害者担当機関の責務を明らかにするとともに法律の重複、不履行、違反を防止し、合法性を確保する。現法に規定されていない 15 規則において調整すべき一部の法的関係を部門別の法律に記載し、法的義務を履行していない機関・役員に対して責任を問う体制を改善し、一部の用語を国際条約に適合させるように変更するなど、諸課題を解決する。
- ・ 2018 年モンゴル国大統領令第 128 号により、障害者就労促進として労働法第 111 条の実施を迅速化させ、一部の規則を採択し、施行するよう政府に指示した。そのため、全省、モンゴル国家商工会議所、モンゴル雇用主総合協会などに対して大統領令の施行を充実し、協力計画案を提出した。また、労働・社会保障分野における大統領令第 128 号の実施に関する基本的計画を 2018 年決定 A/305 号にて策定し、その実施を推進している。
- ・ 社会政策・教育・文化・科学国会常任委員会と連携し、「障害者権利法の実施一部措置」2017 年国家大会議決議第 46 号の実施に関する討議会を開催した。同討議会では全省の障害者副委員会の取組みや課題について話し合い、今後の実施活動を指示した。さらに、社会政策・教育・文化・科学国会常任委員会の会議を経て障害者権利法及び関連法の施行を推進し、今後の措置に関する国会決議案作成の作業部会が 2018 年国会常任委員会決定第 23 号に基づいて設置された。
- ・ 地域におけるインクルーシブ開発サービスの基準を社会保障・福祉サービス標準技術委員会にて審議し、策定した。同基準には障害者の教育、健康、就労、社会保障、アクセシビリティなどすべての社会参加の機会が確保することが含まれる。

第4章 社会保障

1. 社会保険

関連法

次の社会保険法において、障害者の社会保障課題を調整する。

- ・社会保険法
- ・社会保険基金の年金・手当法
- ・社会保険基金の労災、職業病の年金・手当・料金法
- ・社会保険基金の失業手当法
- ・健康保険法

労働能力の損失程度の決定

病院・労働認定委員会は被保険者の労働能力損失程度を認定する機関である。具体的には、県、区の社会保険事務所の下にある病院・労働認定地方委員会、社会保険庁の下にある病院・労働認定中央委員会が、被保険者の労働能力損失程度を専門的レベルで認定する業務を果たしている。

病院・労働認定委員会の目的は、疾病、傷病、労働災害、急性中毒、職業病によって労働能力を全喪失もしくは一部喪失した原因、労働能力喪失率・期間の決定・延長・無効、労働条件の変更、労働時間の短縮を認定することである。同委員会は県や区レベル（2次レベル）の7～9人の医師で構成されており、内科医、神経科医、外科医、総合病院の医師、社会保険事務所の認定医、社会保険事務所の職員、社会福祉機関の代表、雇用主、加入者、障害者団体の代表が含まれる。中央委員会は、社会保険庁の認定医、保健担当中央行政機関の下にある各分野の指定医、雇用主など15人で構成される。労働能力喪失率は労働能力全喪失（70%以上）と部分喪失（50～69%）の2つに分けられる。

障害者権利法では「障害児の保健・教育・社会保障委員会が0～16歳未満の子どもに障害があるかを認定する」と規定する通り、各県・区において障害児の保健・教育・社会保障委員会が設置されている。同委員会は0～16歳未満の子どもに対して障害を認定し、常時介護が必要であるかを判断し、保健・教育・社会保障総合プログラムへのアクセスに取り組む。

2018年度、労働能力喪失率・期間の判断を受けた被保険者は11万1,203人であり、これは総人口の3.7%を占める。そのうち、精神疾患、神経疾患、傷病、眼科疾患が労働能力喪失の主要原因となっている。

社会保険サービスの種類

被保加入者への社会保険サービスとして次の種類の社会保険を提供している。

- ・ 年金保険
- ・ 手当保険
- ・ 失業保険労災、職業病の保険
- ・ 健康保険

老齢年金

20 年以上年金保険料納付済期間を有する者が 65 歳に達したときに老齢年金を受けられる。20 年以上手数料納付済期間を有する 60 歳の男性・55 歳の女性に関しては、自己希望により老齢年金を受けられる。老齢年金年齢の支給開始年齢を男女ともに 65 歳まで段階的に引き上げている。2018 年より、老齢年金年齢は被保険者の生年を考慮し、1 年につき 3 か月引き上げる。例えば、1958 年生まれの男性は 60 歳 3 か月、1959 年生まれが 60 歳 6 か月、1960 年生まれが 60 歳 9 か月、1963 年生まれの女性は 55 歳 3 か月、1964 年生まれが 55 歳 6 か月、1965 年生まれ者が 55 歳 9 か月の時に、それぞれ老齢年金の支給権が発生することになる。

表 6. 被保険者の老齢年金の受給権が発生する年齢

男性被保険者の生年	老齢年金の支給開始年齢	女性被保険者の生年	老齢年金の支給開始年齢
1957 年とその前	60 歳	1962 以前	55 歳
1958	60 歳 3 か月	1963	55 歳 3 か月
1959	60 歳 6 か月	1964	55 歳 6 か月
1960	60 歳 9 か月	1965	55 歳 9 か月
1961	61 歳	1966	56 歳
1962	61 歳 3 か月	1967	56 歳 3 か月
1963	61 歳 6 か月	1968	56 歳 6 か月
1964	61 歳 9 か月	1969	56 歳 9 か月
1965	62 歳	1970	57 歳
1966	62 歳 3 か月	1971	57 歳 3 か月
1967	62 歳 6 か月	1972	57 歳 6 か月
1968	62 歳 9 か月	1973	57 歳 9 か月
1969	63 歳	1974	58 歳
1970	63 歳 3 か月	1975	58 歳 3 か月
1971	63 歳 6 か月	1976	58 歳 6 か月
1972	63 歳 9 か月	1977	58 歳 9 か月
1973	64 歳	1978	59 歳
1974	64 歳 3 か月	1979	59 歳 3 か月
1975	64 歳 6 か月	1980	59 歳 6 か月
1976	64 歳 9 か月	1981	59 歳 9 か月
1977 とその以降	65 歳	1982	60 歳
		1983	60 歳 3 か月
		1984	60 歳 6 か月
		1985	60 歳 9 か月

	1986	61 歳
	1987	61 歳 3 か月
	1988	61 歳 6 か月
	1989	61 歳 9 か月
	1990	62 歳
	1991	62 歳 3 か月
	1992	62 歳 6 か月
	1993	62 歳 9 か月
	1994	63 歳
	1995	63 歳 3 か月
	1996	63 歳 6 か月
	1997	63 歳 9 か月
	1998	64 歳
	1999	64 歳 3 か月
	2000	64 歳 6 か月
	2001	64 歳 9 か月
	2002 年以降	65 歳

2018 年から、下記の期間に社会保険料を納めた場合、被保険者の自己希望により、60 歳の男性および 55 歳の女性が老齢年金年齢を開始するとき、社会保険料納付済最低期間（20 年間）を 3 か月ずつ引き上げる。例えば、被保険者の社会保険料納付済の最低期間は 2018 年に 20 年 3 か月、2019 年に 20 年 6 か月、2020 年に 20 年 9 か月、2021 年に 21 年間となる。

表 7. 被保険者の社会保険料の納付済の最低期間

年	社会保険料の納付済期間
2017	20 年間
2018	20 年 3 か月
2019	20 年 6 か月
2020	20 年 9 か月
2021	21 年間
2022	21 年 3 か月
2023	21 年 6 か月
2024	21 年 9 か月
2025	22 年間
2026	22 年 3 か月
2027	22 年 6 か月
2028	22 年 9 か月
2029	23 年間
2030	23 年 3 か月
2031	23 年 6 か月
2032	23 年 9 か月
2033	24 年間
2034	24 年 3 か月
2035	24 年 6 か月
2036	24 年 9 か月
2037	25 年間

老齡年金額、加給年金額（計算方法）

被保険者の社会保険料納付済の平均月給 45%として老齡年金額を定める。保険料納付済期間は 20 年を超えた場合、年ごと 1.5%、月ごと 0.125%加算される。

部分年金

10 年～20 年間の保険料を納付し、老齡年金開始の年齢となった被保険者には、保険料納付全期間に応じて算出された部分年金が払われる。

特別の老齡年金年齢

- 養子を含む 3 歳から 6 歳までの子を養育した母親のうち、20 年以上の年金保険料納付済期間を有する者が 50 歳に達したとき、自己希望により老齡年金を受けられる。
- 坑内、又は有害、高温の環境下で、過酷な労働条件の下で就労していた者は、法律に規定する要件を満たした場合、男性は 50 歳又は 55 歳、女性は 45 歳から老齡年金を受けられる。

加給年金

モンゴル政府は老齡年金の引き上げ措置として社会保険基金が支給する満額の老齡年金限度額を 2014 年に 20 万 7300 トウグルグ、2015 年に 23 万トウグルグ、2016 年に 25 万 1000 トウグルグ、2018 年に 28 万トウグルグ、2019 年に 31 万トウグルグに、それぞれ増額した。報酬比例額は、2014 年に 17 万 2200 トウグルグ、2015 年に 19 万 5000 トウグルグ、2016 年に 21 万 6000 トウグルグ、2018 年に 24 万 3000 トウグルグ、2016 年に 21 万 6000 トウグルグ、2018 年に 24 万 3000 トウグルグ、2019 年に 27 万トウグルグに、それぞれ増額した。

障害年金

障害年金とは、疾病や傷病によって労働能力の通常の損失または長期損失を有する者が、法律に規定された社会保険料納付済期間を満たした場合、労働能力喪失期間から労働能力が回復されるまでの間、生活費として一定額を毎月支給する年金を指す。

満額の障害基礎年金

- 疾病、傷病によって労働能力損失率 50%以上または長期的に労働能力を損失した者。
- 20 年以上の保険料納付済または労働能力損失前の 5 年間の中で、36 か月（3 年間）の保険料を収めていることが必要。

報酬に比例する障害年金

- 疾病、傷病による労働能力損失率が 50%以上である者。
- 3 年から 20 年までの期間、年金保険料を納付した者。

障害年金に必要な書類

- 社会保険手帳
- 1995 年まで勤務していた場合、労働手帳
- 徴兵を終えた場合、徴兵終了証書またはアーカイブにある徴兵状況証明書
- 1995 年まで 5 年間の給料を選定する場合、当時の企業で所定用紙に従った、またはアーカイブにある就労状況証明書
- 労働能力損失率・期間を定めた病院・労働認定委員会の決定書
- 障害年金請求書
- ID カード
- 証明写真 2 枚 (3×4 サイズ)

労働能力損失率や期間によって認定された障害年金を受給しながら勤務している場合、月給から保険料が差し引かれる。また、無職の場合、任意保険料を納付することが可能である。

任意年金保険料の納付は月収を労働最低賃金以上、納付月数の最高金額未満になるように自己が判断する。法律に規定される老齢年金年齢及び保険料納付済満期となった場合、社会保険基金が老齢年金を支給する。障害年金を受けていて、かつ老齢年金の受給の対象ともなる場合、被保険者の年金に対して労働能力損失年ごとに 1% が加算される。政令第 26 号により、2019 年 2 月から障害年金最低満額が 31 万トウグルグ、最低報酬比例年金が 27 万トウグルグとなった。

労災・職業病の保険サービス

労働災害や職業病によって労働能力を損失した被保険者については、社会保険料納付済の勤務年数によらず、平均月給、月収、被保険者の労働能力喪失割合で障害年金が定められ、支給される。

第 4 条「社会保険基金が支給する労災職業病の年金、手当、料金」に従い、被保険者は次の年金、手当、給付を受給する。

- 1 障害年金;
- 2 遺族年金
- 3 労働能力一時損失の手当
- 4 労働能力回復に関する料金
- 5 労働災害、職業病によって障害を負った被保険者の年金保険料
- 6 労働災害、職業病によって障害を負った被保険者が療養所に療養した場合、療養サービスに当たる変動費
- 7 労働災害、職業病の予防対策費

社会保険庁は、労働災害や職業病によって障害を負った被保険者が療養所に入所した場合、その入所費および往復交通費を年一回支給する。

失業手当

失業手当は、退職証明書の発行前 24 か月以上、直近 9 か月連続で社会保険料を納付していた場合に受けられる。失業手当の最低給付額は、1 か月の最低労働賃金の 75%以上である。

法律に従って、被保険者は社会保険事務所に申し込んだあと、翌日から平日 76 日間で計算し失業手当が支給される。

労働能力喪失一時手当

労働能力喪失一時手当：疾病および傷病によって一時的労働能力を 3 か月以上喪失する場合、保険料納付済である被保険者を対象とする。被保険者の保険料納付済の平均月収、納付済期間対象の割合（50%、55%、75%）を計算し、労働能力損失一時手当を平日あたりで算出し支給する。被保険者が労働能力喪失した後の最初 5 日間（平日）の手当は事業主が支給する。6 日目から労働能力が回復されるまで、または障害年金の受給権が開始するまでの平日 66 日分、もしくは年間に数回の疾病によって休業した場合は平日 132 日分の手当を、社会保険機関が支給する。

課題

障害を予防し、非感染症疾患、傷病による疾病の発生率を減少させ、労働能力の喪失の予防・早期発見することが不可欠である。

障害があり労働能力を喪失した被保険者が健康状態を定期的に管理・治療し、リハビリテーションサービスの種類、質、アクセシビリティの向上を図り、社会のあらゆるレベルでの参加を促進し、教育や就労の機会を確保する必要がある。

2. 社会福祉

関連法

1. 社会福祉法
2. 障害者権利法
3. 多数の子どもを育児する母親への報酬法
4. 多数の子どもを有する母子家庭、父子家庭への手当法

社会福祉手当金額の引き上げ

2019年1月27日政令27号「社会福祉手当・介護手当金額の改定」では、社会福祉手当を月額17万4,000トウグルグ、介護手当を7万6,000トウグルグと決定し、2019年2月1日より施行した。

保健大臣および労働・社会保障大臣の共同令により常時介護が必要な者を認定する疾病と傷病のリストおよび指標を承認した。

社会福祉法第13.2.4に規定した「常時受診や常時介護が必要な高齢者、障害児及びその介護者」に毎月介護手当を支給する。

また、同法第13.11では「同法第13.2.4に従い、高齢者、障害児・者を判定する指標、疾病や傷病のリストを保健・社会保障担当閣僚が共同で策定する」と規定した。それに従い、2018年2月20日保健大臣・労働・社会保障大臣共同令A/69/48号により「常時介護が必要な高齢者、障害者、0～16歳の障害児を判定する疾病や傷病のリスト及び指標」を策定し、施行している。

疾病と傷病のリスト・指標に従い、郡の保健センターの長（医師）と県・区レベルの保健センター管轄の病院認定委員会が、高齢者および障害者の常時介護の必要度を判定する。県・区レベルの障害児の保健・教育・社会保障委員会が障害児の常時介護の必要度を判定する。

疾病と傷病のリストや指標を確定したことにより、常時介護を要する障害者を新たに診断し、必要に応じて期間の延期・解約をするときに、保健機関および医師が総合的な理解・書類を有することで、要介護者を正確的に診断することが可能となった。

診断・傷病のリスト：

- ・ 常時介護を要する高齢者、障害者の判定：9区分、82の診断
- ・ 常時介護を要する障害児の判定：12区分、54の診断

指標 / 評価用紙

- ・ 常時介護を要とする者：12指標
- ・ 知的及び精神障害のある者：14指標

社会福祉における取組み

年金、手当

社会福祉法に従い、障害者は次の年金や手当の受給権を有する。

福祉年金

社会福祉法第 12.1 項において「福祉年金（以下、年金）とは、社会保険法に基づいて年金の受給権が発生していない次の者を対象とし、毎月支給する」と記載されている。

- 労働能力損失率 50%以上の 16 歳以上の障害者
- 16 歳以上の小人症の者

社会福祉手当は 2013 年度 10 万 3,000 トゥグルグ、2014 年度 11 万 5,000 トゥグルグ、2015 年度 12 万 6,500 トゥグルグ、2016 年度 14 万トゥグルグまでそれぞれ増額した。

福祉手当

社会福祉法第 13 条 1 項に従い、次に挙げる者が社会福祉手当（以下、福祉手当）を受給することができる。

- 1 人暮らしの高齢者や障害者を介護している者
- 定期通院が必要な者や、常時介助が必要な高齢者、障害児・者の介護者
- 常時介護・介助を必要とする 16 歳未満の障害児に対し、政府が定めた当時の社会福祉年金に相当する援助金（＝毎月 140,000 トゥグルグ）
- 通常介助を必要とする 16 歳以上の障害者に対し、3 か月ごとに、60,000 トゥグルグを支給

障害者対象の福祉サービス

障害者権利法に基づき、次の給付金と割引を受けられる。

地域に根ざした社会福祉サービス

社会福祉法第 18 条に従い障害者は次の 9 種の福祉サービスを受けられる。

- 18.1.1. エンパワメント、自立生活能力、職業能力、能力開発
- 18.1.2. ピアカウンセリング
- 18.1.3. リハビリテーションへのアクセス
- 18.1.4. 一時的な入居・介護、暴力を受けた被害者の一時保護・入居
(同条項は 2016 年 12 月 22 日に改正)
- 18.1.5. デイサービス
- 18.1.6. 居宅介護、福祉サービス
- 18.1.7. 個人やその家族のニーズに応じたその他の社会福祉サービス
- 18.1.8. 家のない個人やその家族の信頼感を高め、社会化し、必要な書類を発行し、宿泊場所を一時的に提供

18.1.9. 社会福祉サービスや援助が必要であり、同法 3.1.2 および 18.2 に規定する家族および個人を社会化し、コミュニティを構築し、収入を得られるプロジェクトを立ち上げ、生きる力を育む

各種介護サービス

社会保障法第 19 条に規定する各種介護サービスとは、1 人暮らしの者、自立生活が不可能な者、要介護である 1 人暮らしの者を対象とし、食料、介護、社会開発サービスを提供する。

社会開発サービス

食糧・栄養支援サービス（社会福祉支援、援助が必要な世帯、個人）

22.1.1. 同法 3.1.2 に規定する家族、個人の中で、社会福祉担当中央行政機関が指定した食糧・栄養支援サービスが必要な家族や個人

22.1.2. ホームレスの人

22.2. 食糧・栄養支援サービスは次の形態による

22.2.1. 食品または食品の購入券を配る

22.2.2. 温かい料理、お茶の提供

教育支援サービス（教科書無料配布）

20.2. 教育支援サービスは次の者を対象とする。

20.2.1. 同法 3.1.2 に規定する家族、個人及び、障害者の子ども

20.2.2. 障害児

20.2.3. 孤児

20.2.4. ホームレスの子ども

20.2.5. 多種介護サービスを受けている子ども

20.2.6. 刑務所を出所した子ども

20.2.7. 同法 3.1.11 に規定する生活限度水準より低い所得の母子家庭、父子家庭の子ども

健康支援サービス（政府が健康保険料を負担する）

21.1. 健康支援サービスでは次の医療援助やサービスを提供する。

21.1.1. 同法 3.1.2 に規定する家族および個人の健康保険料を完全もしくは部分的に納付する。

21.1.2. 社会福祉対象者への医療サービス及びその他サービス

交付金、手当

1. 常時介助が必要な 16 歳未満の障害児、全盲の者、聴覚障害者、小人数の者、常時介助が必要な労働能力全喪失者に対して、アパート代、セ

ントラルヒーティングに接続されていない一戸建てやゲルに住んでいる場合には燃料費をそれぞれ年一回支給する。

2. 18歳未満の障害児が利用する国産の義肢装具の期限切れや、当該障害児の成長によって身体に装着できなくなった場合、補助金を100%支給する。

3. 労災・職病保険基金から、義肢装具の製造、リハビリテーション医療に関する給付権が発生していない障害者の国産義肢装具の購入費を、3年に一回補償する。

4. 18歳未満の障害児と、労災職病保険基金から義肢装具の製造やリハビリテーション医療に関する給付権が発生していない障害者に対して、国産の補装具、車椅子など支援機器費用について3年に一回100%の費用を還付する。

5. 障害児及び介護者が、幼稚園、学校に通うための交通費を支給する。またはバスで輸送する。

6. 全盲者、聴覚障害者、言語障害者のコミュニケーション・通信費の一部を控除する。

7. 国内保養所での要治療者に対して往復交通費や一日の入所費については、医療保険加入者の普通ベッド代を計算し、次の割合で年一回支給する。

- ・ 障害児に100%
- ・ 障害児の介護者に50%
- ・ 労災・職業病基金給付金を受けてない障害者に50%

8. 全盲の障害者が病院の判断により治療や保養所に入所する場合、県から首都へ、首都から県へ行く場合の往復交通費の75%を年間一回、支給する。

9. 首都から1000キ。以上離れた距離に住んでいる障害者が、県の総合病院の専門医監査委員会の決定で首都の病院で治療、診断を受ける場合、往復交通費を年一回支給する。

10. 障害児及び労働能力全喪失者の子ども1人あたりの幼稚園の食費を一部免除する。

11. 障害児が子どもキャンプ場で療養するための料金の50%を年一回支給する。

12. 障害児が病院の認定により水治療法を受けた場合、医療料金の70%を支給する。

13. 視覚障害者が点字で書く手紙、絵葉書、点字図書、10kmまでの郵便物、視覚障害者用の機材、用具の国内郵便料金は無料とする。

14. 社会保険法で規定する葬式費用支給権が発生していない者、障害児・者が死亡した場合、その葬式費用として社会保険基金の葬式手当に相当する額の助成金を支給する。

15. 骨盤機能が失われたと病院が認定した障害者には、必要な介助、衛生用品を支援する。

16. 社会保障法に従い、障害者に保養所や地域に根ざした社会福祉サービスを提供する。

17. 世帯データベースで登録されている社会福祉が不可欠な障害児・者及び介護者に社会福祉サービスや援助を提供する。

18. 障害者は公共交通を無料で利用できる。

第5章 就労

就労促進における取組み

関連法

国際労働機関（ILO）の「障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約」（ILO 159号条約）では、障害者が適した職業に就き、これを継続及び向上することを可能にし、それにより障害者の社会への統合、自らの職業選択、個人の能力開発を進めることなど、一般的な基準を示している。

さらに、すべての種別の障害者に対して職業リハビリテーションに関する適当な措置を利用可能にすること、労働市場における障害者の雇用機会の拡大、就労やリハビリテーションに関するインフラ整備、障害者の労働時間の短縮、特殊機器にかかる税金やその他課徴金の免除、各種情報の提供、地方における障害者サービスの促進、障害者の職業職員の訓練・研修などを実施するよう加盟国に勧告した。

モンゴル国政府は同条約に批准し、障害者の就労権利を保障し、支援するために、国内の関連法で以下のとおり規定している。

- 労働法に従い、25人以上の従業員を雇用する企業や機関に対しては、4%以上の障害者もしくは小人症の雇用が義務付けられている。また障害者の労働時間を短縮し、有給休暇を延長し、企業の法定雇用障害者数を決定する。法律に従わなかった場合には、罰金的に徴収する納付金を課す。
- 諸外国への労働者派遣・外国人労働者・専門家の受入れ法に従い、モンゴル人を雇用する外資企業・機関との締約の基本要件として、モンゴル国籍者が海外で勤務中に労働能力全喪失または一部喪失した場合の、事業主から雇用者への給付金、手当、補償金の額を示した規定を新たに加えた。外国で働くモンゴル人の社会保障も改善し、障害者となった場合は、リハビリテーションサービスを受ける機会も促進する。
- 企業所得税法に従い、25人以上の従業員を雇用する企業の2~3%以上の従業員が障害者である場合、企業所得税を免除する。50%以上の労働能力喪失者を雇用する企業に対しては、全従業員における障害者の割合によって、所得税を減税する。企業や個人は、障害者が立ち上げた非政府機関を支援する目的での寄付により、該当会計年度の法人所得税において100万トゥグルグまで控除する。
- モンゴル国就業支援法には、障害者の雇用促進、職業の場の拡大のため、障害者及び障害者を雇用する事業主に対し、財政支援、報奨金を支給する規定がある。

労働法第 111 条に従い、2009 年政令第 26 号では以下の罰金（納付金）額を決定した。

表 8. 企業・機関の法定雇用障害者・小人症者数を下回った場合の不足 1 人当たりの毎月納付金

No.	企業や機関の従業員人数	50 人未満の雇用	51 人以上の雇用
1	ウランバートル市、オルホン県、ダルハン・オール県	最低労働賃金 40%	最低労働賃金
2	他の各県		最低労働賃金

モンゴル国労働法第 111 条 6 項に基づき、「企業・機関が所定の納付金を 24 カ月間連続で納付した場合、その後の 12 か月分の納付金は免除される」（同条項は 2008 年 1 月 15 日の法律により追加）。徴収金は就業支援基金に納められ、障害者雇用の促進を図るプログラム等の実施に使用しておりおり、雇用促進基金の 20%を構成する。

障害者雇用促進プログラム

障害者の社会参加の機会を促進する目的の施策として 2017 年就業国家委員会の決定第 1 号「障害者雇用促進プログラム」を実施し、2018 年度に次の措置を講じた。

- 711 名を対象とする職業準備訓練として 4,990 万トゥグルグを支出した。
- 137 人を対象とする就職紹介として 1,310 万トゥグルグを支出した。
- 688 人を対象とする財政支援（償還）として 202 万 1,600 トゥグルグを支出した。
- 656 人を対象とする販売及び事務所の借入費の支援として 1 億 8,570 万トゥグルグを支出した。
- 2,279 人を対象とする営業能力開発研修として 6,830 万トゥグルグを支出した。
- 912 人を対象とする職業訓練として 1 億 5,280 万トゥグルグを支出した。
- 312 人の継続雇用の 312 人の事業主支援として 115 万 5,600 トゥグルグを支出した。
- 2018 年度に 5,692 人を対象に、計 364 万 7,100 トゥグルグにより「障害者雇用促進プログラム」を実施し、1,209 の常時雇用、134 の一時雇用を確保できた。

表9. 「障害者雇用促進プログラム」の対象県・区・首都・区別、費用

	県、区	職業準備訓練を受けた人数	紹介就職サービスを受けた人数	財政支援(償還)を受けた人数	営業研修を受けた人数	職業訓練を受けた人数	販売・事務所の借入費支援を受けた人数	事業主支援対象人数	総人数	総出費額/千トゥグルグ/
1.	アルハンガイ	21		17	75	18	4	1	136	66,884
2.	バヤンウルギー	23		21	64	21	11	2	142	80,605
3.	バヤンホンゴル	19		26	66	17	4	2	134	57,406
4.	ボルガン	16	2	24	54	14	38	2	150	52,312
5.	ゴビアルタイ	15		24	54	15		1	109	48,670
6.	ドルノゴビ	16		11	56	11	5		99	47,490
7.	ドルノド	21	4	17	72	14	12	2	142	72,318
8.	ドンドゴビ	15		7	51	5	2		80	44,525
9.	ザブハン	23		10	79	16			128	59,076
10.	ウブスハンガイ	26		25	94	19	6		170	75,304
11.	ウムヌゴビ	15		13	53				81	47,500
12.	スフバートル	16		15	21	11	6		69	49,394
13.	セレンゲ	26		10	89	18	2	3	148	44,619
14.	トゥブ	11		16	65	4	5		101	57,481
15.	オブス	21		24		21	250		316	62,989
16.	ホブド		16	35	72	30	38	2	193	96,472
17.	フブスグル	22	20	28	94	14	6	2	186	97,277
18.	ヘンティ	21		34	49	15			119	84,790
19.	ダルハン・オール	19	3	17	78	20	35	2	174	77,652
20.	オルホン	21		19	50	19	1	2	112	70,712
21.	ゴビスムベル	8	2	6	10				26	25,860
22.	バガノール	15	3	23	13		5		59	49,845
23.	バガハンガイ	2		7	9		8		18	33,169
24.	バヤンゴル	47	2	33	132		33	1	248	162,947
25.	バヤンズルフ	64	48	15	235	24	43	4	433	233,590
26.	ソングノハイルハン	65	15	77	239	49	74	1	520	219,665
27.	スフバートル	35		33	160		13	3	244	147,850
28.	ハンオール	45		32	168		8	1	254	126,894
29.	チンゲルティ	42	19	45		180	24	4	313	157,280
30.	ナライハ	21		25	77		23		146	66,851
31.	UB市					357			357	86,219
32.	社会福祉サービス局							202	202	1,043,414
33.	総数	711	134	688	2279	912	656	237	5617	3,647,059

2019年、就業国家委員会第1号により「障害者雇用促進プログラム」にかかる2019年度計画を策定した。同プログラムを2019年に実施するため4,230万1,000トゥグルグを予算化し、2018年より5億8,300万トゥグルグ(16%)を増加させ、次の措置を講じる。

- 職業準備訓練：専門技能習得及び社会復帰の支援、職場や産業の場の体験、職場でのコミュニケーション方法習得、職場ルールや労働安全性に関する知識の向上、ならびに職業相談を行い、労働市場情報に関する総合的な支援サービスを提供する。

-
- ・ 職場紹介：必要に応じて、障害者の希望を考慮しながら、就労移行支援や就活面接支援を行い、職場・雇用主に紹介する目的で手話通訳者を備上する。
 - ・ 財政支援措置（償還）：500万トウグルグまで。償還期間4年、100%償還。
 - ・ 販売及び事務所の借入費の支援：マイクロビジネスを運営する障害者の依頼に基づいて加工品の販売をサポートし、事務所の借入費に関する助成金を支給する。
 - ・ 自営業支援研修：財政支援を受けた、あるいは小規模ビジネスを運営している障害者、自営業に関心のある障害者、常時介護が必要な障害児の親や保護者の希望を考慮し、自営業支援研修に参加させる。
 - ・ 職業訓練：障害に配慮する教育環境を整備した教育機関が1か月から10か月の特別課程にて障害者の職業能力を向上させる。
 - ・ 事業主支援措置：障害者を継続的に（12か月以上）雇用した場合、事業主に労働最低賃金の12倍増に相当する報酬金を支払う。

就業支援法の改正案

就業支援法を計11回改正してきたところ、各条項を変更すると内容や関連性が失われる可能性があるため、同法の改正案を作成中である。その目的は国民の就労支援の法整備、その種類・形態、対象範囲、財源の確保、労働機関の組織に関する関係を改善することである。

就業支援法改正案作成にかかる作業部会の下で、障害者雇用促進施策を作成する副作業部会が設置された（2018年労働・社会保障大臣令第A/148号）。また、同法の理念（法務・内務大臣および労働・社会保障大臣共同令）を可決し、障害者に関する条項を策定する副作業部会（2018年労働・社会保障大臣令第A/148号）が設置された。

就業支援法

- ・ 第1条：総則
- ・ 第2条：就業共通サービス
- ・ 第3条：就業支援措置
- ・ 第4条：障害者就業支援活動
- ・ 第5条：就業登録・情報
- ・ 第6条：就業支援基金
- ・ 第7条：就業支援活動の管理、組織
- ・ 第8条：その他

障害者雇用促進プログラムへの監視・分析・評価

2018 年労働・社会保障大臣令第 A/276 号により作業部会を設置し、障害者就労支援プログラムについて直近 3 年間の実施にかかる監視・分析・評価を 2018 年 10 月 10 日から 11 月 20 日までウランバートル市 9 区において行った。次の企業や個人を対象とした。

- ・ 就労支援機器の整備を目的とする財政支援を受けた 101 社
- ・ 自営業支援研修及び職業訓練を実施した 12 機関
- ・ 報奨金を受けた 63 機関
- ・ 区レベルで償還のある財政支援を受けた 81 名
- ・ 販売及び事務所の借入費の支援を受けた 63 名

直近 3 年間、障害者雇用促進プログラムに関して就業支援基金から計 1,098 万 2,093 トウグルグを供与し、1 万 4,986 名に対する実施を図った。さらに、8,721 名を対象とする知識・技能開発研修、6,265 名を対象とする障害者の雇用の場を開拓した。

同監視・分析・評価の結果では、直近 3 年間で 1 万 1,674 人の雇用の場を開拓し支援した実績を明らかにした。しかし、国家統計委員会の調査によると就業障害者の数は減っていた。このことから、同プログラムの効果は不十分であり、同プログラム第 5.2.1、5.2.2 に規定する成果が不足している、と判断された。その結果、ガイドラインを策定し、2019 年 1 月 11 日に労働・社会保障大臣令第 A/03 号により監視・分析・評価の対策措置を関係機関に伝達した。

職業訓練・教育

2018/2019 年度学年において、職業訓練及び技術教育の特別許可を有する 86 校の教育機関があり、そのうち 83 校が定期的な活動を行っている。そのうち 50 校が国立、36 校が私立である。2017/2018 年度学年においては、就学者総数 3 万 7,039 人であり、そのうち障害のある在学者が 555 人、うち女性が 247 人である。障害種別は、視覚障害者 235 人（うち女性 108 人）、言語障害者 58 人（うち女性 21 人）、聴覚障害者 81 人（うち女性 37 人）、身体障害者 102 人（うち女性 43 人）、知的障害者 35 人（うち女性 17 人）、その他障害者が 44 人である。

表 10. 2018/2019 年度学年の就学障害者の情報

	障害種別	総数	うち女性
1	視覚	235	108
2	聴覚	81	37
3	言語	58	21
4	肢体不自由	102	43

5	知的	35	17
6	その他	44	21
7	総数	555	247

職業訓練・教育法

職業訓練・教育法では、職業訓練・教育の内容、目的、組織、管理を定義し、国民に職業訓練を習得させ、職業能力開発・向上研修を労働市場のニーズや事業主の希望に応じて実施し、当事者の権利や義務に関する内容も取り入れている。

職業訓練・教育の組織として障害者を養成する職業訓練センターが含まれる。教員には能力強化研修にも定期的に参加させる。

職業訓練及び技術教育開発国家プログラムは、モンゴル国開発政策、労働市場の需要、国民のニーズに応じて、国民の能力と興味を踏まえた技術教育及び職業訓練の改善、教育の質、アクセシビリティ、効率の向上を図る。

同プログラムでは、職業訓練、技術教育の内容を、労働市場の需要に応じて改善していくため、官民連携の仕組みの構築・継続を目指す。また、産業界のニーズに対応するため、教育内容を多様化し、教育基準、課程を変更し、教員の指導方法及び教員の能力をエンジニア、技術者と同等レベルまで強化し、現代のニーズに適合した教育環境を整備する。また必要な教科書、教材を提供し、国民のニーズに基づくサービスを導入し、適当な法制度を整備することなどが記載されている。

同プログラム第 4.4.4 項「実施活動」では、障害者の職業訓練への平等な参加を促進するための規定がある。

障害者が就学している一部の国立及び私立職業訓練センターの紹介は次のとおりである。

国立リハビリテーションセンター

労働市場ニーズに対応した障害者の職業訓練を実施するとともに、コミュニケーション、生きる力、自営業、英語、体育、健康及び専門技術教育について理論（20%）と実践（80%）を兼用している。過去の就学歴によらず、不登校や義務教育を受けてない障害者に対しても職業訓練を提供できているのが、他の職業訓練センターと異なる点である。

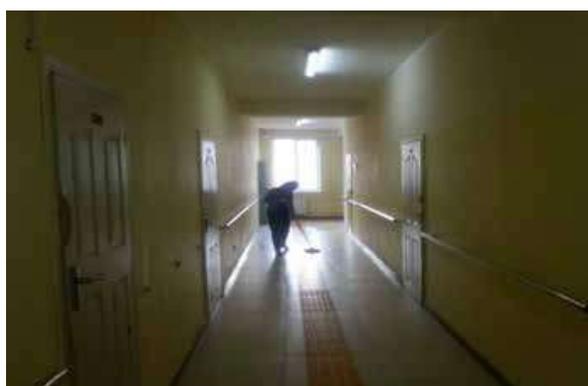
同センターでは1～2年半の期間、調理師、パン・菓子製造士、縫製士、木大工、土産製造士、グラフィックデザイナー、携帯電話・電話機修理士という7つの職業訓練内容で育成している。

教育環境

16～45歳の障害者を対象に受け入れる20～25名用の学生寮がある。同学生寮は年間90～120名を受け入れている。1クラスの人気数は8～12名であり、2割までを限度に障害のない者が就学している。首都・区・県の労働・福祉サービス局・課と連携し、職業能力向上のための1か月の短期コースも実施している。また、聴覚障害者と連携し、行政機関や障害団体への初級手話通訳研修（教員、ソーシャルワーカー及び手話翻訳・通訳者）も実施している。



国立リハビリテーションセンターの学生寮



2018/2019 年度学年においては、職業訓練・能力開発学校の在学者数は 139 人（うち女性 70 人）であり、通信、食品工業、公共施設、サービス、手工芸品、デザイナー、軽工業について、次の期間で受講している。そのうち 101 人が障害者である。

表 11. 2014～2019 年の在学障害者

No.	学年	人数
1	2014～2015	85
2	2015～2016	65
3	2016～2017	69
4	2017～2018	116
5	2018～2019	139
総計		474

表 12. 2018～2019 年の在学障害者の統計

No.	専攻	人数
1 年間コース		
1	携帯電話機・電話機の修理者	12
2	土産製造者	13
3	木工大工	10
4	パン・お菓子製造者	7
5	調理師	13
6	洋裁	19
2.5 年間のコース		
1	裁縫製品の職人	20
2	彫刻職人	11
3	グラフィックデザインのコース A	288
4	織物職人	6
総数		139

視覚障害者協会の職業訓練センター

視覚障害者国家協会傘下の職業訓練センターは 2015 年 8 月から活動を開始し、モンゴル全土で労働能力損失率 50%以上の視覚障害者を対象に 7 つの専攻を提供している。

2 年単位で 4 コース（マッサージ、馬頭琴、パソコン、カシミヤ・羊毛の加工）を開講している。また、ドナー機関の支援により、地方の視覚障害者向けの白杖の歩行訓練とトレーナー育成も行っている。日本で研修を受けた 10 人のトレーナーがマッサージコースで教えている。地方からの研修者のため、14 人用の宿泊可能な寮（国家予算にて建設）を整えており、年間 70 名～80 名の研修員の受入れが可能である。

- ・医療マッサージ（2年間）
- ・ストレス解消マッサージ（1年間）
- ・IT 専門家（2年間）
- ・土産製造者（2年間）
- ・伝統楽器の演奏家（馬頭琴、ホーミー）（2年間）
- ・ピアニスト（1年間）
- ・バリスタ（1年間）などのコースを開講している。

同センターは 36 名用の学生寮を有し、地方からの就学者が入居する。



白杖の歩行訓練



マッサージ室

今後の業務方針

2016～2020 年のモンゴル政府行動計画、政府人口開発政策、職業訓練・技術教育開発国家プログラムに反映された措置に従い、国立リハビリテーションセンターが職業訓練・教育として次の取組みを実施している。

- ・既存の教科書を、障害者固有のニーズに応じ、より利用しやすい形式で改善する（音声式、ビデオ、DVD、点字、絵本）。
- ・職業訓練・教育機関において「教員開発プログラム」を実施する。
- ・障害、リハビリテーション、特別支援教育に関する調査・研究事業を検討し、データベースを構築する。
- ・各大学で障害に関する啓発研修を実施する。
- ・中央部県の職業訓練センターで障害者を対象とする研修を推進する。
- ・教育計画に従い「能力に基づく教育課程」を学校の特徴に応じて改善する。
- ・卒業者向け「就業支援センター」の活動を改善する。

第6章 保健

モンゴル医療援助・サービス法ではリハビリテーション及び看護・介護サービスの組織を追加した。同法に伴い、モンゴル国保健法を改正し、障害者に優しい保健機関の組織を再編した。例えば、国立リハビリテーションセンター、看護師センター、介護・療育センターの組織、運営基準の計画案を新たに策定することになった。ハーンオル区では 35 床のリハビリテーションセンターを建設するため 2019 年度国家予算に 30 億トゥグルグ（保健大臣の枠組み）が計上された。

2018 年保健省・労働・社会保障省令第 A/69/48 号により、「常時介護を要する高齢者・障害者の疾病や傷病のリスト、常時介護を要する 0~16 歳の障害児の疾病や傷病のリスト、常時介護を要する高齢者や障害児・者の評価指標、常時介護を要とする障害児・者の定義マニュアル、常時介護を要する障害児・者の診断用紙」をそれぞれ策定した。

2017 年政令 78 号により「母子・性と生殖に関する健康国家プログラム」第 3.2.2.9 ではすべての新生児を対象とする 4 種の検診（新生児の股関節脱臼スクリーニング、聴覚スクリーニング、未熟児網膜症スクリーニング、マススクリーニング）を実施することを規定した。同プログラムの目的は保険制度へ総合的な新生児検診を段階的に導入し、新生児の疾病や死亡率を減らし、障害を予防することである。

2018 年 8 月現在、30 万 8,254 人の新生児が股関節脱臼スクリーニング、4,647 人の新生児が早期治療を受け、肢体障害を予防することができた。4,413 人の新生児が未熟児網膜症スクリーニング、213 人が早期治療を受け、視覚障害を予防することができた。5 万 9,155 人を対象とする新生児聴覚スクリーニングを行い、263 人が治療を受け、聴覚障害を予防することができた。

2018 年健康保険国家委員会第 10 号決定により「健康保険基金からの給付を要し、障害児に不可欠な薬品名、種類、価格の限度、給付金額」を改定した。

2018 年 11 月健康保険国家委員会決定第 11 号により「一部の高額医療サービスに必要な医療機器、およびリハビリテーション用の補装具にかかる費用に対する健康保険基金からの支給・監視規則」、「一部の高額医療サービスに必要な医療機器、リハビリテーション用の補装具リスト及びその市場価格、保険基金に対する健康保険基金からの給付金額」を改定し、策定した。

第7章 教育

表 13. 2018 年に教育分野で新たに策定された法的書類

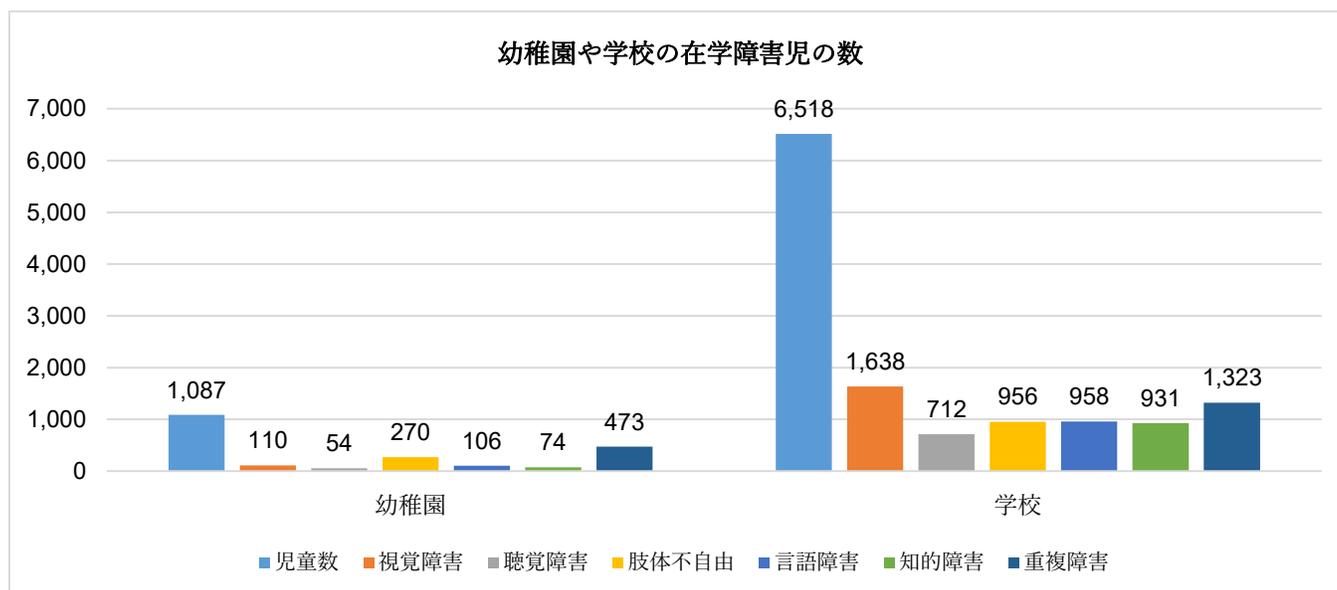
No.	障害者に関する法的書類名	採択日付	番号
共同令			
1	国立及び公立義務教育学校の教員を除き、幹部や職員のモデル定数標準を策定。発令の附則資料第 5 では義務特別教育学校の活動特性に踏まえて、小・中等教育法第 13.6 に規定する必要性やニーズに合わせてモデル標準の定数を 5 名まで増やすことが可能と指定。	2018 年 1 月 23 日	A/024 A/11
教育・文化・科学・スポーツ大臣令			
1	教育模範、ガイドラインの策定（障害児へ一定水準の教育提供を支援し、障害児の特性ニーズに応じて柔軟な習得を図るため「個別教育カリキュラム」を附属資料第 1、カリキュラム作成ガイドラインを附属資料第 2 でそれぞれ策定）。	2018 年 3 月 29 日	A/155
2	義務教育や高校における知的障害児向けのカリキュラム、視覚障害児や聴覚障害児向けのカリキュラムをそれぞれ改定・策定。	2018 年 8 月 6 日	A/491
3	第 29 特別教育学校の就学前教育、モンゴル語、数学、会話・筆記、体験、リズム体操のカリキュラムを策定。	2018 年 8 月 6 日	A/492
4	障害児の大学進学施策として、資産に関わらず、高等教育機関での障害者の就学機会、権利保障、就学支援、開発、就業への意向支援などを実施すると決定。また、障害のある学生担当職員を派遣し、高等教育機関の学生人数 300 人以上の場合に通常担当者、300 人以下の場合に兼職担当者を配置。	2018 年 5 月 4 日	A/261
5	「義務教育学校の生徒及び教育の質の評価規則」では障害のある生徒を発達レベルで評価するように規定。	2018 年 6 月 29 日	A/425
6	「生活安全教育」カリキュラムを策定。	2018 年 4 月 6 日	A/181
7	小・中等・義務教育の統一カリキュラムの実施規則を策定。	2018 年 4 月 5 日	A/168
8	「義務教育学校、幼稚園、非公式教育、生涯教育センターの教員、幹部や職員の道徳規則」を策定。	2018 年 5 月 1 日	A/243

教育を受けている障害児

2018/2019 年度学年の統計によると、障害のある 1,087 人の子どもが幼稚園で、6,518 人が義務教育学校でそれぞれ就学している。

表 14. 教育を受けている障害児

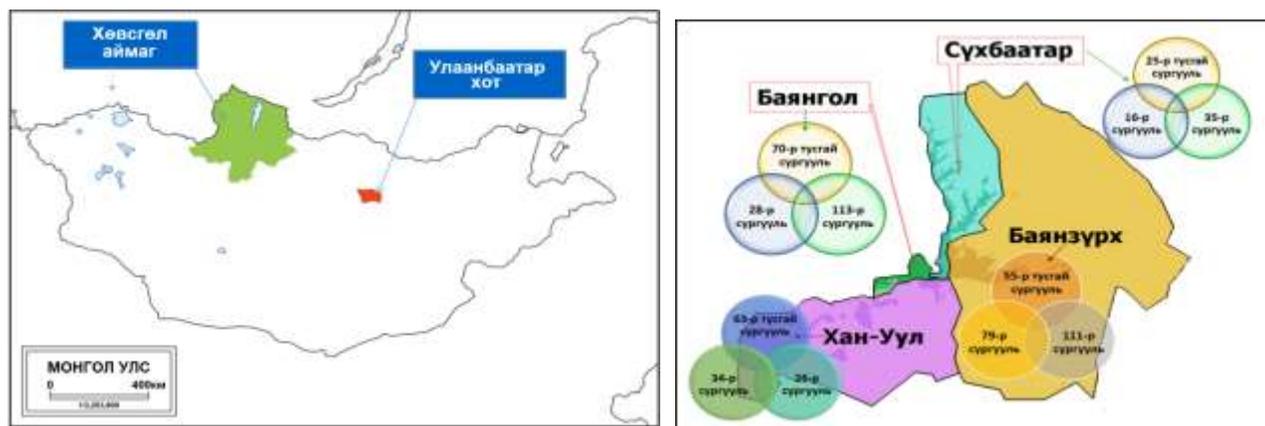
No.	年齢別	子どもの総数 (人)	教育を受けた子どもの数 (人)	割合 (%)
1	2-5 歳	1,900	1,087	57.2
2	6-18 歳	8,351	6,518	78.0
3	総数	10,251	7,605	67.6



障害のある生徒の教育支援における取組み

インクルーシブ教育開発として、JICA の「障害児のための教育改善プロジェクト」が、知的障害児を対象とする特別学校 4 校および通常学校 8 校にて実施されている。

図 2. 「障害児のための教育改善プロジェクト」のパイロット県・区



国連の児童基金と連携し「インクルーシブ教育・健全かつ質の高い教育環

障害児が義務教育を受けるときの支障を乗り越えるためにサポートをする会話補助装置「友だち」アプリを作成した。同アプリは障害児が他の生徒と直接にコミュニケーションをとり、彼らから援助を受けたいときなど、必要の言葉を挿入した。また、障害児本人に必要な画像、音声をアプリに追加した。

- バヤンホンゴル県エルデム高校 14 名
- ザグ郡 9 年制学校 4 名
- 障害者開発センター 154 名
- ゴビアルタイ県第 3 学校 17 名
- バヤンオール郡義務教育学校 27 名
- ザブハン県第 4 学校 12 名
- シルースティ郡義務教育学校 8 名

1 億 347 万 9,600 トウグルグで、特別支援学校向けに、以下の教科書（2 種）と教員指導書（1 種）を発行した。

- モンゴル語 I（知的障害のある生徒）
- 数学 V（知的障害のある生徒）
- 言語療法 I-V（聴覚障害のある生徒、教員の指導書）

未就学障害児支援の取組み

同等教育

2018/2019 年度学年において、モンゴル全土にある 355 の生涯教育センターで受講している 7,296 人のうち、障害者数は 933 人（12.8%）である。障害者総数の 42.1%（393 名）が初等学校、47.2%（440 人）が中等学校、10.7%（100 人）が高等学校を卒業している。

在宅教育

モンゴルの 8 県・2 区の生涯教育センターにおいて寝たきり及び重度の障害者への在宅教育を行った。同教育対象 131 名が障害児であり、そのうち 72 名（55%）が男性、59 名（45%）が女性であった。

表 15. 在宅教育対象県、区

No.	県、区	生徒数 (人)
1	バヤンホンゴル	6
2	バヤンウルギー	5
3	ゴビアルタイ	5
4	ダルハンオール	11
5	ザブハン	25
6	セレンゲ	13
7	スフバートル	6
8	トゥブ	38
9	バヤンズルフ区	8
10	ナライハ区	14
	総数	131

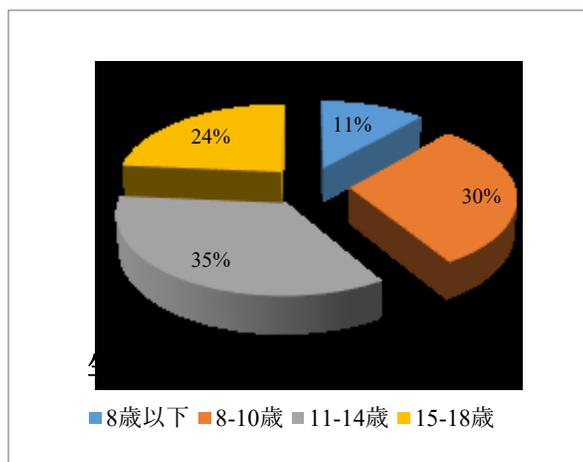


図 3. 在宅教育を受けている生徒総数 (県、区)

教員・人材育成研修

国連の児童基金の支援により、2018年5月および12月に障害児を対象とする生涯教育の教員を養成する2・3級の研修を開催した。

表 16. 教員・職員養成研修

No.	研修名	開催地	期間	ターゲットグループ	対象人数
1	障害児を対象とする能力強化 (第2・3期)	バヤンズルフ区生涯教育センター	5月17～18日 12月10～11日	バヤンズルフ区の生涯教育教員、指導員、校長、バヤンゴル、チンゲルティ、ハンオール、ソングノハイルハン、スフバートルの各区の教員、障害児の親、介護者	66人

特別教育教員養成・再研修に関する取り組み

特別教育学校の医師能力強化研修をロシアのチタ州イルクーツク市内のリハビリテーションセンターにて開催し、6校の医師が参加した。その必要な経費は教育・文化・科学・スポーツ省が負担した。

2018/2019年度学年において、ロシアのイルクーツク市内の理学大学にて10名が特別教育教員専攻で留学している。

2018年、モンゴル教育大学は特別教育学部を開校し、特別教育教員として96名の学生が在学中である。在学者は手話課程(2単位)、聴覚・視覚障害児教育課程(3単位)を受講している。また、特別教育学校では4週間の実習を実施した。

モンゴル教育大学の教育学部、就学前教育学部、社会・人道大学、理学部に在学している学生が「特別支援教育の基礎」と「インクルーシブ教育」を必修科目及び選択科目として2単位取得することを検討している。例えば、同学年では社会・人道大学、体育大学の学生240名が「特別教育の基礎」と「インクルーシブ教育」の授業を受講した。また、特別支援教育学部が知的障害児の特別支援教育について試行的に実施した。特別支援教員のニーズに応じて、計26名の教員を対象とする「言語療法理論」課程(3単位)を開講し、教育を実施した。

ロシアのイルクーツク州よりスヴェトラナ・ユルエヴナ博士を招聘し「言語障害のある子ども指導方法」というテーマで3日間の研修を開催した。50名の教員、研究者、学生が参加した。

2018年、392名を対象とする特別教育幼稚園・学校の教員能力強化研修を国家予算1,745万5,960トゥグルグを支出して開催した。視覚・聴覚・知的障害児担当の幼稚園や学校の教員、助教員、学校の幹部職員、教育支援職員がそれぞれ3日間の研修(9回)に参加した。

視覚・聴覚障害児対象の教員能力強化研修を開催し、第 116 校・第 29 校の教員 25 名、ウムヌゴビ県、フブスグル県の教員それぞれ 1 名、モンゴル教育大学特別教育の学生 5 名、計 57 名が参加した。視覚障害のある教員 3 名に点字資料を配布し、聴覚障害のある教員 5 名に手話通訳者を通して研修を実施した。2019 年度、同基礎研修を受けた教員に対して応用研修を実施する予定。

教育環境改善の取り組み

オユトルゴイ社からの 1 億 4000 万トゥグルグの支援により、第 25 特別学校にてエレベーターを設置した。



ウールテール株式会社が 2018 年度国家予算 10 億トゥグルグでバスを組み立て、第 25・55・63・70・116 校の特別学校、第 10・186 園の特別幼稚園に引き渡した。2018 年度国家予算では第 25・55・63・70・116 校の特別学校、第 10・186 園の特別幼稚園にて 5 億トゥグルグ相当の教具、教材を購入し配布した。2018 年度国家予算により、第 25・55・63・70・116 校の特別学校、第 10・186 園の特別幼稚園にて、5 億トゥグルグ相当の大改修をした。

第 10 特別教育支援幼稚園建設費の課題が解決された。モンゴルでは初めて 120 人の障害児収容の幼稚園の建設事業が開始された。建設費 49 億トゥグルグと決定された。

今後の業務方針

- 親の能力強化事業を段階的に実施する。
- 特別教育幼稚園の規則を作成し、承認申請する。
- 各県に障害児支援の「開発センター」を新設する。
- 子どもの開発特性、学習能力、ニーズを踏まえて改善カリキュラムの案を作成・策定する。

-
- 寝たきり・重度の障害児に文字の書き方及び小中等教育、義務教育を教えるホームスクーリング規則案を作成・策定する。

第8章 アクセシビリティ

関連法とその動向

都市開発法第20条では、障害者用のインフラ整備について明記し、障害者が円滑に利用できる環境を整備しなかった都市計画、建築物の設計、設計図などに許可を出さないことを規定している。また、建築法（改正版）では障害者への配慮の要件を第15条に規定し、実施している。

障害者に特有なニーズを次の建設規格・基準に記載し、遵守させる。

- ・ 「公共建築物構造における障害者の要件を示した設計基準」（MNS 91.040.10: 2009）
- ・ 障害者に特有ニーズを考慮した設計
- ・ 「歩行者、障害者用の歩道設計マニュアル」
- ・ 「障害者の空間設計」建設規格
- ・ 「住宅の設計図、計画」建築ノルマ及び規則
- ・ 「教育施設の設計図作成マニュアル」
- ・ 「石油・石油製品備蓄施設の技術設計図」建設規格
- ・ 「穀物貯蔵・加工施設」
- ・ 「工業施設」建築ノルマ及び規則

「都市開発法」の改正案を作成中であり、「都市開発における障害者の権利を保障する原則」を追加し、関係規定を明確するために努力している。

「建築法の改正案」は2016年2月5日に採択され、障害者に特有なニーズに応じる規定を新たに追加した。同法の施行に関する規則案を作成中である。

駐車場法第13条。駐車場における一般要件第13.1.8に従い、障害者の車両用の駐車場を所定の基準・規則に基づいて整備する。

土地料金法の改正案では「障害者が新しい工業やサービス業を経営する場合、最初の3年間に土地料金を100%、次の3年間に50%、それぞれ免税する」と規定している。

障害者副委員会の2018年2月14日の定例会議にてアクセシビリティ法案を作成し、今年中に閣議決定を求めよう建設・都市開発省に指示が出された。それを受けて、2018年建設・都市開発事務次官決定第51号によりアクセシビリティ法案の作成を目的とする各関係機関から成る作業部会が設置された。

建設都市開発分野の規格・基準に関する資料の改善として「市町村の計画、建設基準規格（BNbD30.01.04）」、義務教育学校の建築物の設計にかかる建築ノルマ及び規則、就学前教育建

建築物の設計にかかる建築ノルマ及び規則、住宅の設計図計画にかかる建築ノルマ及び規則、障害者向けの建築物の設計規格などの改定が 2018 年度の計画に反映され、承認されている。

2016 年度に 511、2017 年度に 587、2018 年上半期に 370 の建築物（住宅、オフィス、サービス施設、学校、幼稚園、病院、寮、文化センターなど）の設計図に対して、46 名（非常勤）のエキスパートにより建築設計の認定を実施した。

「障害者が円滑に利用でき、特有なニーズに応じた建築物の要件」基準を公表するとともに、アニメーション制作の TOR を作成した。アニメーションは 2018 年 8 月 8 日に建設・都市開発事務次官にて承認された。アニメーション制作事業は 2018 年第 4 四半期に完了する計画である。

ウランバートル市及び各県の所在地における新設予定の住宅の出入口前に、障害者が円滑に移動できるスロープと、エレベーター内の点字プレートを設置した。また、野外駐車場の 3% を障害者用駐車スペースとするとともに、住宅街の歩道に点字ブロックを整備し、1 階の通路で手すりを設計図に従い建設している。

2017 年 2 月 6 日建設都市開発大臣令第 26 号が発出された「ターゲットグループ向けの公共賃貸住宅入居」規則では障害者入居率をウランバートル市や地方において 5% としている。現時点での公共賃貸住宅数は 510 戸であり、そのうち 6.5%、つまり 98 人の障害者が入居している。

2016 年政令第 121 号「2016～2020 年政府行動計画の実施計画」第 2.77.1 項に規定した住宅国家プログラム及びその実施計画の案を作成する作業部会が 2018 年建設都市開発大臣令第 85 号に基づいて設置された。同作業部会に障害者権利保護団体の代表として M. Bayasgalan 会長（モンゴル障害者国家委員会）が参加した。住宅国家プログラムには障害者対象の公共賃貸住宅および福祉住宅を提供することを記載しており、関係機関の意見を聴取し、閣議決定を求める準備を進めている。

2017 年 10 月 27 日建設都市開発大臣令第 184 号に従い、大臣委員会のメンバーとして障害者団体の代表である車椅子利用者協会の会長を選任した。

内閣の一部業務を地方公共団体に委託するにあたって、2018 年 1 月 31 日に建設都市開発大臣がウランバートル市長及び各県知事と合意し、契約を締結した。ウランバートル市及び各県にある公共施設が障害者に対して、以下のとおり取り組む。

- ・ウランバートル市及び地方にある公共施設は障害者が円滑に利用できるように留意すること。
- ・建設都市開発に関する規格・基準を改善するため、2018 年に始まった障害者の特性に応じる条件を満たす規格・基準改正を終え、施行に向けて取り組んでいる。

道路・敷地のアクセシビリティ

道路法第 30.5 項「障害者用車両の道路や道路施設の料金を免税する」規定に従い、市町村の道路通行料金所が障害者用車両の道路や道路施設の料金を免税し、同法の実施を推進する。

道路規格・基準基金の資金で実施する事業では歩行者や障害者に配慮した道路・技術要件基準（MNS 6056:2009）、歩行者や障害者に配慮した歩道設計基準（MNS 6056:2009）を改定する。策定計画に従い、2018 年 3 月のコンサルティングサービス入札によりギョウゾラグラル社が選定された。2018 年 11 月 23 日に実施会社を選定し、同日付の契約書（第 2018/283）を結び、上記の基準を 2019 年 5 月までに策定することになっている。

2017 年 11 月 29 日政令第 321 号「障害者の権利保障、社会参加促進及び開発支援国家プログラム」を実施するため「公共施設、道路、道路施設、公共交通に関する基準の評価・改正」を目的とした 2018 年 6 月 27 日道路・運輸開発大臣令に基づき「全国モニタリング実施」委員会を設置した。

同委員会は道路・運輸の国内基準の適合状況を評価し、結論付け、入札書類及び技術仕様書の記載、他の書類との関連性を評価し、新作成、改正、無効にする基準リストを作成し、今後の計画に取り入れるよう助言した。

情報アクセシビリティ

2017 年モンゴル国政令第 47 号「2017～2025 年政府の情報通信開発に関する政策」の第 3.4.5 項には「障害者用の情報・通信サービスアクセシビリティ向上」という目標が規定されている。

モンゴルのラジオ・テレビの広報番組の普及を支援し、市場競争における適切な環境を整備し、公益に適う良質なサービスでアクセシビリティを向上するために関係調整する目的の下、広報番組法案を作成した。同広報番組法案第 23 条「広報番組の一般要件」では聴覚障害者に配慮した字幕や手話通訳を付けた番組を放送すると規定された。

モンゴルの地上デジタルテレビ放送ネットワークでは、広報番組のテレビ、チャンネルテレビ運営要件を作成するあたりに、聴覚障害者が利用しやすい手話言語、字幕付きニュース、情報、番組、映画、子ども映画、子ども番組を放送する責務を有し、それに従い計画を策定する必要があるという規則を追加することが検討されている。

標準測量庁が行政機関のウェブサイト基準として通信規制委員会の計画を改定するにあたり、障害者が利用しやすい行政機関のウェブサイトを整備する規則を追加することとした。

アジア防災閣僚級会議の開催

2018年7月3～6日、モンゴル政府及び国連国際防災戦略事務局（UNISDR）、緊急事態庁の共催により第2回アジア防災閣僚会議がウランバートル市にて開催された。国際機関、非政府機関、マスメディア、民間企業及び子ども、女性、障害者、学者など50か国の3,000名が出席した。

同会議では災害に強いインフラ整備、社会的弱者であるターゲットグループのニーズに応じた防災制度を開発し、彼らの参加、リーダーシップの確保など、数多くの重要なテーマが取り上げられた。

第9章 各省管轄の障害者副員会の主要な活動

表 17. 各省管轄の障害者副委員会の委員

	省名	委員の総数	行政機関	非政府機関
1.	労働・社会保障省	25	15	10
2.	自然環境・観光省	18	10	8
3.	国防省	11	8	3
4.	保健省	24	17	7
5.	建設・都市開発省	26	18	8
6.	食糧・農牧業・軽工業省	16	11	5
7.	財務省	14	7	7
8.	エネルギー省	16	8	8
9.	法務・内務省	17	14	3
10.	教育・文化・科学・スポーツ省	27	19	8
11.	鉱業・重工業省	17	10	7
12.	道路・運輸開発省	18	14	4
13.	外務省	9	8	1
14.	通信・情報技術庁	24	14	6 (民間企業 4)

労働・社会保障省

労働・社会保障省下の障害者副委員会が 2018 年度に以下の取組みを実施した。

- 障害者権利法の改正案を作成した。同法実施に関する業務及び会計の報告書を合わせて作成した。同法に規定するサービスを受ける個人、サービスを提供する中央・地方の行政機関、障害者団体の代表が同法の実施状況、課題、改正の必要性に関する特別な調査を実施した。その結果、法令法に従い、精査を行い、同法の理念案を作成し、労働・社会保障大臣、法務内務大臣、財務大臣の共同承認を求めるため同省に提出している。
- 2018 年 8 月 21 日労働・社会保障大臣令 A/231 号により、国連障害者権利条約に基づき第 2・3 回目定例報告書作成のための作業部会を設置した。国連は報告形式を変更し、当該国の障害者団体のパラレル・レポートに対応するように、政府に対して事前質問を求めている。2018 年 10 月にモンゴル政府へ質問集が届けられたため、各省からその事前質問事項に関する報告書を受理することになった。2019 年 10 月 1 日までに報告書を国連に提出する。
- 障害者に優しい年次別優秀者を選ぶ基準・規則案を作成し、障害者政策委員会の審議を経て可決された。2019 年上半期、年次別優秀者を選定するために取り組んでいる。

-
- 障害者権利法 23.3 項に規定する地域に根ざしたインクルーシブ開発サービスの基準案を作業部会にて作成し、社会保障・福祉基準技術委員会にて可決された。
 - 行政機関が労働法第 111 条の実現に関する情報をすべての分野から収集し、評価したところ、全ての分野において同条の実施が不十分であった。合計 9 省から 222 機関の情報が届けられたところ、総従業員 4 万 4,609 人のうち 1,782 人が障害者であった。労働・社会保障省の管轄の労働・社会保障研究所が同法の実現状況、納付金を納付している各機関に関する情報を収集し、調査を実施した。その結果、各分野で労働法の実施体制を見直さなければならないと判断した。同法の実施を推進し、充実する必要性から再度情報を収集することになっている。
 - モンゴル国首相令第 107 号により第 4 回アジア太平洋・地域に根ざしたインクルーシブ開発会合 (CBID-AP) にかかる委員会を設置した。2018 年 6 月 27~28 日、CBR アジア太平洋ネットワークとともに、2019 年開催予定の同 CBID-AP 会合の事前会議をウランバートル市にて共催した。同会議では組織、基本テーマ、サブ・テーマ、開催日、開催地、日程表、予算、地域、モンゴルで事業実施している国際協力機関との協力などを協議した。また、モンゴル国政府及び CBR アジア・太平洋ネットワークの間で同 CBID-AP 会合開催の覚書の署名式が行われ、準備事業を進めている。同 CBID-AP 会合にかかる国内運営委員会の業務を担当する各分野の作業部会 (2018 年労働・社会保障大臣令第 A/211 号) を設置した。同大臣令に基づき、詳細業務計画を策定し、実施している。また、同 CBID-AP 会合の公式ウェブサイト (www.apcbid2019.mn) を公開している。
 - JICA「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」では、障害平等研修 (DET) を実施する障害当事者 32 名のファシリテーターを養成した。ファシリテーターと協力し 7 つ行政機関や民間企業の 7,445 人の従業員を対象に 229 回の DET を開催した。DET を実施した機関の環境を改善し、アクセシビリティ向上を図っている。また、労働・社会保障省管轄の 45 省庁でも DET を開催した。労働・社会保障省の発案により全省の公務員の障害に対する理解や態度を変更する目的で、全省の障害者副委員会が DET を開催した。2018 年の DET 対象機関は次のとおりである。教育分野では教員養成研究所、ウランバートル市教育局、県・区の子ども介護サービスの教員、各大学、サービス業機関、地方、民間企業、国際プロジェクト、NGO のスタッフを対象とした。今後は、保健及び教育・文化・科学・スポーツ省の管轄機関のスタッフを対象にスケジュール通り DET を実施する。

障害者担当制度を強化し、中央や地方の職員能力を強化する取り組み

- 障害者国家委員会を拡大する案を作成し、2018 年政令第 308 号により策定された。各種別の障害者に留意し、新たに作成されている法令、施策、プログラムの中に障害者の権利保障を盛り込み、当分野の活動へ障害者・障害者団体が参加する機会を増進していることが有意義である。
- ドルノド県では、東部県の人口・家族・青少年担当専門家を対象する人材養成セミナーを開催し 150 名が参加した。同セミナーでは人口・家族・青年・高齢者・障害者に関する法律を紹介し、公務員が担当する人口課題を他の政策・活動に関連させ、モニタリングにより理解

や知識を促進し、人口・開発・社会保障・労働政策・活動について助言や指示をした。その際、リハビリテーションセンターがドルノド県の障害者に対して保健、心理学、補装具、職業訓練に関する助言を行い、サービスを提供した。

- 12月4～5日、県・区の役所、社会政策課、社会福祉サービス課、家族・青少年開発課の課長および専門家を対象とする研修を開催した。同研修では、社会福祉分野の施策、活動、課題、解決策及び障害者に関する情報を共有するとともに意見交換をした。

行政機関及び障害者団体の連携強化の取り組み

- 2018年労働・社会保障大臣令第A/93にて策定された指導書に従い、ウランバートル市における労働・社会保障管轄37機関を対象に、障害者に配慮するアクセスビリティ評価を2018年4月23日から5月23日まで実施した。同評価はモンゴル車椅子協会、ユニバーサル・プログレス、ソングノ自立生活センターという経験のあるNGOに委託した。2018年6月13日に開催された報告会には、評価対象機関の幹部、関係専門家、各省の障害者副委員会の書記官など80名が出席した。その結果、障害者が円滑に利用できる環境を整備する業務計画を策定し、必要な資金を段階的に計上し、国際機関・プロジェクトと連携しながら、環境基準に適合する取組みを行うこととした。指導書や勧告に従い、取組みをするよう評価の対象機関に指示が出された。
- 2018年2月から毎月、労働・社会保障省が障害者・NGO代表の参加の下で「NGO意見交換会」を主催してきた。2018年度、計7回のNGO意見交換会を開催し、関係行政機関、NGOの参加を推進した。同意見交換会では各省の障害者副委員会の活動、作成中の法令案、実施中のプロジェクト、業務について発表された。NGOは法律改正、必要な対策を早期に実施していることに感謝意を表明した。

2月28日	<ul style="list-style-type: none"> 障害者政策委員会の2018年度報告、2019年度の計画 障害者の権利、社会参加、発達支援プログラムの実施計画案
3月29日	<ul style="list-style-type: none"> 食糧・農牧業・軽工業省の障害者副委員会の報告 労働法改正案 INSPIREDプロジェクトの紹介
4月30日	<ul style="list-style-type: none"> 保健省の障害者政策副委員会の報告 病院・労働認定委員会の報告 地域に根ざしたインクルーシブ開発基準案
6月29日	<ul style="list-style-type: none"> 建設・都市開発省の障害者副委員会の報告 障害者権利法の実施への評価
9月25日	<ul style="list-style-type: none"> 障害者データベース設置に関するモンゴル全国統計調査 ADBのソフトローンにより実施されている「障害者の包摂性およびサービス提供の改善プロジェクト」 障害者開発庁の紹介 障害者に優しい年次別優秀者選定規則案

10月19日	<ul style="list-style-type: none"> 財務省の障害者副委員会の報告 国有及び地方有の資金で物資、事業、サービス業の購入法改正案の報告
12月19日	<ul style="list-style-type: none"> 教育・文化・科学・スポーツ省の障害者副委員会の報告 障害者権利法の実施に関する教育・文化・科学・スポーツ省が作成中の規則案の紹介

- 障害者権利法の改正案作成事業として「障害者の権利実現状況：国際動向」をテーマに理論・実践会議を開き、障害者政策の実施を加速させ、障害理解・啓発を促進し、障害現状、課題、解決策、国際的経験を協議し、指導書を策定した。同会議には行政機関及び障害者団体、研究者など計70名が出席し、障害者の権利保障に関する国際的経験、調査に関する新たな情報を共有するとともに、障害者権利法の実施を推進し、同法改正案に関して意見交換した。同会議のプレゼン資料を編集し刊行した。同理論・実践会議では障害者支援活動を行っている行政機関及び障害者団体、国際協力機関が情報を共有し、今後の留意点に注目し、協力する範囲を決定した。
- 2018年に労働・社会保障省が「障害者の権利保障、社会参加促進及び開発支援国家プログラム」に対して1億7,000万トゥグルグを支出し、計18件の活動を実施した。その結果、1,300人に対して関係法律を説明し、1,000人対象の文化イベントを開催するとともに、60機関に対してアクセスビリティ評価を実施した。また、モンゴルで開催された「世界盲人連合アジア太平洋地域会議」、国際障害者の第8回東北アジア会議の開催には経済的や組織的にサポートし、NGOと協力した。

自然環境・観光省

2018年2月27日に自然環境・観光大臣令第A/41号に基づき、同省の下にある障害者副委員会の構成委員を編成した。同委員会の2018年度の業務計画に従い次のとおり取り組んだ。

- 観光用特別保護地区にて運営許可申請した個人・民間企業の建設基準として、障害者が円滑に利用しやすい出入口基準要件および建築基準を策定するために、関係行政機関から具体的な勧告を受け、意見交換をしている。
- 障害者の権利保障を目的として観光分野における障害者の参加促進を支援している。障害者が収入を得られる機会を拡大することにより、旅行会社やツアーリストキャンプ場において障害者の手工芸品を販売する計画を策定し、モンゴル観光協会との協力を図っている。モンゴル全土で開催される観光イベントのスケジュールと開催地に関する情報を障害者団体と共有している。
- 自然環境・観光省やその管轄省庁の雇用障害者数は54名である。障害種別、労働能力損失程度・期間、直近2年間の所属機関からの援助などに関する調査を実施し、今後は障害者の雇用人数を増やすための準備事業を進めている。

-
- 同省副委員会が労働・社会保障省及び障害者団体と意見を交換した上で、ウランバートル市内の第 29・31 特別教育学校にて「100 万本の木」NGO の教員と協力し研修を開催している。
 - ウランバートル市ソングノハイルハン区第 8 ホローの住民 D. Batsaikhan 氏による自営業の手工芸品を支援し、100 万トゥグルグの無償援助を供与した。
 - 同省は 2019 年度予算に 3,000 万トゥグルグを計上し、関係基準に従い、障害者が円滑に利用できるような出入口、受付サービス、トイレなどを改修する。
 - 自然環境・観光分野の幹部職員の会議に出席した 21 県の自然環境・観光課課長、同省特別保護地域管理局の管轄特別保護地域課長（33 名）、土地区画整理・水総合政策調整局の流域管理課の管轄課長（21 名）、気象・環境分析庁の幹部を対象とする障害者権利法に関する情報を共有した。
 - 2017 年 5 月 10 日、自然環境・観光大臣令 A/119 号により政府公約としてテレルジ国立公園にある亀石周辺に駐車場を整備すると決定した。同駐車場にある店で障害者の手工芸品の販売コーナーを確保する。

教育・文化・科学・スポーツ省

2018 年に教育・文化・科学・スポーツ大臣令第 A/013 号により障害者副委員会が設立された。同副委員会の委員には、「全国民の教育のため」、モンゴル視覚障害者協会、ダウン症協会、エネレルーン・トゥーチャー、自閉症協会、ユニバーサルプロGRESS 自立生活センター、聴覚障害教育など 7 の NGO の代表が含まれている。

2018 年に障害者副委員会の活動計画を策定し、計 67 件の事業を実施した。例えば、モンゴル視覚障害者協会設立 40 周年を迎えて、同協会の依頼に基づき「視覚障害者の伝統的芸術大会」の賞金として 750 万トゥグルグを供与した（2018 年 10 月 16 日第教育・文化・科学・スポーツ大臣令第 A/64 号）。

首相の下に置かれている障害者国家委員会の 2018 年活動計画に記載されているとおり、2 人以上の障害者をもつ家庭の生計を向上し、持続的な収入を得られるための社会活動を関係省庁にて実施した。その社会活動は次の通りである。

- 65%の労働能力を損失した R. Boldjargal 氏の 6 人家族に新しいゲル（5つの壁、冬用のカバー、全家具付き）を寄付した。さらに、R. Boldjargal 氏は新設中医学大学のビルの警備員として雇用され、給料を得られようになった。土地が無かったため、新設中医学大学の仮囲いの中に自宅を設置した。
- 労働能力損失率 100%で視覚障害をもつ B. Enkhbaatar 氏（5 人家族）の希望により、金属製品購入として 200 万トゥグルグを供与し、自営業を支援した。また、この家族の 2 人の子どもの希望に基づき、農業大学及びウランバートル大学に奨学金付きにて入学させた。同省副委員会の 2018 年活動計画に記載されているとおり、視覚障害及び障害をもつ学生向け

の「学生開発センター」をモンゴル教育大学の第5学生寮に設立した。

- 労働社会保障省が障害者の社会参加の権利を保障・実現していくにあたり、障害者団体、個人、法人に対して、権利・義務・参加を促すため「障害平等研修」(DET)を実施している。教育・文化・科学・スポーツ省のすべての公務員及び5つの管轄機関の300名が障害平等研修を受け、障害に対する態度、理解、社会参加の促進、差別の撤廃などについて意見交換をした。
- 障害者の大学進学促進のための施策として、公立や私立を問わず高等教育機関における障害者の修学機会拡充、権利の確保、就学支援、開発、職業紹介などを実施する。2018年5月4日教育・文化・科学・スポーツ大臣令第A/261号により、高等教育機関において、障害のある学生の担当者として、学生数300人以上の場合に常勤担当者、300人以下の場合に非常勤担当者を配置する。
- 労働法第111章を実施するため、教育・文化・科学・スポーツ分野で就業している障害者を対象とした調査を行った。同調査の対象者数は1万2,176名の公務員(95の管轄機関)である。法定障害者雇用を満たす人数は487人(教育分野260名、文化分野20名、科学分野5名、体育・スポーツ分野2名)であるところ、287名の障害者の雇用を確保した。
- 生涯教育国家センターが寝たきりや重複障害のある子どもを対象に含む初等・前期中等教育教員の養成研修を実施した。同研修は「障害児の支援能力強化」というテーマで5月、11月にそれぞれ2段階で実施し、計66名の教員、親、介助者が参加した。ウランバートル市バヤンズルフ区生涯教育センターの教員が2017年から寝たきりや重複障害のある8名の子どもに訪問教育を行った。また、ナライハ区の障害教育センターが24名の障害児に初等・前期中等・後期中等教育のカリキュラムで授業を教えている。そのうち、16名が訪問教育を受けている。
- 障害者向けの文化祭を開催し、障害者に配慮する快適な芸術・文化機関のサービスを受けられる初期事業を開始した。
 1. 2018年4月、教育・文化・科学・スポーツ大臣への申請書に基づき、チンゲルティ区の高齢で視覚障害があるMandakh氏に琴を手渡した。
 2. 2018年3月、人形劇場が、障害、脳性麻痺、血液疾患のある150名の子どもに対して人形劇「ブルテーハイちゃんと、デルデーハイちゃんの2人」を上演した。
 3. 国立フィルハーモニー管弦楽団がモンゴル視覚障害者協会と協力覚書を結び、「私たちは1つの家族」、「シルクの模様」、「家族の祭り」というイベントや、献血センターにコンサート「子どもの祭り」を上演した。
 4. 国立劇場が新しく上演する劇の入場料チケットを5~7割引の価格で障害者に販売している。
 5. 民族博物館は台湾の無償援助によりエスカレーターの組み立てを開始しており、2019年9月に終了する。また、障害者が利用しやすい洗面所に改修した。
 6. 教育・文化・科学・スポーツ大臣令第A/295号に従い、障害者や車椅子ユーザーが

企画したファッション・文化コンサート「私たちの代わりはいない」の開催を支援するため、500万トグルグを供与した。

国防省

2018年1月23日国防大臣令第A/23号公文書の中で、2017年政令321号に基づき「障害者副委員会」を設置し、2018年度計13事業を計画し100%達成した。

社会的責務として、毎年ウランバートル市内の第116・25・29特別教育学校と協力している。2018年上半期に次の取組みを行った。

- 視覚障害者や聴覚障害者による軍人博物館の見学を支援するため、拡大文字や手話翻訳のある5冊を設置した。
- 2018年軍人博物館館長令第A/24号により、障害者のアクセシビリティ向上を図るため、2018年3月1～7日に入場無料期間とし、190名の子どもが見学できた。
- 同博物館の設立記念日及び国際博物館の日に合わせて、アタルウルグー社と連携し、SOS子どもセンターの60名を対象とする博物館案内観光を開催した。
- ウランバートル市内にある第116学校5年生の障害児（25名）を対象に、射撃体験、武器に触ること、セラミックス実習を含む授業を開講した。
- ウランバートル市内にある第25・29特別教育学校の視覚障害のある高校生を対象に、モンゴル歴史授業を博物館にて開講した。期間中に2回延べ数70名の子どもを対象とする博物館案内をした。

2017～2018年、国防大学に障害者を親に持つ学生65名が在学しており、そのうち20名が教育基金の無償援助教育プログラムの支援を受けた。また、障害のある親を対象とする詳細な調査を実施する予定である。

ウランバートル市内の169名の障害者の親の希望を踏まえ、関係法に基づいて徴兵免除や一時免除をした。

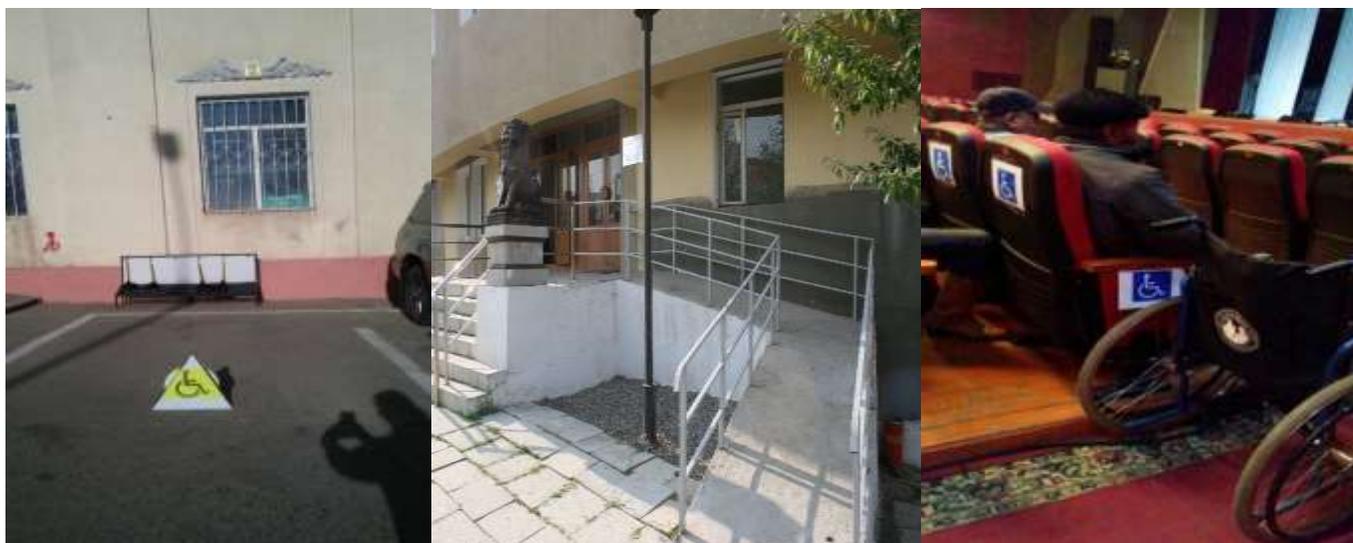
2018年、芸術・文化祭への障害者の無料入場、チャリティーコンサートなど人道的事業を実施した。

モンゴル建設基準・規則に基づき、国防省庁舎の西玄関、モンゴル軍人博物館の正面玄関前にある車椅子利用者が利用する通路をそれぞれ改修し、車椅子シンボルマークを付けた。また、関係基準に従い障害者が円滑に利用しやすいトイレに改修した。



障害者の安全性を考慮し、軍人文化センターの野外照明を改修し、センター前の広場で車椅子利用者用の駐車スペースを設置した。

大ホールの4列は障害者が円滑に利用できる座席に改修し、車椅子シンボルマークを付けた。



今後の計画

- 障害者権利法および「障害者の権利保障、社会参加促進及び開発支援国家プログラム」に沿って、業務計画を実施し、同分野の在職障害者の労働権を保障し、社会的責務として健康・安全環境整備を支援し、管轄機関の施策を実施する。
- 国防分野の在職障害者を対象とする調査を行い、就労を促進し、またデータベースを設ける。
- 労働・社会保障省及び他省と協力して施策を実施し、障害者に配慮した公開・安全環境を整備する。

-
- ・ 障害児・者が教育を受けられ、文化やスポーツで発達を促す環境整備施策を、行政機関及び NGO と連携して実施するとともに、医療サービスを提供する。

財務省

モンゴル労働法第 111 条に従い、財務省で 1 名、関税庁で 3 名の障害者が在職中である。

2017 年 5 月 23 日付財務大臣令により、国有及び地方保有の資金による物資、事業、サービスに関する購入法改正案を作成する作業部会が設置された。同法の改正案の作成中、障害者の権利の保障を検討し、障害者団体の代表としてモンゴル障害者連盟、モンゴル視覚障害者協会、モンゴル障害者団体連盟等と面会し、意見を取り入れた。

本省作成の法案は閣議を経て、国家大会議へ提出された。2018 年 5 月 18 日の国家大会議にて審議し、今後の審議リストに入った。

障害者の権利保障のため、入札参加者に優先権を与える国有及び地方保有の資金による物資、事業、サービス業の購入法第 10 条 10.1.7 項を次の通り変更した。「労働力の 50%以上の割合を障害者が占め、25 人以上の従業員を雇用する企業」という規定を「労働力の 30%以上の割合を障害者が占め、25 人以上の従業員を雇用する企業」と変更した。

外務省

労働法第 111 条及びその他の措置に従い、障害者雇用促進の措置として、本省が 2 名の障害者を雇用し、今年は在外国大使館へ外交官として派遣している。

本省は新設庁舎において障害者や障害のある公務員の円滑な移動に配慮する出入口、駐車スペース、車椅子マークを設置した。

食糧・農業・軽工業省

- ・ 農業を経営している 1 名の障害者を支援し、農業支援基金を通じて温室を提供した。



- 野菜を栽培する 1 名の障害者に、キュウリ、トマト、ピーマン、キャベツなどの 4 種の種や苗木を配布した。



- 借付保証支援制度により経済の多様化、就労促進事業により障害者の借り入れ機会を増進する目的で、2018 年 1 月に 4 名の障害者と協力契約を結び、2,300 万トウグルグを貸し付けた。
- 中小工業開発基金がビジネス・インキュベーター協会を通じて、小規模借付を障害者に供与した。2018 年上半期に 6 名に対して 7,030 万トウグルグの借付を貸し付け、借付へのアクセスを向上するために投資額の増加を図っている。
- 行政サービス中央センターのドラゴン支部では、32 名の障害者が製造した商品を販売する店を開設した。
- 本省が「秋の緑デー」、「メイド・イン・モンゴル」という 2 回の展示会や、会議・研修を主催し、15 名の障害者の参加を支援した。



- 本省は障害者雇用促進およびその所得増加を目的に、本省主催による 2 回の会議の経費にて、障害者による手作りの布製袋を購入した。
- 労働・社会保障省との共催により、本省の 101 名に対して DET 研修を 2 月に開催した。
- 本省が実施中の各事業を障害者協会及び障害者に公表する目的で、フェスブックページを開設し、関係者に情報を提供している。

鉱業・重工業省

障害者雇用促進プログラム（2018 年モンゴル国大統領令第 128 号）と、障害者権利法施行一部措置（2017 年モンゴル国国家大会議第 46 号）の実施を推進する目的で、2018 年 6 月 6 日付鉱業重工業大臣令第 A/122 号により障害者副委員会を設置した。

本省が 2018～2019 年障害者就労支援計画を策定し、2018 年 10 月 22 日には事務次官承認を経て計画通り推進している。2018～2019 年障害者雇用促進計画では、次の取り組みを実施している。

- 2018 年 11 月 19 日付鉱業・重工業大臣文書第 01/3082 号に基づく活動を行う各企業へ障害者支援を推進するように指示した。
- 本省および鉱物資源・石油庁の集計によると、2016 年度に鉱業分野で活動を行う 101 社に在職している計 22,347 名の 1%（238 名）、2017 年度 162 社に在職している計 15,599 名の 2%（296 名）が障害者である。
- マイクロ鉱業における児童労働を撤廃し、児童権利擁護のため、2018 年 12 月 3 日付鉱業・重工業大臣令第 6 号「人権・児童権利擁護・障害者支援」を策定し、地方政府知事、関係省庁、同分野で活動を行うすべての企業に対して、その実施を指示した。同大臣令では児童権

利擁護、障害者支援及び健康で安全な住環境（出入口、情報アクセシビリティ、就労機会の拡大）を整備することとしている。

- 18歳未満の劣悪な労働を禁止し、障害者の支援を図るため、鉱業・重工業大臣が2019年に各知事と協力契約を締結した。2019～2020年労働・社会審議会の共同協定には、障害者支援計画案を反映させ、2018年12月に労働社会審議会を開催する予定。
- 鉱業・重工業大臣が2018年12月より、ウムヌゴビ県エルデネスタワントルゴイ炭鉱の運営およびその他の鉱業会社に対して、人権、児童権利擁護、障害者雇用促進に関する方策及び責務の実施を視察する準備事業を進めている。

エネルギー省

2018年10月11日付エネルギー規制委員会決定第291号により「電気供給特別許可の所有者と消費者間の関係規則」を改正した。同規則第5.3項で電気料金の割引条件を規定し、社会福祉が不可欠な消費者においては電気料金が割引となる。2018年エネルギー規制委員会決定第217号では、中央部県の消費者の電気単価（145.84 トウグルグ/kWt.h）から44.3～58.8%割り引いた電気料金にて供給した。

2018年エネルギー規制委員会決定第217号により、中央部県の2,100戸向けの電気単価（145.84 トウグルグ/kWt.h）から44.3～58.8%を割り引き、年間1億7,640万トウグルグ（2,989.0kWt.h）を減額した。

モンゴル国労働法第111条に従い、職業病関連による障害がある労働損失率認定者の社会問題を解決するため、2005年6月27日に第4発電所が40名で構成される環境整備サービスグループを設立し、運営をしている。

エネルギー分野では、労災職業病により労働能力を損失した障害者数は222人であった。2010～2011年より、職業病に起因する労働損失率認定者の権利を守るNGOが設立され、労働・社会保障省、エネルギー・地質・鉱業労働組合連合と会談を行った結果、エネルギー・地質・鉱業労働組合連合とエネルギー省の協力協定を締結した。「障害者」の条項を追加したことで、障害者の給料が増額となり、同省の従業員給料と同等レベルまで引き上げられた。また、冬季・夏季の制服をすべて供与し、住宅に関する取組みも実施した。

毎年4月28日、協定契約に従い、労災職業病に起因する労働損失率認定を受けた障害職員に対して助成金や無償援助金を支給しており、7年間に計1億4,092万トウグルグを支出した。関連会社に登録されている187名の障害者に対しては、冬季暖房として5トンの石炭を安価（22万トウグルグ）で配布している。

第3発電所公社は、障害者の健康を守るため、医師の監査の下でヒスイ製のマッサージ用ベッドのあるマッサージ室、物理療法室、運動療法室などを設置した。卓球、ビリヤード、トレーニング、社交ダンスなど各室を設置した。

現在、第3発電所公社は、労災職業病によって労働能力を損失し、障害を負った40名を雇用し、6名のエンジニアが他の従業員と同様の給料を得ているとともに、毎年10日間保養所にて休養させた。運動療法を定期的実施し、社内食堂において衛生室を設置し、障害特性に応じた医療・食事サービスを提供している。

労働法第111条に従い、従業員総数に当たりの障害者数不足にかかる雇用納付金として、毎月228万トウグルグ、年間2,736万トウグルグを就労基金に納付している。また、長年に渡り効率よく働き、職業病によって労働能力を損失した従業員を評価し、エネルギー分野優秀メダルを52名に授与した。

今後の計画

- ・ エネルギー分野の関係法改正案には障害者の権利保障に関する規定を適用する。
- ・ 障害者への正しい情報提供、コメント、申請書、苦情に関して、障害者担当行政機関及び障害者団体を通じて、同分野に所属する工業、民間企業の従業員を対象とする研修を毎年実施し、意見や苦情の解決を監視する。
- ・ エネルギー分野の従業員を対象に、障害者政策を担当する行政機関及びNGO主催の研修を実施し、障害理解を促進させる。また、エネルギー分野の電送支店では障害者が円滑に利用できる環境を整備する。
- ・ 障害者の権利、ユニバーサルデザイン、適切な機材を供給する研修を定期的開催する。
- ・ 労働法に従い障害者の働く場を開拓する事業を加速させる。

法務・内務省

2018年1月25日付法務・内務大臣令A/11号により障害者副委員会を設置した。同副委員会は、障害者の権利に関する法律を実現し、障害者の社会への完全かつ効果的な参加を支援し、発達機会の増進、障害理解の促進・普及、障害者が参加しやすい環境を整備するために、2018年度に11件の措置を計画し、その実施を推進している。

障害者の就職、給料や助成金の受給、就労や就労促進支援措置における他者との平等を基礎とし、すべての権利を保障する一環として、法務・内務省管轄の12省庁において2018年に76名の障害者が雇用している。その障害者の性別は男性が47.36%、女性が52.64%である。

-
- 法教育普及国家プログラムの実施に向けて、法務国家研究所のビジネス起業 NGO と協力し「法教育課程マニュアル作成」を実施した。障害者から個別調査情報を収集し、意見交換を行い、障害者の法教育普及・知識向上に関する教育課程やマニュアルを作成した。
 - 法教育普及国家プログラムでは 2019 年第 1 四半期、「世帯の法的ガイド」マニュアルを発行する予定である。「障害者の教育権利、職場でのコミュニケーションの特徴、社会福祉、援助、サービス」といったテーマの記載を計画している。
 - また、法律上の障害者の権利に関する法的文書を整理・刊行する予定であり、モンゴル視覚障害者協会と協力契約を締結し、一冊 153,000 トウグルグ、計 30 冊の点字本の発行を委託した。
 - 法的援助センターが 160 名の障害者を対象とする法教育普及研修を 3 回開催した。
 - 労働・社会保障省管轄のリハビリテーションセンターと連携し、聴覚障害者や障害者に対して法務・内務省及びその省庁の活動を説明するために、手話通訳者養成研修を開催した。11 名を手話通訳者として養成した。
 - 警察庁およびモンゴル聴覚障害者協会と連携し、聴覚障害や言語障害のある 212 名の運転手を対象とする 2 時間の道路交通ルール改正研修を開催した。また、ツァグ・ウルゲルジ自動車学校にて 28 名が道路交通ルール試験を受け、運転手総合データベースに登録し、運転免許を発行した。
 - 各区 7 か所の警察部お客様窓口カウンターでは、車いす使用者の利用に配慮して高さを見やすく調整し、障害者向けのベルを設置するとともに、「障害者優先サービス」というマークやイラストを掲示し、また自動車や自転車の駐車ベースも整備している。
 - 国境警備庁は障害者の権利を保障する目的で、2011 年道路運輸・建設都市開発大臣令第 256 号「障害者の生活空間・住環境の設計図作成規格」に従い、国境警備庁舎、国境警備隊、支部、国境検問所において、シンボルマーク、歩道、スロープ、手すり、扉、トイレなどを計 230 万トウグルグにて設置した。国境検問所の障害者室では障害者に行政サービス提供している。
 - 判決執行庁、国民登記庁、入国管理庁及び同省の省庁が、障害者に優先的に行政サービスを提供している。
 - 法務内務省やその管轄省庁の公共施設のアクセシビリティを評価し、障害者の利用の便宜を図り、公共施設の出入口、通路、廊下、シンボルマーク、スロープなどを整備した。
 - 警察庁が障害者支援のツァグ・ウルゲルジ組合と連携し、登記・監査センターの出入口のスロープ、正面の玄関前に障害者用の通路、駐車場を新設し、シンボルマークを掲示した。また、情報・分析・緊急管理部の統計課の案内室、警察管理庁、ウランバートル市警察局長の本部、鉄道警察局長、バヤンズルフ区の警察部 2、バヤンゴル区の警察部第 1・2、スフバートル区の警察部第 1・2、ソングノハイルハン区の警察部第 1・2、チンゲルティ区の警察部第 1・2、ナライハ、バガノール、バガハンガイ区の警察課、アルハンガイ、バヤンウルギー、ボルガン、ゴビアルタイ、ゴビスムベル、ダルハンオール、ドルノゴビ、ドンドゴビ、ザブハン、ウブルハンガイ、ウムヌゴビ、オルホン、トゥブ、オブス、セレ

ング、ホブド、フブスグル、ヘンティの各県の警察課が MNS 6055:2009 基準に適合する手すり、スロープを設置した。

- ウランバートル市の警察局のビル、バヤンズルフ区の第3警察課、警察・国内軍人訓練総合センターのビルで障害者や車椅子利用者向けのトイレを設置した。
- 判例分析国家研究所は障害者や車椅子利用者が円滑に利用できるスロープを新設した。
- 法律保護大学の校舎には車椅子利用者が円滑に利用できる通路を整備した。
- 国境警備庁、国境警備軍隊、国境検問所は、2011年道路・運輸・都市開発大臣令第256号「障害者の生活空間・住環境の設計図作成規格」に応じて、標識、歩道、スロープ、手すり、扉、洗面所などを計230万トゥグルグで改修し、必要な機器を設置した。
- 防犯モンゴル協会と契約を締結し、2,462万トゥグルグで基準に適合する標識、歩道、信号を整備した。
- 法務・内務省は、法務国家研究所およびハンス・ザイデル財団と連携し、聴覚障害者用の法律知識向上のための14のビデオを手話通訳付きにし、同省及びその管轄12庁のウェブサイトアップした。
- 法教育普及国家プログラムでは法律相談・情報、広報に関して、ウェブサイトにて「障害者権利」コンテンツを作成・追加した（www.e-khutuch.mn）。
- 警察庁は障害者、聴覚障害者から104番の緊急通報、短いメッセージを受けるサービスを導入した。

モンゴル国憲法及び批准した国際条約、違反法及びその他現行法に障害者を差別した規定があるかを評価し、障害者の差別禁止に関する法律上の調整の結果を評価する調査を法務・内務省の指示に基づき、法務研究所が2018年に実施した。同省が調査の結果による意見を社会政策・教育・科学国家大会議常任委員会に提出した。2019年、障害者権利を保障するため、次の関係法改正案を提案している。

- 障害者権利法における障害者の権利の保障や、モンゴル国憲法に規定した人権を実現するために、法制化した。障害者権利法を違反した者に対する責任が不明であるため、禁止や義務化について刑法および違反法により責任を問うこととなる。
- 国内法では「身体欠損」を「障害」という用語に変更する。
- 社会福祉法第3条、衛生法第2条・5条、就労支援法第3条などに規定する障害者の社会保障法の名称を障害者権利法に変更した。
- 教育法第3条に規定する「障害のある就学者」と障害者権利法第3.1項の規定が異なっているため、改正しなければならない。
- 教育法第43条と障害者権利法第7.8項の規定が異なっているため、改正しなければならない。
- 道路法第10条は「公共交通の10%未満が障害者の円滑な移動に適用される」と規定しているが、障害者の移動権利が保障されず、差別している。そのため、「公共交通機関において障害者が円滑な移動を可能にすること」と改正すべきと判断した。

今後の計画

- 障害者権利法及び他の関係法の施行に関する 2019 年度の活動計画、法務・内務省の障害者副委員会の 2019 年度活動計画をそれぞれ作成し、採択し、実施を推進する。
- 法務・内務省の障害者副委員会の活動を活性化し、副委員会の会議を年 2 度開催し継続する。
- 障害者の法教育の普及を推進する。
- 同分野全体の公共施設のアクセシビリティを関係基準に従い向上させる。
- 法務・内務大臣が管轄する各行政機関のウェブサイトが障害者が利用しやすいように、アクセシビリティを向上させる。

保健省

2018 年保健大臣令 A/229 号により障害者副委員会を設置し、次の取組みを実施している。

2018 年 11 月 15 日付労働・社会保障省・教育・文化・科学省・第 A/304, A/699, A/460 により、「障害児の開発支援フォーマット」を策定した。

国家プログラムの実施を推進するため、バヤンホンゴル県役所が 2018 年を聴覚障害者支援年と宣言し、「緊急」、「私たち改善」、「心の耳」などミニ・プロジェクトを実施した。

- 「緊急」プロジェクトでは 1,900 名の言語・聴覚障害児・者が、他者の援助を受けられずインターネットが利用できない場合、緊急事態庁 101 番、警察庁 102 番、病院 103 番の通報を緊急管理センターへ発信することが可能とした。緊急通報の受理担当者は手話研修を受講した。
- 「私たち改善」プロジェクトでは先天性言語・聴覚障害のある 3 つの家族を選定し、親たちを行政機関や民間企業に就職させたり、幼子の幼稚園を入園させたり、小学校に入学させたりするなどして支援した。
- 2018 年 4 月から、モンゴル全土で初となる「心の耳」プロジェクトを 2 期実施した。45 名の聴覚障害者を対象とする予防検診を実施し、そのうち 25 名に鼓膜形成手術を受けさせるための準備事業を進めている。

セレンゲ県の各医療機関が 500 万トゥグルグで障害者が利用しやすい環境を整備するため、スロープ、点字ブロック、手すりを整備し、トイレや便座などを改修した。

ボルガン県が障害者の社会参加・平等参加促進事業として、10 年目の「恩返しなき援助」1 カ月運動を開催した。

障害者データベースの設置に関して全国健診を実施し、保健分野のデータベースを完全に改定した。

世界保健機関のビジョン 2020 戦略として、保健省、モンゴル眼科医協会、モンゴル視覚障害者協会が世界保健機関と連携し、視覚障害者への眼科治療を改善させ、良質な医療サービスを提供するため、米国のパーキンス盲学校との協働を開始した。

国連の西太平洋地域の障害者・リハビリテーション担当技術団長ダルリル・バレット氏が 2018 年 5 月にモンゴルを訪問し、リハビリテーションの事情を視察した。今後、モンゴルのリハビリテーションを評価し、業務計画の作成で協力する。

子どもの障害早期発見のために国際生活機能分類（ICF）を段階的に導入する。

モンゴル国の長期的な医療援助・サービスの計画作成で協力する。

道路・運輸開発省

障害者副委員会が 2018 年度計画を実施するために定期会議を開き、実施状況を説明する報告会を主催した。

道路・運輸開発省の公務員の発案により、第 29 特別教育学校（聴覚障害児対象）、第 116 特別学校（視覚障害児対象）及び聴覚・視覚障害のある子どもの特別幼稚園のインフラをモデルとして整備した。その際、市民参加を呼びかけ、寄付を募るほか、可能な限りで環境や歩道を整備し、物理的な援助をした。同省の公務員の一日分の給料に相当する計 1,900 万トゥグルグを寄付した。また、道路交通の安全性を確保する特使・支援機関に対して、2018 年 9 月 20 日に記者会見を開いて参加を呼び掛けた。



2018年、道路・運輸開発省は視覚障害者職業訓練センターから182万7,000トゥグルグの封筒を購入した。また、一般サービス支援グループが2つのアーカイブ資料用紙を計196万トゥグルグで購入し支援した。



モンゴル障害者国家委員会 M. Bayasgalan 会長のアイデアを支援し、チンギス・ハーン国際空港の国際線旅客ターミナルにて障害者の手工芸品を販売するコーナーを設置し、社会問題の解決に取り組んでいる。



また、同空港の国際線旅客ターミナルでは視覚障害青少年センター及びアスラルトセンターが募金箱を設置した。



バヤンズルフ区、ソングノハイルハン区の乗客サービスセンターは、障害者の円滑な移動に配慮したサービスを提供する目的で、乗車券予約システムに「障害者用指定席」を導入した。システム変更に関して、障害者用指定席の予約では聴覚障害者が DEAF、視覚障害者 BLIND と AIRIMP というコードを挿入する。同行者がいない場合、出発や到着空港での送迎者の氏名、電話番号、住所を記入するように設定した。コード導入により国内外のステーション・システムで同時に確認可能である。障害者がどこでも同様のサービスを受けることができる。

道路・運輸開発省の庁舎 105 号室を障害者対象の面談室に改修し、迅速な行政サービスの提供を図っている。

今後の計画

- 道路・運輸開発分野の法改正では、障害者の権利を保障する規定を追加する。例えば、民間航空法、鉄道運送法の改正案には、障害者権利の保障に関する規定を追加した。
- 障害者の権利、ユニバーサルデザイン、特別な機材の供給に関する研修、啓発を定期的に行う。
- 障害者に配慮した道路や敷地、公共交通機関のニーズを明確し、必要な基準やガイドラインを改定する。
- 労働法に従い、障害者の雇用促進事業を推進する。

建設・都市開発省

障害者副委員会の計画の実施に関する取組みは以下のとおりである。

2018年2月14日、障害者副委員会の定例会議を開催した。アクセシビリティ法案を作成し、閣議審議を求めよう建設・都市開発省に委託した。それに伴い、2018年建設・都市開発事務次官令第51号に基づき、同法案を作成する各分野の作業部会を設置し、作成済みのTORが2018年10月9日に承認された。アクセシビリティ法案作成のコンサルティング会社を選定し、契約を締結した。障害児・者の社会福祉改善プログラムとして、障害者が円滑に利用可能なインフラ整備のため基準に適合させる事業を年に2度実施する。「建築資格のある受験者への教育課程」にインフラ整備基準の授業（2～4単位）を導入し、設計図作成者への必要な知識を付与する。

建築技師への資格授与教育課程では、都市計画や建築設計図において障害者に配慮したインフラ整備を含む授業を導入する。

2018～2019年、関係大学の教育課程・内容にアクセシビリティ及びユニバーサルデザインを導入するように教育・文化・科学・スポーツ省に指示した。

ウランバートル市及び各県の所在地における新設住宅の出入口前に障害に配慮したスロープやエレベーター内に点字プレートを設置している。野外駐車場の3%を障害者の用駐車スペースとし、住宅街の歩道を点字ブロックで整備し、1階の通路には手すりを設計図に従い設置している。

建設・都市開発省の障害者副委員会の取組み

「障害者に配慮したアクセシビリティ、特有なニーズに応じた建築物の要件」基準を普及するために、アニメーション制作のTORを作成し、2018年8月8日に建設・都市開発事務次官により承認された。2018年に600万トゥグルグの予算（暫定）で建築物基準・規則基金の融資により、アニメーションを制作した。建築雑誌 Barilga.Mn では、2018年3月から「障害者に配慮した物理的アクセシビリティ」コラムを掲載している。建築の情報雑誌でもコラムを開始した。

2018年3月22日、モンゴル視覚障害者協会が主催した「障害者の権利、開発、協力」セミナーの出席者及び障害者団体代表を対象に、建設・都市開発分野における障害者の権利保障の取組みについて公表した。

建設都市開発省は省庁内に障害者に配慮した洗面所を設置した。

建設都市開発省、国有住宅公社、建設開発センターなど行政機関は障害者用の駐車スペースを整備し、シンボルマークを付けた。

2017年政令第69号に従い「建築物完成基準」を策定し、建築物完成許可を出す国家委員会の一員として障害者当事者を参加させ、能力強化研修をウランバートル市や各県で実施した。

アルハンガイ、ボルガン、ゴビスムベル、ドルノゴビ、ドルノド、ドンドゴビ、ウムヌゴビ、ウブルハンガイ、ザブハン、ホブドの各県の土地関係・建設・都市開発課が障害者の権利保障推進のために積極的に努力している。また、ウランバートル市の土地局や各区の土地課も努力している。

2018年12月31日、46名の建築エキスパートにより442の建築物（住宅、オフィス、サービス業施設、校舎、園舎、病院、学生寮、文化センターのビルなど）の設計図を認定した。

通信・情報技術庁

通信・情報技術庁は公衆サービス責任基金の資金で障害者のアクセシビリティ向上に取り組むため、「モンゴル語テキスト音声読み上げソフトウェア作成事業」を実施した。これは、スクリーンリーダー（画面読み上げ）ソフトウェアである。同事業は障害者権利法第11.2.4項「ウェブサイト、ニュース番組、情報及び広報番組を手話通訳、テキスト読み上げを付けて放送する措置を段階的に講じなければならない」という規定及び障害者権利法第11.2.5項「行政機関及び公共サービス機関は障害者への手話通訳・翻訳者、要約筆記者、点訳・朗読奉仕員、案内サービスを提供する措置を段階的に講じなければならない」という規定に従い、その実施を推進することになっている。同法案を関連省庁に送る予定である。

今後の活動

2017年政令第116号障害者権利保障の責務を有する障害者副委員会を中央行政機関及び通信情報技術担当行政機関の下に設立し、運営を支援するよう閣僚及び通信・情報技術庁に指示した。それに従い、通信・情報技術担当行政機関傘下の障害者副委員会の組織・運営規則の作成を進めている。

情報通信分野における障害者の権利保障にかかる関係法、政策、プログラムの実施を推進する計画の策定を進めている。

第10章 国際協力

JICA 技術協力プロジェクト：ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト（DPUB）

概要

- 協力期間：2016年5月31日～2020年5月30日
- 実施機関：国際協力機構（JICA）
- 相手国機関名：労働・社会保障省
- 対象地域：ウランバートル市

背景

モンゴル政府は、2009年に障害者権利条約を批准し、2012年より人口開発・社会保障省（当時）の下に障害者開発課を設置している。2013年には障害者社会保障法や社会福祉法を改正し、また2016年2月5日には障害者権利法を制定するなど、障害者の社会参加の促進に積極的に取り組んでいる。さらに障害者団体と協力し啓発活動を実施することで、障害者の人権や社会参加に関する理解が情勢されつつある。

一方で、障害者は依然として貧困に陥りがちであり、障害者の特性やニーズに対応した職場環境が整備されていないので就労は進んでいない。公共交通機関や建物のバリアフリー、コンピュータ機器などの情報アクセシビリティ、福祉機器や支援技術等、様々なものが不足している。さらに障害者団体や支援団体の育成も不十分なので、障害者の社会参加を実現するための土台が構築されていない。

そこでモンゴル政府は、ウランバートル市において障害者の社会参加を促進するプロジェクトの実施を日本政府に要請し、本プロジェクトが開始されることとなった。

目標

プロジェクト目標：ウランバートル市において障害者の社会参加を促進する体制が強化される。

成果1：ウランバートル市における障害者に関する情報が労働・社会保障省において整備される。

成果 2：ウランバートル市において障害者の社会参加を促進する団体の能力が強化される。

成果 3：ウランバートル市において物理面および情報面のアクセシビリティを改善するための資源が形成される。

成果 4：障害者の社会参加を促進するために、労働・社会保障省の能力が強化される。

これまでの主な活動・成果等の例

- 本プロジェクトは障害平等研修（DET）の実施に力を入れている。DET とは、障害者団体のメンバー及び障害を持つ政府行政官等の障害当事者自身がファシリテーターとなって進める研修プログラムであり、障害者が直面する日常的な社会の問題を、参加者自らが気づき、発見し、さらに解決できるようになることを目指して行われる。2018 年 4 月までに 32 名の DET ファシリテーターを養成した。2018 年 12 月末までに、行政機関や民間企業・団体等において実施回数は 229 回を数え、受講者総数はのべ 7,445 名に達した。
- 2016 年 8 月からアクセシビリティ調査を実施し、2017 年 3 月には日本から短期専門家を招聘し物理アクセシビリティセミナーを開催して、障害者参加型調査の方法を学んだ。その後、新空港やウランバートル市内 9 区における物理アクセシビリティ参加型調査の実施などを通じて、行政と連携して調査を実施できる障害を持つ調査員を約 65 名育成した。一方で、その後の本プロジェクトの活動を通じて、障害を持つ調査員の育成だけでは物理アクセシビリティの改善は困難であることも明らかになってきた。物理アクセシビリティに関する法律や基準・規則があるにも関わらず、それらが実施されていない課題等を把握した。とくに、「許認可制度」や「関係者（行政・建築業者・建築士など）の理解」にかかる課題が大きい。そこで、物理アクセシビリティの改善に向けた取り組みを促進するための技術協力を引き続き行っていく。
- 行政が障害分野で実施した施策の概況等を伝えるために、労働・社会保障省が主体となって障害者白書を編集・更新・発刊するための協力を行っている。2018 年 3 月にモンゴル国で初となる障害者白書を発刊し、2019 年に第 2 版となる本白書を発刊した。加えて、障害分野の情報を整備する一環として、障害統計調査に関する助言等も行っている。
- 障害当事者および行政機関の能力強化を図る活動も行っている。「若手障害者リーダー勉強会」（全 6 回）及び「障害勉強会」（全 6 回）にのべ 650 名以上が参加した。また、本邦研修として、「課題別研修」に障害当事者・支援団体代表 6 名、行政官 2 名、「国別研修」に障害者団体より 10 名、行政より 16 名が参加し、能力強化を図った。

表 18. 本邦研修のテーマと参加者数

課題別研修		
2016年9～12月	「障害者リーダーシップ育成とネットワーキング」	当事者1名
2017年1～3月	「地域活動としての知的・発達障害者支援」	当事者1名
2017年6～7月	「共生社会実現のためのアクセシビリティの改善：バリアフリー化の推進」	当事者1名、行政官1名
2017年9～11月	「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」	当事者1名
2018年2～3月	「地域活動としての知的・発達障害者支援」	当事者1名
2018年8月～9月	「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加と生計」	障害者支援団体1名、行政官1名
国別研修		
2017年2月	「日本の障害者福祉制度と政策委員会」	障害者団体より3名、行政官7名
2017年7～8月	「障害統計と障害者調査」	障害者団体より2名、行政官8名
2017年12月	「障害者リーダーシップ育成」	障害者団体より5名、行政官1名

プロジェクトウェブサイト

日本語 <https://www.jica.go.jp/project/mongolia/015/index.html>

モンゴル語 <https://www.jica.go.jp/project/mongolian/mongolia/015/index.html>

英語 <https://www.jica.go.jp/project/english/mongolia/015/index.html>

プロジェクト Facebook (日・モ) <https://www.facebook.com/jicadpub/>



障害平等研修 (DET) 実施の様子



物理アクセシビリティ改善セミナーの様子

JICA 技術協力プロジェクト：障害児のための教育改善プロジェクト（START）

概要

- 協力期間：2015年8月～2019年7月（4年間）
- 実施機関：国際協力機構（JICA）
- 相手国機関名：教育・文化・科学・スポーツ省、労働・社会保障省
- 対象地域：ウランバートル市バヤンゴル区及びフブスグル県
- 対象校：第25、55、63、70特別学校、ウランバートル市の第16、26、28、34、35、79、111、113学校、フブスグル県未来21世紀統合校、Titem第2学校

背景

モンゴルは2008年に障害者権利条約を批准し、2016年2月には「障害者の権利に関する法律」を制定した。同法律にて示された諸課題を解消するため、2017年には「障害者の権利保障、社会参加促進及び開発支援国家プログラム（モンゴル政府令321号）」が国会にて承認され、障害者の権利に対する市民の意識を高めること、政策に障害者の視点を反映させること、障害者を対象としたサービスを改善することなど、政府の方針が打ち出された。

モンゴル国教育文化科学スポーツ省の調査によれば、障害のある子どものうち幼稚園や小学校に就学できているのは約40%、中等教育まで進むのは14%であるという（「障害者の権利保障、社会参加促進及び開発支援国家プログラム」）。障害や発達の遅れが分かっても必要な発達支援が受けられないこと、家族支援の仕組みがないこと、学校の受入れ体制が整っていないことなどが、子どもたちの就学を困難にしている。また、就学できても、ニーズに応じた教育を受けることができず、中退してしまうケースも少なくない。

このような状況の中、本プロジェクトは障害児の発達支援及び教育の改善を目的として実施されている。

目標

プロジェクト目標：障害児に対する診断・発達支援・教育のモデルが構築される。

成果1：パイロット地域において、関係機関の障害児に対するアセスメント・発達支援を実施する能力が強化される。

成果 2：パイロット校において、障害児（知的障害を伴う）への質の高い教育を提供する能力が強化される。

成果 3：ミニ・プロジェクトにより、障害児のニーズに合った様々な教育形態の効果が検証される。

成果 4：成果 1～3 の関係者間での経験共有、及び国レベルの制度、政策への反映が行われる。

表 19. これまでの主な活動・成果等の例

全体	<ul style="list-style-type: none"> ・「発達支援体制の構築にかかるオペレーション・マニュアル」の策定 ・支援が必要な子どもの状態を包括的にアセスメントし、有効な発達支援計画が策定できるようにするためのケース・ワークショップ（事例検討会議）の実施 ・教員研修所のオンラインシステムにてインクルーシブ教育について学ぶことのできるビデオ教材の開発
就学 前の 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の活用促進 ・1歳6か月児健康診査の試行と普及 ・発達支援の仕組みとして、1歳6か月児健康診査で障害または発達の遅れが確認された子どもを対象とした親子教室の試行 ・発達支援のためのツールとして、新版ポーターズ早期教育プログラムの導入と普及 ・幼稚園教員向けの研修の実施
就学 後の 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教員が障害の重い子どもの発達段階を把握しやすくするための「障害の重い子どものための発達段階把握と指導ツール」の作成・活用 ・知的な遅れはないが教育ニーズのある子どもの実態を理解し指導の工夫ができるようにするための「学習の遅れや行動に課題のある子どものための教育支援ツール-正しい理解と適切な指導のために-」の作成・活用 ・個別教育計画のフォーマットおよび作成ガイドラインの開発 ・校内のインクルーシブ教育を促進する役割を担う校内支援委員会の試行 ・パイロット校の教員の指導力を向上させるための研究授業や事例検討会の実施 ・パイロット校において障害のある子どもの就学や学習を支援する合理的配慮の促進（階段の手すりや教材の整備） ・障害のある子どもや学習に遅れのある子どもが授業時間外に個々の実態に応じた支援を受けることのできる「子ども発達センター」の試行
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもに対する理解を広く促進するための活動（新聞への記事掲載・広報ビデオの発信・Facebook やウェブサイトでの活動紹介など）



プロジェクトウェブサイト

日本語 : <https://www.jica.go.jp/project/mongolia/013/index.html>

モンゴル語 : <https://www.jica.go.jp/project/mongolian/mongolia/013/index.html>

英語 : <https://www.jica.go.jp/project/english/mongolia/013/index.html>

プロジェクト Facebook (日・モ) <https://www.facebook.com/jicastart/>

JICA 草の根技術協力事業：モンゴル障害児療育・教育支援及び療育関係者育成事業

事業の概要

NPO ニンジン は 2016 年 9 月から、ウランバートル市で障害を持った子どもの親が作ったゲゲーレンセンターとサインサイズセンターで「モンゴル障害児療育・教育支援及び療育関係者育成事業」を始めた。

医師、理学療法士、作業療法士、元養護学校教員、保育士（2018 年 9 月より）等の専門家と経理担当者が、親たちにどのように子育てをするか提案し、共に実践することに重点を置いて来た。また、モンゴル人の療育関係者に働きかけて、2 センターを支援する連携体制を作り出すことを目指している。2019 年 8 月の事業終了時には、障害児センターモデルを関係省庁に報告する予定である。

この事業は障害を持った子ども達が家庭に閉じこめられずに、障害児センター、幼稚園、保育園、学校に入り、社会参加を実現することを上位目標としている。

経過

2センターの活動は既に、2014年には始まっていた。障害を持っている子どもを抱えている家族が孤立せず、共に活動できる場所を得たが、草の根事業開始当時、どのように子どもを育てていくか手探り状態であった。

1年目はニンジンチーム渡航時に、それぞれの脳性麻痺児にあった家庭療育の方法を指導し、センターに集まって一緒にできる体操を、親たちに実技指導した。教育では算数問題プリントを段階に応じて準備し、絵本を2センターに併せて100冊寄付して読み聞かせ活動を始めた。

両親が働いている等様々な理由から、家庭での持続的実践が困難だったため、2017年10月からは、毎週土曜日に親子がセンターに集まり「草の根の日活動」を行うようにした。2人のモンゴル人現地補助員（日本の教育大学を卒業した編集者および看護師）を月に1回ずつ両センターに派遣し、共に活動している。別の日には、親の集いを行って、親達が学習し、情報交換を行っている。

2センターの親子に以下の変化が見られた。

- ・ モンゴルでは「脳性麻痺を治療する」という考え方で伝統医療を含む、様々な治療を受けている子どもが多かった。2007年に健康医科大学に理学療法学科が設置され、2018年までに147人が卒業しているが、成人のリハビリテーションに従事する者が殆どで、小児の専門家は不足している。親は子どもを理学療法士に委ねて「治療」してもらおう考え方であった。
- ・ ニンジンチームは脳性麻痺を「治療」するのではなく、姿勢コントロールと食事指導を中心に、子育ての中で、発達を促す運動や保育遊びを通して、日常生活を豊かにする方法を指導した。専門家に委ねるのではなく、親達が家庭で日常的に実践するように提案した。参加したメンバーは、脳性麻痺は伝統医学をはじめとする医療で「治す」のではなく「療育が基本」を体得し、他の親に啓発活動を行う展望を持つに至っている。
- ・ 草の根の日活動に参加している学齢児の内、8割が普通学校、または特別支援学校に通っている。算数の計算問題を学習して来た子どもは、進度に違いがあるが、熱心に取り組んでいる。「勉強は面白い？」という質問に対して「なぜそんな質問をするの？当たり前じゃない」という返事があった。特別支援教育を必要とする子どもに対して、理解に沿った指導計画を立てていく必要を指摘したい。
- ・ モンゴルでは幼児に絵本の読み聞かせをする伝統がなかった。障害を持っている子が絵本の読み聞かせを喜ぶ姿を見て、親も絵本の役割を認識するようになった。親が子どもに、大きい子が小さい子に読み聞かせる姿が日常的になっている。読み聞かせが、年齢を問わず、障害を持っている子にも持っていない子にも、豊かな世界への扉を開くことを発信していく貴重な経験となった。

- 2018年9月から保育士が参加し、2センターでの集団保育を実践し、家庭で使える教材の紹介をした。子どもは遊びの場に参加して、楽しみながら交流し、家庭での遊びを通じて学習する事実を実感する機会となった。
- 障害を持っていると診断されてから、子育てを相談する機関が見つからず孤立して来た親子が、定期的に草の根の日に顔を合わせ、親の集いで闊達に話しあいをして、親同士の情報交換や子ども同士の仲間意識が生まれてきた。親が「行かない」というと泣く子がいるとの報告があった。

モンゴル人療育関係者との連携

実践内容をモンゴル人療育関係者に伝えて、センター活動に支援を要請するために以下の活動を行っている。

- 渡航時に療育者養成セミナーと実習、家庭医・看護師セミナーを実施し、脳性麻痺児の療育および、第一次医療機関スタッフの障害を持っている子どもへの理解と支援を促す。
- 草の根参加メンバーの手帳を作成する。医師が医療情報、理学療法士が療育指導内容、教員が教育内容、保育士が保育の課題等を記載している。親、療育関係者、保育者、教師、医療関係者が情報を共有し、社会参加に向けて活用することを目指している。
- モンゴル理学療法士協会と連携して、2018年10月からモンゴル健康医科大学理学療法士学科の4年生と、理学療法士ボランティアが草の根の日に2センターに赴いて活動している。2019年5月にはボランティア修了証を発行する。

JICA 青年海外協力隊（障害児・者支援、リハビリ分野）

派遣期間	職種	配属先	任地
2017/1/11-2019/1/10	理学療法士	国立第1病院	ウランバートル
2017/1/11-2019/1/10	理学療法士	シャスティン国立第3病院	ウランバートル
2017/10/4-2019/10/3	障害児・者支援	ウブルハンガイ県社会政策局	ウブルハンガイ県／アルバイヘル
2017/10/4-2019/10/3	障害児・者支援	スジャータシャンド NGO	ウランバートル
2017/10/4-2019/10/3	理学療法士	アルハンガイ県総合病院	アルハンガイ県ツェツェルレグ
2018/1/10-2020/1/09	理学療法士	オルホン県地域診断医療センター	オルホン県エルデネト
2018/1/10-2020/1/09	作業療法士	国立第2病院	ウランバートル

2018/7/18-2020/3/20	障害児・者支援	ドルノド県教育文化芸術局	ドルノド県／チョイバルサン
2018/10/17-2020/10/16	作業療法士	シャスティン国立第3病院	ウランバートル
2019/1/23-2021/1/22	理学療法士	ドルノド県保健局	ドルノド県／チョイバルサン
2019/7/-2021/7	障害児・者支援	障害児親の会 NGO	ウランバートル
2019/7/-2021/7	理学療法士	ウヌ・エンフ神経リハビリ病院	ウランバートル
2019/7/-2021/7	障害児・者支援	ダルハン・オール県エネレル統合学校	ダルハン・オール県ダルハン
2019/7/-2021/7	障害児・者支援	ダルハン・オール県第7幼稚園	ダルハン・オール県ダルハン

注：2018年12月21日現在

アジア開発銀行「障害者の包摂性およびサービス提供の改善プロジェクト」

基本情報

- ・ 期間：2018年4月30日～2022年10月31日
- ・ 実施機関：アジア開発銀行（ADB）
- ・ カウンターパート：労働・社会保障省
- ・ 対象地：ウランバートル市および6県

プロジェクトの概要

本プロジェクトは2020年社会保障戦略及び2014～2020年社会保障行動計画に沿って作成された。つまり、社会的弱者保護のため、社会保障制度改革に注目するよう呼びかけた2020年中期戦略の評価を支援するものである。

本プロジェクトは諸個人の生活の質を改善し、社会保障・社会福祉制度を構築するにあたり、障害者支援向けのADB中期パートナーシップ戦略（2014～2026年）に沿ったものである。2030年モンゴル持続可能な開発ビジョンの実現を推進する。

以下のとおり、本プロジェクトの実施が開始された。

-
- パイロット6県（ホブド、フブスグル、ドンドゴビ、アルハンガイ、ダルハン）ごと障害児センターを建設する。4年間で9万人の子どもを検診し、5,535人の障害児に早期開発サービスを提供する。
 - 障害者の就労支援研修、各種サービス、ビジネス起業センターを設けることにより、5,000人の障害者の雇用が創出される。
 - 障害早期発見、障害者向けのサービス及び環境アクセシビリティ向上として顧問事務所を選定する。また、障害早期発見モデルを組織化し、早期発見能力を向上させる。障害診断医療モデルを社会モデルに変換することを支援し、障害者のサービスへのアクセスを改善する。
 - 障害者開発センター及び就労支援センターの建設に関するコンサルティング会社を選定する。
 - 障害者支援戦略の作成・実施では、障害者に関する理解促進・啓発として、市民との交流事業を開始する。さらに、障害者政策担当機関の能力を向上させ、各分野の障害者副委員会の能力向上研修やセミナーを開催する。

プロジェクトの効率、効果、内容

本プロジェクトは障害者に平等な機会を与える。プロジェクト実施により期待される効果は障害者の社会サービスや就労機会を拡大することである。

さらに、国連障害者権利条約、アジア太平洋障害者の「権利を実現する」インチョン戦略及びモンゴル国障害者権利法の実施に関するモンゴル政府の取り組みをサポートする。

障害児・者のライフサイクルに合ったサービスや支援ニーズを満たすため、次の5つの内容により実施する。

- **障害の早期発見能力の向上・制度化。** (a)労働・社会保障省が発案した障害早期発見モデルを制度化。(b)早期発見能力の向上のため、障害診断を医療モデルから社会モデルに変換することを支援。また、障害の早期発見により障害の影響を最小限に抑えて、可能な限り予防できる教育、就労及び社会参加の機会を拡大。
- **障害者向けのサービス改善。** (a)親・子ども・教員を対象とする教育モデルをなるべく幼いころから実施。(b)6県のパイロット地域でモデル開発センターを設立。(c)理学療法士、言語療法士、作業療法士、装具士、ソーシャルワーカーを対象とする教育カリキュラムを作成。(d)障害者支援担当のソーシャルワーカーの能力向上。(e)障害者向けの直通電話を導入。
- **物理的環境へのアクセス向上。** (a)物理的環境（インフラ、輸送、情報）のアクセスに関する法整備、担当機関及び決定者の能力を向上。(b)遵守メカニズムへの障害者参加を支援。(c)パイロット県を中心に質の高い義肢・装具の供給を増加。その結果、環境の障壁を減らし、情報、公共施設、交通機関のアクセシビリティ向上にかかる規則の実施に関する措置を講じる。補装具やそのサービスのアクセス向上により、障害者の就労機会が拡大し、障害者が直面する障壁を低減。

-
- **障害者の就労促進。** (a) 産業分野で障害者の能力を向上させ、職業紹介改善モデルを構築。(b) 障害者の職場・自営業へのアクセスを確保するために、障害者対象のビジネスを開発。(c) 障害者就労の調整規則にかかる実施の監視に障害者の参加を増加。これらの取り組みは、行政機関の職業サービスをもっとも効率的にする政策により就労機会を拡大する（ケース、マネジメント、アドバイス）。障害者、事業主、公共職業安定所へのサービスを提供する障害者機関の就労センターをウランバートル市に設置し、活動をサポートする（インフラ整備、機器供与、教育、能力向上研修など）。障害者雇用定数に関する法律実施の推進に関する事業主や障害者を支援する。
 - **障害者支援戦略の策定・実施。** (a) 障害理解の促進と態度変更。(b) サービスや機器のアクセシビリティ向上、財政支援提供に関する福祉制度の変更。(c) 国家プログラムの戦略的見直し。(d) 国際生活機能分類を障害者のニーズや状況に合わせて導入する。(e) 国家統計委員会の統計を障害統計のニーズに適合させる。国民の理解や啓発を高める運動を行う。障害者への障壁に関する統計を改善することで共生における参加を促進する。

障害者開発庁と連携し、障害者政策担当機関の能力向上や各副委員会の能力向上のための研修・セミナーを開催する。

中国無償協力資金により建設された障害児開発センター

障害児開発センター

中国政府の無償協力資金により、モンゴルで建設された障害児開発センター建設プロジェクトが、モンゴルにおける中国の最大人道的事業である。中国の IPPR 国際エンジニアリング株式会社が設計図を作成し、管理した。施工工事は中国の C T C E 株式会社が実施した。

同センターは、最新の機器を完備した障害児の治療・介護・リハビリテーションに関する最大のセンターとなり、モンゴル国の治療制度の構築事業を急速化し、障害児の健康レベルを向上する重要な意義がある。

同センターは首都ウランバートルの西側、ソンスゴロン道路沿って位置しており、南側にトーラ川やボグド山の特別保護地域と接している。同プロジェクトの全面積 20 万㎡、建築物の全面積 1 万 4,990 ㎡である。

同センターには 250 床あり、一日 250 人対象の検診機能を有す。待合室、リハビリテーション室、行政管理事務所、リハビリテーション教育センター、病室などが含まれる。

中国の対外援助政策としてモンゴルで最新の障害児リハビリテーション・センターの建設を目指した。地方民の雇用の場を確保し、モンゴルの建築家能力の向上をサポートした。また、地方から大量の材料や物資を購入し、モンゴルの市場経済発展に貢献をした。同プロジェクトの実施中、平均 120 名のモンゴル人を雇用し、施工工事のピーク時には 260 名のモンゴル人が働いていた。プラスター仕上げ、屋根、換気口、室内電気接続、床工事などをモンゴルの民間企業が実行し、多数雇用した。

2019 年 1 月 24 日に同センターをモンゴル政府に引き渡した。

障害者総合体育館

中国政府の無償資金協力（2,400 万米ドル）として「障害者総合体育館建設事業」が開始した。同体育館の全面積 19,567 m²、7 階建てである。200m のアリーナ、400m トラック、200 床の宿泊室、150 名収容可能な食堂、会議室、運動場、国際大会開催用の競技場、トレーニング室がある。柔道、重量挙げ、テコンドー、バスケットボール、シッティング・バレーボール、卓球、陸上、アーチェリー、ベルボール、射撃など 10 種目のパラ・スポーツの練習ができる。国際基準に合致した特別機器を備えている。

添付資料

障害者権利法

2016年2月5日

ウランバートル市



第一章 総則

第1章 同法の目的

第1.1条 同法の目的は、障害者の社会への完全かつ効果的な参加及び包容に関する権利の確保、実施、保障について、国の行政機関、個人、法人の権利、責務、参画、原則の定義に関する諸関係を適用することである。

第2条 障害者権利法令

第2.1条 障害者権利法令は憲法、同法及びこれらに基づく他の法的種類からなる。

第2.2条 モンゴル国が加盟した国際条約に同法と異なる規定がある場合、国際条約に従う。

第3条 同法対象範囲

第3.1条 同法はモンゴル国籍を有する障害者及びモンゴル在留外国人、無国籍者を平等に対象とする。

第4条 同法の用語定義

第4.1条 同法で使用されている用語の定義は次のとおりである。

第4.1.1条 「障害者」とは、身体的、知的、精神的、感覚的な機能障害を有するものと、様々な障壁との相互作用により他の者と同じような社会への完全かつ効果的な参加機能が限られている者をいう。

第4.1.2条 障害を理由とする「差別」とは、障害者の政治的、経済的、社会的、文化的並びにあらゆる分野において他の者と平等にすべての人権、基本的自由を享有し、社会資源を平等に獲得し、国の発展への貢献、バリアフリー化を提供される機会を制限する行為や無行為をいう。

第4.1.3条 「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等にすべての人権、基本的自由を享有するために不可欠な機材、材料、用具、ソフトウェア、環境整備、サービスをいう。

第4.1.4条 「ユニバーサルデザイン」とは追加調整又は特別な設計を必要とすることなく、全ての人々が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。

第4.1.5条 「インクルーシブ開発」とは、障害者の社会生活への平等な参加を充実させ、家族、同僚の中で保健、教育、就労、社会、心理の良質なサービスを充分受けられることをいう。

第4.1.6条 「可能な最大限度」とは、障害種類により損われた機能を発達させる可能な最大限度をいう。

第4.1.7条 「予防」とは、個人や団体の支援により病気、損傷、事故を予防する条件を整え、情報や啓発活動を行い、障害の早期発見、早期治療またはこれらによる健康、社会的、財務的な負のインパクトを減少する活動をいう。

第4.1.8条 「補装具」とは、人体構造の異常、失われた機能の補完・保護・支援・損傷予防に用いる装具をいう。

第4.1.9条 「介護用品」とは、要介護者の健康状態の維持、介助者の負担の軽減、安全性の確保・予防用の用品をいう。

第4.1.10条 「衛生用品」とは、障害者の日常に不可欠な衛生の材料をいう。

第4.1.11条 「自立生活の権利」とは、障害者本人が関係するあらゆる課題に対して自己決定をし、選択し、参加する機会をいう。

第4.1.12条 「盲導犬」とは、目の不自由な者が正しい方向へ安全に行くことを補助する目的で特別に訓練された犬をいう。

第4.1.13条 「手話通訳者」とは、言語・聴覚障害者の意思疎通を仲介する者をいう。

第5条 障害者の権利保障に関する原則

第5.1条 障害者の権利保障に関する原則は次の通りである。

- 第5.1.1条 障害者の平等な社会参加を妨げるあらゆる形態の差別を認めない。
第5.1.2条 障害者の自己選択と自立を尊重する。
第5.1.3条 障害者の人権を保護し、就学、就労に完全に社会参加しやすい環境を整備する。
第5.1.4条 障害児の発達の権利を保障し、固有の尊厳の尊重を促進する。
第5.1.5条 障害者のインクルーシブ開発への完全かつ平等なアクセス向上は全国民の役割である。
第5.1.6条 障害者に関する政策、政令の作成およびその実現に向けた監査・分析、評価への障害者や障害者の権利を保護する非政府機関³の代表の参加を促進する。

第2章

障害者の社会への完全かつ効果的な参加及び包容に関する権利

第6条 障害者の無差別

- 第6.1条 すべての者が障害の有無に拘らず、裁判や法律の前で平等であり、人権や基本的自由を享有し、社会的資源を取得する権利を有する。障害や健康状況を理由とする差別を禁止する。
第6.2条 ユニバーサルデザイン、合理的配慮のある環境やサービス提供の欠如及びその提供を拒否し、障害者が社会的サービスを他の者と平等に受ける機会を制限する行政機関や個人、法人の否定的な行為は差別とみる。
第6.3条 障害者の快適かつ安全な住環境での住居、就学、意思決定への参加、参政権の享有は同法第6.2条に規定するほか、法人の次の行為を差別とする。
第6.3.1条 公共交通、物理、住宅、公共建築物のアクセシビリティの欠如、公共交通機関で自由に移動できるような環境が整備されていないこと。
第6.3.2条 障害者の情報入手、他の者とのコミュニケーションに必要な環境を整備していないこと。
第6.3.3条 障害を理由として教育サービスの提供を拒否し、教育環境の無整備、障害児の社会や集団の中での自立、開発の機会を制限し、否定的な態度をとること。
第6.3.4条 障害を理由としてローン、ファイナンス・サービスの提供を拒否すること
第6.3.5条 障害者のある女性自身が出産を決定する権利を制限すること。
第6.3.6条 政策、意思決定の作成、実施に向けたモニタリング、分析、評価への参加を拒否し、選挙権、被選挙権を行使する機会を提供しないこと。
第6.4条 障害者の労働権の享有については同法6.2条に規定するほか、個人、法人の次の行為を差別とする。
第6.4.1条 採用の拒否、採用試験の合格者に障害を理由として就職を拒否する。
第6.4.2条 就労をしている障害者の昇進を制限すること。
第6.4.3条 企業が障害を理由として、従業員を差別する規則や否定的な管理方法を実施すること。
第6.4.4条 家族に障害者がいるという理由で雇用を拒否し、解雇や他の形態により労働権を制限すること。
第6.4.5条 職場で障害者の知識や能力、特性に応じた合理的配慮を行わず、賃金に対して差別的な取り扱いをすること。
第6.4.6条 障害者の働く場における合理的配慮の提供の欠如
第6.5条 次の行為を差別と認める。
第6.5.1条 障害を理由とする差別、障害者のいる家族や親に対する差別、障害について不適切な理解を広める情報、広報、芸術品または信仰、信頼という名で障害者の権利を侵害するあらゆる助言
第6.5.2条 家族構成員が障害者を隠匿し、あらゆる形態で社会参加を制限し、発達や能力促進のためのサービスを拒否すること。
第6.5.3条 障害を理由として、養育する権利を怠ること。
第6.6条 政府は障害を理由とする差別を禁止し、差別を解消するための社会的、経済的、法的に多面的な措置をとること。
第6.7条 行政機関は、個人、法人が障害者の社会への完全かつ効果的な参加及び包容を実現するための合理的配慮を提供する措置を段階的にとること。
第6.8条 障害者の完全かつ効果的な社会参加の権利を確保するために、彼らの固有のニーズに応じて行った特別な措置は、差別と認めない。
第7条 障害に関する理解を深める
第7.1条 家族内、社会のあるゆる場面で障害者の人権や固有の尊厳の尊重を促進するため、政府は次の措置をとる。

³ 障害当事者団体/支援団体を指す

- 第7.1.1条 行政機関、法人、個人は職員に対して、障害者の人権、ユニバーサルデザイン、支援機器の確保について啓発活動、研修を定期的に行う。
- 第7.1.2条 モンゴル公共ラジオ・テレビ局は、社会への障害に関する理解や啓発活動を促進する番組の放送施策を実行する。
- 第7.1.3条 障害者の権利を尊重し、ポジティブな態度を形成するため、教育の各段階において教科書の内容に障害を反映させ、教育や授業を通して伝える。
- 第7.1.4条 障害者の権利及び障害者支援に関する行政サービスについての情報を障害者及び家族に与え、研修や広報を行う措置を取る。
- 第7.1.5条 障害のある児童や若者の自立生活・発達の機会の増大と、行政機関、非政府機関、企業、団体、家族、個人の発案や意見を支援し、彼らの固有の尊厳の尊重を促進する。さらに、障害児に関するポジティブな態度を形成する目的のイベントを行い、関連費用は中央教育担当行政機関の予算に編入する。
- 第7.2条 同法第7.1条に規定する活動に障害者及びその人権保護に関する活動を行う機関や団体の参加を促進する。
- 第7.3条 同法7.1.4条に規定する措置は、障害者人権保護機関と契約を締結し、委託し、社会福祉基金から関係費用を出す。

第3章

障害者の労働環境及び住環境の改善措置

第8条 障害者の労働環境及び住環境の改善措置

- 第8.1条 障害者の住宅、公共施設、道路、公共交通、情報通信技術のアクセシビリティ向上を図る。
- 第8.2条 政府は、障害者の公共交通、情報通信、公共サービス、建築物のアクセシビリティ向上を図り、人工器官、補装具、介護衛生用品・製品を製造し、サービスを行う個人や法人への支援プログラムを承認する。
- 第8.3条 行政機関は障害者に対する公共建築物、道路、公共交通、情報通信機器のアクセシビリティ向上のニーズを確定し、必要な基準、ガイドラインを作成し、監査や研修、啓発活動を行い、研究や分析をし、導入などの措置をとり、必要な費用は国の予算に編入する。
- 第8.4条 障害児・者への物理的アクセシビリティ向上、また情報通信機器の利用可能性を促進し、障害児向けの生産、サービスを支援し、衛生要件を満たした食料品、衣類、住宅、日用品の提供に関する措置を取り、その費用は中央建築・道路・運輸・情報通信・保険・社会保障・労働担当行政機関、県・首都・区の予算に編入する。

第9条 障害者に配慮した住宅や物理的環境の確保

- 第9.1条 政府は障害者の物理的、住宅、公共施設への移動の円滑化の促進、利用可能性を増大することを規定する同法、都市開発法、建築法に従う。活動は個人、法人と連携し、実施する。
- 第9.2条 標準測量機関は、中央障害者担当行政機関のコメントに基づいて、障害固有のニーズに応じた道路、歩道、道路施設の建設に不可欠な基準を承認する。
- 第9.3条 標準測量機関は、中央障害者担当行政機関のコメントに基づき、障害者の移動円滑化の促進、彼らの固有のニーズに応じた社会インフラ、住宅、公共施設の屋外及び屋内の整備におけるバリアフリーの義務基準を承認する。
- 第9.4条 新設住宅・社会インフラ施設の建設許可を出す委員会の構成員として、4人に1人は障害者権利保護の非政府機関の代表を参加させる。
- 第9.5条 国の委員会は、障害者配慮が検討されていない建築物の許可を禁止する。

第10条 障害者に配慮した公共交通サービスの提供

- 第10.1条 公共交通機関は障害者の公共交通機関の移動円滑化を促進する。
- 第10.2条 標準測量機関は、中央障害者担当行政機関のコメントに基づき、障害者に配慮した公共交通、停留所、サービスにおけるバリアフリー化義務基準を承認する。
- 第10.3条 公共交通機関は同法10.2条に規定する基準に適合した交通手段を使用しなければならない。

第11条 障害者に配慮した情報・通信サービスの提供

- 第11.1条 情報提供事業者は業務実施中、障害者の情報入手権利の確保、情報通信技術・機材の利用可能性促進、他の者とのコミュニケーションを促進する。
- 第11.2条 法人は障害者の情報入手、情報通信サービスのアクセシビリティ向上として次の措置をとる。
- 第11.2.1条 障害者にとって行政機関のウェブサイトを利用しやすくする。
- 第11.2.2条 スクリーンリーダー、ソフトウェア、新通信機器・システム、特別機器の開発、導入及びそれらを母国語で利用する機会を作る。

第 11.2.3 条 本、拡大教科書、新聞、雑誌、行政機関の決定書類、商品名など全種の出版物を利用しやすくするため、バーコードを記載する。

第 11.2.4 条 ウェブサイト、ニュース番組、情報番組などに手話通訳、字幕付きで放送する措置を段階的にとる。

第 11.2.5 条 行政機関及び公共サービス機関は障害者への手話通訳、要約筆記、点訳・朗読奉仕員、案内サービスを提供する措置を段階的にとる。

第 11.2.6 条 政府は視覚・聴覚障害者に情報を提供する目的で特定非営利ラジオ・テレビ局を支援する。

第 11.3 条 中央情報・通信担当行政機関は同法 11.2.1, 11.2.2, 11.2.3, 11.2.4 条に規定した措置の実現に向けて、関係機関と連携し、必要な費用を国の予算に編入する対策を行う。

第 11.4 条 政府は、聴覚障害者が警察、医療機関、緊急事態の特別番号へ文字による通報、メッセージ、音声による通報、手話通訳者の映像、解説を通して連絡し、緊急サービスを受けることを促進する。

第 12 条 モンゴル手話

第 12.1 条 モンゴル手話は聴覚障害者の言語であり、聴覚障害者は手話で社会参加する権利を有する。

第 12.2 条 中央教育担当行政機関や中央障害者担当行政機関が連携し、モンゴル手話翻訳・通訳サービスの運営、提供規則を承認する。

第 12.3 条 同法 12.2 条に規定するサービスは契約に基づいて非政府機関に委託する。

第 13 条 点字の基準

第 13.1 条 点字は視覚障害者が利用している主な文字であり、点字を利用して必要な情報入手、教育、社会参加を促進することができる。

第 13.2 条 中央標準担当機関は、中央教育担当行政機関の意見に基づいて点字基準を承認する。

第 4 章 障害者の教育権

第 14 条 教育権

第 14.1 条 障害者は障害のない者と同様に教育権を有し、その権利を保障するため、政府は次の措置を講じる。

第 14.1.1 条 個別のニーズに応じて才能、創造力、知的及び身体能力を可能な最大限度まで発達させるカリキュラム、環境を整備する。

第 14.1.2 条 個人の潜在能力及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、人権、基本的自由の尊重を強化すること。

第 14.1.3 条 教育制度のあらゆる段階において障害者の学習・資格取得の条件を整備し、合理的配慮を提供し、教育支援体制を促進する。

第 14.1.4 条 障害固有のニーズに応じたカリキュラム、教育基準を作成する。

第 14.2 条 すべての教育機関は同法第 37.2.1 条に規定した委員会の決定により障害児に対して、発達総合カリキュラムを取り入れる環境を整備し、準備事業を行い、習得させる。

第 14.3 条 政府は障害児の学習・資格取得権利の保障として同法 14.1.1, 14.1.2, 14.1.3, 14.1.4 条に規定したほか、次の取り組みを行う。

第 14.3.1 条 障害児は障害を問わず、教育制度のあらゆる段階において権利が尊重される。

第 14.3.2 条 教育担当行政機関は、障害のある児童・若者の性別、居住地、社会的、経済的の違いによらず、教育制度のあらゆる段階において教育の充実を図り、彼らの固有のニーズを踏まえたカリキュラムを作成し、通常学校で合理的配慮が提供される教室を設ける義務を有する。

第 14.4 条 両親、保護者は障害児を就学させる義務を有しており、そのため、教育機関及び社会福祉士は必要な情報を提供しなければならない。

第 14.5 条 政府は、あらゆる教育制度の段階において、障害児の就学・発達促進国家プログラム、計画を承認する。

第 15 条 障害者の教育環境

第 15.1 条 あらゆる段階の教育機関及び職業訓練センターは障害のある学習者に生きる力、職業能力を効果的に習得させるため次の措置を講じる。

第 15.1.1 条 該当在籍者の個別のニーズに応じた最適な指導方法で教育支援を行う。

第 15.1.2 条 障害のある学習者の個別のニーズに応じた本、教科書、手引き、資料、特別教材を提供する

第 15.1.3 条 特別カリキュラム、計画に従い、授業を行う。

第 15.1.4 条 障害のある学習者の個別のニーズに応じた指導方法を有する教員、指導員を教育する。

第 15.1.5 条 障害のある学習者の学習動機づけに向けて、彼らの個別のニーズに応じて点字、手話言語及びコミュニケーションの他の手段を利用し、空間、方向の認知能力をつけ、相談サービスを行う。

第 15.1.6 条 障害児の自立生活の充実を図り、義務教育及び中学校を終えた場合に進学または就労、専門職かの選択に関する支援体制を図る。

第 15.1.7 条 障害のある受験者にとって入試がアクセシブルで、利用しやすく、個別のニーズを踏まえた環境を整備する。

第 15.1.8 条 教育機関は障害のある学生を雇用主に仲介する活動を行う。

第 15.2 条 教育担当行政機関は、あらゆる段階の教育機関に在籍する障害者の状態や特性に応じた教材や教育環境整備のマニュアルを承認する。

第 15.3 条 教育担当行政機関は、障害児教育支援カリキュラムを承認する。

第 15.4 条 重度・重複障害児及び常時介助が必要な障害児対象の個別教育支援計画やカリキュラムを、当該教育機関の専門教育指導委員は親の参画を確保・作成し、承認する。

第 15.5 条 学校は親の参画により、障害児を対象とした個別教育支援計画、カリキュラムの流れ、学習能力向上について協議し、その判断書を第 37.2.1 条に基づき委員会へ提出する。

第 15.6 条 国内外の大学・カレッジ・専門学校に合格した障害のある学士・修士・博士課程の生徒に対する授業料支給体制は、労働能力を損失した世帯の 1 人分の授業料を対象に、教育ローン基金が負担する。

／この条項は 2016 年 9 月 7 日の法律により改正した／

第 15.7 条 義務教育学校、大学、カレッジ、専門学校に在籍している障害者の個別のニーズに応じた本、教科書、特別教材の購入費は中央教育担当行政機関及び地方予算に編入する。

第 15.8 条 政府は、同法 15.6 条に規定する授業料やその支給規則を承認する。

第 15.9 条 中央教育担当行政機関は中央障害者担当行政機関と連携し、同法 15.7 条に規定する本、教科用特定図書、特別支援教育教材のリスト、購入費、支給規則を承認する。

第 15.10 条 県・首都・郡・区の長は管轄行政区内のあらゆる段階の教育機関において同法第 15.1 条に規定する教育環境整備として特別支援計画・施策の充実を図り、その運営費用を地方予算に編入する。

第 15.11 条 中央教育担当行政機関は、障害のある学生の特別な教育ニーズに応じたカリキュラム、本、教科用特定図書、手引き、手話辞書作成・発行・普及・改訂・点字表示およびそのソフトウェアのモンゴル語版、特別支援教育教材の購入などに必要な費用を国の予算に編入することを担当する。

第 15.12 条 国の予算から義務教育の特別支援学校の給食費を補助するため、中央教育担当行政機関は給食管理規則を承認する。

／上記の条項は 2016 年 11 月 10 日の法律により追加した／

第 16 条 教員

第 16.1 条 教員養成大学・カレッジのカリキュラムには障害者対応指導内容・方法を加える。

第 16.2 条 あらゆる段階の教育機関の教員、社会福祉士は障害のある学習者の個別のニーズに応じた指導方法を習得しなければならない。

第 16.3 条 同法 16.2 条に規定した障害のある生徒への対応と指導方法研修及び相談サービスは、契約に基づいて非政府機関が実行する。

第 16.4 条 国費により、国内外の学校で障害児の教員、言語療法士、作業療法士、理学療法士、手話教員、心理療法士、指導員を育成する。

第 5 章 障害者の就労

第 17 条 就労権利

第 17.1 条 障害者は他の者と平等に就職、昇進、給与、補助金の受給、雇用促進支援措置の対象とする。

第 17.2 条 障害者の就労に関する同法に規定した以外の条項は、労働法、雇用促進法、労働安全衛生法及び他の関連法を適用する。

第 17.3 条 行政機関、個人、法人は労働法に従い、障害者の身体、発達特性に応じた職場を整備する義務を有する。

第 17.4 条 行政機関、個人、法人は障害者の労働権を保障する時、同法 6.4 条に規定した行為を禁止する。

第 17.5 条 賃金が支払われていることを理由として、就業している障害者の社会福祉及び社会保険のあらゆる年金、手当を中断することを禁止する。

第 17.6 条 関連法に従い社会保険基金から年金受給が開始された障害者の福祉年金は社会福祉法に準拠する。

第 18 条 障害者の雇用促進支援

第 18.1 条 政府の障害者の雇用促進支援は次のとおりである。

第 18.1.1 条 障害者を雇っている雇用主、法人は法律に従い、減税や免税措置を受け、合理的配慮が提供される職場整備をすることを推奨する。

第 18.1.2 条 障害者の労働能力に適する合理的配慮のある職場を整備し、障害者が製造した生産品の市場への導入を支援し、国の予算による購入を目的として優先的に取り組む。

第 18.1.3 条 障害者の就業に必要な器具、機材、材料及び他の用品の購入として、雇用促進支援基金から金融的支援を一度行う。

第 18.1.4 条 政府は障害者技能競技大会の開催を支援する。

第 18.1.5 条 中央労働担当行政機関は、国際障害者技能競技大会で活躍した障害者への報酬や奨励金の交付規則を定める。

第 18.1.6 条 政府は、障害者の専門職、職業能力向上を行う教育機関を支援する。

第 19 条 募集や採用

第 19.1 条 行政機関、法人は募集や採用時に障害者を対象とする合理的配慮をする。

第 19.2 条 障害者が公募に申請、採用試験を受ける際、固有ニーズに応じた合理的配慮と時間の追加を申請する権利がある。

第 19.3 条 障害者が同法 19.2 条に規定する合理的配慮について申請をした場合、採用機関はその申請を受理する義務を有する。

第 6 章 障害者への医療サービス

第 20 条 医療サービス

第 20.1 条 政府は障害の早期発見、診断、判断、予防、治療、介助、リハビリテーションに関する総合的な措置をとる。

第 20.2 条 医療機関は、障害者の固有のニーズを踏まえた環境、機材を完備し、医療サービスを行う。

第 20.3 条 同法 20.2 条に規定する医療サービス提供に必要な環境の整備、機材、薬品、病院、介護用品、衛生用品、障害早期発見の化学物質に関する経費は、中央保健行政機関の予算に編入し、解決する。

第 21 条 人口器官、補装具

第 21.1 条 社会保障基金、業務災害・職業病保険基金、医療保険基金、手当基金、社会福祉基金にて、人口器官や補装具の購入費をそれぞれ融資する。

第 7 章 地域に根ざした開発

第 22 条 地域に根ざした開発サービス

第 22.1 条 地域に根ざした開発サービスとして次の取り組みを行う。

第 22.1.1 条 病気、損傷、事故による後遺症を治療し、回復するための医療行為を行う。

第 22.1.2 条 障害者が他の者と平等に教育を受けられる教育制度の取り組み

第 22.1.3 条 障害者が家族や同僚の経済的貢献者となるよう促進する就労支援の取り組み

第 22.1.4 条 障害者が他の者と平等に家族やコミュニティの中で責任を持ち、積極的に自立した構成員となるよう支援する社会的取り組み

第 22.1.5 条 障害者の完全かつ効果的な社会参加を促進し、物理、道路、運輸、情報技術のアクセシビリティを向上させる

第 22.2 条 政府は、同法 22.1 条に規定するサービスのアクセシビリティやサービスの質の向上を支援する。

第 23 条 地域に根ざした開発サービス運営

第 23.1 条 同法 22.1 条に規定するサービスを全ての法人が提供する。

第 23.2 条 障害当事者団体と契約を締結し、地域に根ざした開発を委託する場合、中央関係行政機関はその費用を全額または部分的に融資する。

第 23.3 条 中央サービス基準担当行政機関は中央障害者担当行政機関と連携し、同法 22.1 条に規定するサービス基準を作成し、中央標準担当行政機関が承認する。

第 23.4 条 同法 22.1 条に規定するサービス要件に対して、サービス担当閣僚や障害者担当閣僚と連携し、承認する。

第 24 条 地域に根ざした開発プログラム

第 24.1 条 地域に根ざした開発サービスを提供する機関は障害者の特性に応じたサービスプログラムを作成し、実施する。

第 24.2 条 障害児の父母、養護者は同法 37.8 条に規定された認定書に基づき、子どもを地域に根ざした開発サービスへ必ず参加させること。

第 8 章 障害福祉サービス

第 25 条 障害福祉サービスに関する権利

第 25.1 条 障害者は食品、衣類、家宅、治療、介護、社会・生活上の必要なサービスを受け、自ら及び家族の健康、生活を支えるための生計権利を有する。その権利を確保する目的で次の措置を取る。

第 25.1.1 条 障害者の固有のニーズに応じた補装具、整形外科、衛生用品、介護用品及び他の必要な用品を提供する。

第 25.1.2 条 障害者の親は子育てに必要な支援を受け、援助サービスを受ける機会を有することを促進する。

第 25.1.3 条 障害者の社会保障及び福祉プログラムへの参加を促進する。

第 25.2 条 障害者が福祉サービス、レンタル、住宅借入金など特別控除適用を受けたり、公共賃貸住宅事業の実施に必要な資金は、社会保障担当閣僚及び地方・首都の市長の年度予算に編入する。

第 25.3 条 障害者の障害年金、手当、助成金、控除、社会保険の加入はモンゴル国法律により適用される。

第 26 条 社会福祉基金の助成金・特別控除制度

第 26.1 条 同法第 3.1 条で規定する者は、社会福祉基金から次の助成金や特別控除を受ける。

第 26.1.1 条 常時介護が必要な 16 歳未満の障害児、全盲、聴覚障害者、小人症、常時介助が必要な労働能力全喪失者にアパート代、中央ユーティリティ・システムに接続されていない戸建てやゲルに住んでいる場合に燃料費をそれぞれ年一回支給する。

第 26.1.2 条 18 歳未満の障害児が利用する国産の補装具費として、補装具の期限切れ、当該障害児の発達によって身体に装着できなくなった場合に補助金を 100%支給する。

第 26.1.3 条 リハビリテーション医療に関する労災職病保険基金の特別控除適用を受けていない障害者に国産補装具の購入費を 3 年ごとに 1 回補償する。

第 26.1.4 条 18 歳未満の障害児及び補装具の製造、リハビリテーション医療に関する労災職病保険基金の特別控除適用を受けてない障害者、国産や購入の補装具、整形外科、車椅子など支援機器費用として 3 年に 1 度 100%支給する。

第 26.1.5 条 障害児及び養護者の幼稚園、学校への交通費を控除する。またはバスで輸送する。

第 26.1.6 条 全盲、聴覚障害者、言語障害者のコミュニケーション・通信費を一部控除する

第 26.1.7 条 国内保養所で治療を受ける必要がある者の往復交通費や一日の入所費は、医療保険加入者の普通ベット代を計算し、次の割合で年 1 回支給する。

第 26.1.7. a 条 障害児に 100%。

第 26.1.7. 6 条 障害児の介助者に 50%

第 26.1.7. b 条 労災職病保険基金から給付を受けてない障害者に 50%

第 26.1.8 条 障害児は保養所で優先的に入所できる。

第 26.1.9 条 全盲の障害者が病院の判断により治療や保養所に入所する場合、県から首都へ、首都から県へ行く往復交通費の 75%を年 1 回支給する。

第 26.1.10 条 首都から 1000 ₮以上離れた距離に住んでいる障害者が県の総合病院の専門医監査委員会の決定により、首都の病院で治療、診断を受ける場合、往復交通費を年一回支給する。

第 26.1.11 条 障害児及び労働能力全喪失者の子ども一人当たりの幼稚園の食費を一部免除する。

第 26.1.12 条 障害児が子どもキャンプ場で休む料金の 50%を年一回支給する。

第 26.1.13 条 障害児が病院の認定により水治療法を受けた場合、医療料金の 70%を支給する。

第 26.1.14 条 視覚障害者が点字で書いた手紙、絵葉書、点字図書、10 ₮までの郵便物、視覚障害者の機材、用具の国内郵便料金は無料となる。

第 26.1.15 条 社会保険法に規定する葬式費用を受けることができない者、障害者及び障害児が死亡した場合、その葬式費用として社会保険基金の葬式手当と均等する助成金を支給する。

第 26.1.16 条 骨盤機能が失われた病院が認定した障害者には不可欠な介助、衛生用品の支援を促進する。

第 26.2 条 社会保障法に従い、障害者にリハビリ保養所や地域に根ざした社会福祉サービスを提供する。

第 26.3 条 全国データベースで登録されている福祉支援が不可欠な障害児や障害者及び介助者に福祉サービスを提供する。

第 26.4 条 内閣は、同法第 26.1.1, 26.1.2, 26.1.3, 26.1.4, 26.1.5, 26.1.6 条に規定する助成金、割引金額の支給規則、市場価格を定める。

第9章 障害者に関する他の権利

第27条 法律援助の権利

第27.1条 障害者の裁判所、検問所、法律・監査機関の活動へのアクセスを高める。

第27.2条 政府は障害者に必要な法律相談や法律援助サービスを無料で提供する機会を促進する。

第27.3条 裁判所、検問所、法律・監査機関は訴訟に参加する障害者に権利、義務、関連情報を特性に応じて、わかりやすく説明する。

第27.4条 裁判所、検問所、法律・監査機関は障害者の権利保護を促進するための合理的配慮を提供する義務を有し、要約筆記者、点訳・朗読奉仕員、手話通訳者を無料で手配しそのサービス費用は国の予算に編入する。

第28条 障害児の権利

第28.1条 政府は、障害児の早期発見、診断、判断及び彼らの健康、教育、他の社会的サービスにおけるインクルーシブな開発を推進し、児童開発センターを設立し、発達障害のある児童への特別支援カリキュラムの取り組みを支援する。

第28.2条 障害児に対して健康、教育及びリハビリテーション医療を無料で提供する。

第28.3条 障害児の父母、養護者に対する社会保障及び福祉サービスを支援する。

第28.4条 法律・子ども権利擁護・教育担当行政機関及び権力関係機関は、障害児の家庭内暴力及び性暴力、あらゆる形態の搾取、被害、犯罪を防止するための措置をとる。

第28.5条 障害児に関する政策、意思決定へ意見を自由に表現する機会を有することを確保する。

第28.6条 政府は、障害児の父母、保護者の子育て、発達能力促進に必要な支援を行う。

第28.7条 障害児の人権及び法的な権益保護のため、父母、介助者、保護者が障害児に関する法律上の擁護・養護義務の遂行を拒否することを禁止する。

第28.8条 障害のある児童をもつ婚姻者が離婚した場合、児童扶助手当の支給者が関連法に従って追加手当を支払う。

第29条 障害のある女性

第29.1条 教育、就労、社会、経済の分野における障害のある女性の権利を確保する目的で次の措置をとる。

第29.1.1条 障害のある女性の健康課題、ニーズを把握し、特性に応じたサービスを提供する。

第29.1.2条 障害のある女性が家庭内暴力、性的暴力、搾取、被害者になることを防止し、そのリスクを軽減する効果的な措置をとる。

第29.1.3条 家庭内暴力や性暴力、犯罪被害を受けた女性への保健、法律、心理的及び他の必要なサービス提供の時、心理、年齢、理解力に応じて適切な専門的な対応をする。

第29.1.4条 証人や犯罪被害者シェルターのバリアフリー化を図る。

第30条 障害者の政治参加

第30.1条 障害者があらゆる選挙において自立し、自由・秘密に投票できる環境を整備する。

第30.2条 すべての選挙に参加する政党、連立党、立候補者の選挙運動を障害者にとって利用しやすくする。

第30.3条 政党、行政機関は障害者があらゆる選挙への立候補、被選挙権、公務への就任を支援する。

第30.4条 障害者の被選挙権行使の支援を、政党、連立党の施策、公約に反映させる。

第31条 プライバシーの尊重

第31.1条 障害者の手紙、健康、財産、家族の内情、名誉は関係法により保護される。

第31.2条 障害者に関するサービスを行う者は障害者のプライバシーの権利を侵害してはいけない。

第32条 自立生活の権利

第32.1条 障害者は自立生活の権利を有する。

第32.2条 パーソナル・アシスタント・サービス、相談グループ、学び合い、相談サービスにより障害者の自立生活権利が保障される。

第32.3条 障害者担当閣僚は、障害者自立生活支援サービスのマニュアル、種類、サービス要件を承認する。

第32.4条 個人や法人は障害者自立生活支援事業を行うことが可能である。

第32.5条 首都や県の福祉サービス担当行政機関は障害者自立生活支援サービスを行う機関を採用する。

第32.6条 同法第32.2、32.3、32.4、32.5条項の施行の充実に図るため、障害者権利保障業務を有する行政機関の参加を取り組む。

第 32.7 条 政府は、視覚障害者に対し、該当空間の安全かつ円滑な誘導を確実に行うことができる盲導犬を特別に訓練し、国内で訓練した盲導犬に費用を 9 年に 1 回支給する。障害者担当閣僚と農業担当閣僚と協力し、盲導犬訓練・使用規則を承認する。

第 32.8 条 障害者は首都・県の公共交通（タクシーを除く）を国内の地域問わず無料で乗車する。その措置に必要な資金は毎年首都・地方予算に編入する。

/同条項は 2016 年 11 月 10 日の法律により追加した/

第 33 条. 障害者の体育・スポーツ参加支援

第 33.1 条 障害者が参加するスポーツ競技大会は障害者の機能に適合しなければならない。

第 33.2 条 政府は、障害者のスポーツ競技大会に可能な限り参加することを奨励し、促進する。

第 33.3 条 政府は、障害者スポーツ競技大会の主催として次の支援を行う。

第 33.3.1 条 障害者の体育・スポーツ活動の推進、才能開発支援サービスを契約に基づき委託する。

第 33.3.2 条 体育・スポーツ施設は障害者のスポーツ競技大会やスポーツ活動への参加、訓練に適した体育館、運動広場を合理的配慮で提供する。

第 33.3.3 条 障害のある選手は関連規則に従い、オリンピック、パラリンピック、スペシャルオリンピック、デフリンピック、世界・地域大会の出場権を獲得することを法的に支援される。

第 33.4 条 障害者がオリンピック、パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピック、世界・地域大会で金・銀・銅メダルを獲得した場合、出場回数・期間に当たる年金と均等する奨励金を 1 回支給する。

第 33.5 条 政府の奨励金交付規則に従い、障害のある若者、児童がオリンピック、世界・地域大会で金・銀・銅メダルを獲得した場合に奨励金を支給する。

第 34 条. 障害者の芸術・文化的な活動への参加支援

第 34.1 条 政府は、自国で開催する芸術・文化祭への障害者の積極的な参加を支援する。

第 34.2 条 企業は障害者の芸術・文化的な活動への参加及び自己才能の開発を支援する。

第 35 条. 障害者が文化的・芸術作品を利用しやすくする

第 35.1 条 障害者が文化的・芸術作品を利用しやすくする機会を増やす。

第 35.2 条 中央文化担当行政機関は、障害者が最新技術や様式を通して文学、科学書、新聞、雑誌を発行し、博物館、図書館、文化的な作品をより利用しやすくするよう担当する。

第 36 条. 緊急事態時の対策

第 36.1 条 生命、健康、生活、治安に直接の危険を及ぼす可能性が高い災害、危険、社会的混乱、戦争などの緊急事態時の障害者の情報のアクセスを高める。また、緊急時、障害者の生命、健康を救護する義務は関係行政機関の法律に従って実施する。

第 10 章 障害の認定

第 37 条. 障害の認定

第 37.1 条 障害等級認定基準は次の通りである。

第 37.1.1 条. 器官の機能損害、分類、期間

第 37.1.2 条. 国際障害分類

第 37.2 条 障害認定は次の委員会（以下委員会という）が定める。

第 37.2.1 条 障害児の保健・教育・社会保障委員会は 0～16 歳未満の子どもに対し障害認定をする。

第 37.2.2 条 病院労働認定委員会は 16 歳以上の障害者を認定する。

第 37.2.3 条 病院労働認定委員会は障害の理由、労働能力損失程度、期間を定める。

第 37.3 条 同法 37.2.1 条に規定する委員会は障害者担当行政機関、同法 37.2.2 条に規定する社会保険担当行政機関の下にそれぞれ設置される。

第 37.4 条 同法 37.2.1 条、37.2.2 条に規定する障害者委員会を有する。

第 37.5 条 政府は同法 37.2.1 条～37.2.3 条に規定する委員会の規則を承認する。

第 37.6 条 保健、教育、労働、障害者の担当閣僚が連携し、同法 37.2.1 条に規定する障害児であるかを認定し、障害児の発達プログラム作成ガイドラインを承認する。

第 37.7 条 保健、教育、労働、障害者の担当閣僚が協力し、同法 37.2.2 条に規定する障害者であるかを認定するガイドラインを承認する。

第 37.8 条 委員会は自らの権限で障害者の機能障害、期間、分類を発見し、評価する。

第 37.9 条 同法第 37.2.2 条に規定する委員会の証明書は障害インクルーシブ開発を推進する基本書類となる。

第 38 条 障害者の登記

第 38.1 条 同法第 37.2 条に規定した委員会の証明書に基づき、県・区役所は障害者を登記し、証明書を発効する義務を有する。

第 38.2 条 同法第 38.1 条に規定する証明書は障害者が法律上の権利を享有し、すべての障害福祉サービスの適用を受ける基本書類となる。

第 38.3 条 県・首都・郡・区役所は、統計担当行政機関、障害者担当行政機関に障害統計を期限内に提出する。

第 38.4 条 障害者担当閣僚は同法 38.1 条に規定した証明書のデザイン、その発行規則を承認する。

第 38.5 条 登記・統計行政機関は障害者担当行政機関と連携し、障害統計、データベースを構築し、関連機関への情報提供を図る。

第 11 章 国の行政機関及び法人の責務

第 39 条 内閣の責務

第 39.1 条 内閣は障害者権利保護として次の権限を実施する。

第 39.1.1 条 障害者権利保護に関する政策を実施する。

第 39.1.2 条 障害者権利保護に関する法律の達成を促進する。

第 39.1.3 条 障害者権利保護に関する国家プログラム、計画を策定し、実施する。

第 39.1.4 条 障害者権利の保護及び確保の活動を行う行政機関や非政府機関、法人を法律に基づき支援する。

第 39.1.5 条 法律に規定する他の規定

第 40 条 障害者担当行政機関

第 40.1 条 障害者担当行政機関は、モンゴル全国で障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、社会保障を促進する政策、法令の実現、その達成を監視する。

第 40.2 条 障害者担当行政機関は障害者の人権及び基本的自由の享有・保障、開発政策の作成、関連法の施行、権力機関への伝達、政府機関や非政府機関への専門指導の充実、活動の関連、研修促進を支援する。

第 40.3 条 中央行政機関はその権限で実施している政策、措置において、障害者の平等な社会参加の機会を妨げる課題を反映させ、実施する。

第 40.4 条 同法に規定する行政機関や地方政府の一部責務は、障害者権利・権益を保護する非政府機関に委託し、その必要な経費は契約に基づいて融資する。

第 41 条 障害者委員会

第 41.1 条 モンゴル全国における障害者の権利保障を担当する各分野の活動を調整し、総括管理において実施の確保、監視の義務を有する障害者委員会をモンゴル国首相の下に設置している。

第 41.2 条 政府が委員会の組織や業務を承認する。

第 41.3 条 中央障害者担当行政機関は委員会の公務を担当する。

第 41.4 条 中央委員会は県、首都、区レベルに副委員会を設け、市長が代表する。

第 42 条 市長の権限

第 42.1 条 県、首都、郡、区の長は管轄地方の障害者権利保護として次の権限を実施する。

第 42.1.1 条 障害者権利保障法規の実施を監視し、実現に向けた措置をとる。

第 42.1.2 条 物理的環境、公共施設、マスメディアや情報通信のアクセシビリティ向上、障害者の教育、健康、体育・スポーツ、就労の支援に向けた段階的な計画を推進し、プログラムを作成し、その実施を監視する。

第 42.1.3 条 地域に根ざした開発を推進する。

第 42.1.4 条 企業、団体の障害者の合理的配慮についての意見を支援する。

第 42.1.5 条 市議会は障害者権利保障活動にかかる費用を審議し、該当年の地方予算に編入する。

第 42.1.6 条 障害者権利保障に関する法令の広報及び実現は、市議会と協力し、文化・芸術・体育・スポーツのイベント、公的なイベントへの参加を促進し、全ての障害者のあらゆる平等な権利及び基本的自由を享有し、固有の尊厳の尊重を促進するための措置をとる。

第 43 条 法人の一般権限

第 43.1 条 法人は障害者権利保護として次の権限、責務を有する。

第 43.1.1 条 障害者の固有のニーズに応じた作業条件を整備する。

第 43.1.2 条 各国の経験に基づき、ユニバーサルデザインの障害者が利用しやすい環境を整備する。

第 43.1.3 条 公共サービス及び他の機関は、障害者を優先的に対応する。

第 43.1.4 条 障害者の積極的な社会参加、その活躍や成功を同僚に宣伝し、激励する。

第 43.1.5 条 障害者となった人に対し、雇用をしていた機関が援助や支援をする。

-
- 第 43.1.6 条 組織再編成及び解散の場合、その権限や義務を受けた法人は同法第 43.1.5 条に規定する権限や義務を遂行する。
- 第 43.1.7 条 障害者に対して否定的な態度、人権及び基本自由を違反することはいかなる場合も認められない。
- 第 43.1.8 条 職員が該当機関の不当行為により障害となったと判定された場合、賠償金を支払う。
- 第 43.1.9 条 労働安全衛生基準に適合する活動をする。
- 第 43.1.10 条 法律に規定するその他の権限、責務

第 12 章 他の条項

第 44 条 苦情、訴え

第 44.1 条 障害者が法律上の権利が侵害されたと認めれば、個人、法人に対して排除を要求し、関連法に従って苦情や訴えを出す権限を有する。

第 44.2 条 個人、法人、行政機関は、法律上の権利の制限、差別行動をしたと判断すれば、権利保護のため提訴権利を直接及び代理人を通して実施する。

第 45 条 法規違反者への責任

第 45.1 条 同法を違反した者の不当行為や正当行為が悪質であれば、刑事法、矛盾法に規定する責任を追及する。

第 45.1.1 条 同法 6.5.1, 6.5.2 条に規定する違反をした者に対し、障害者の人権及び固有の尊厳の尊重を促進するため 14 日間の研修を受けることを図る。

第 45.2 条 同法を違反した個人、法人、公務員の不当行為や正当行為により障害者に損害を与えた場合、関連法に従い賠償責任を追及する。

モンゴル国家大会議 Z. ENKHBOLD

障害児・者数、年齢、障害種別・形態

国家統計委員会—2018年

No.		総数	女性	就業	障害種別						
					先天性	後天性	疾病		事故		
							疾病	職業病	交通事故	労災	事故
1	障害者数	105691	46030	11756	46958	58733	44860	4188	2597	1414	5674
2	0-4	2026	880	0	1700	326	273	3	9	3	38
3	5-9	3551	1529	0	2831	720	587	6	35	7	85
4	10-14	3431	1482	1	2581	850	695	5	41	5	104
5	15	755	297	1	573	182	149	2	2	1	28
6	16	749	356	5	520	229	175	2	13	5	34
7	17	825	364	14	548	277	217	2	13	3	42
8	18	889	369	19	559	330	271	7	7	4	41
9	19	1188	490	45	723	465	352	15	26	11	61
10	20-34	21918	9477	2929	11681	10237	7855	520	575	239	1048
11	35-64	64335	27903	8630	23293	41042	31017	3291	1773	1064	3897
12	65歳以上	6024	2883	112	1949	4075	3269	335	103	72	296
13	視覚障害者	11519	4427	1431	5476	6043	4626	280	202	127	808
14	0-4	183	82	0	153	30	27	0	0	0	3
15	5-9	357	157	0	292	65	58	0	1	0	6
16	10-14	408	167	1	296	112	88	1	4	0	19
17	15	107	40	0	81	26	22	0	1	1	2
18	16	103	47	1	75	28	21	1	4	0	2
19	17	106	47	2	69	37	30	0	1	1	5
20	18	112	33	3	75	37	27	1	2	0	7
21	19	139	67	11	84	55	42	0	3	0	10
22	20-34	2344	887	396	1279	1065	795	47	49	16	158
23	35-64	6629	2409	999	2737	3892	2910	198	129	100	555
24	65歳以上	1031	491	18	335	696	606	32	8	9	41
25	言語障害者	4312	1876	448	3430	882	761	37	29	9	46
26	0-4	106	41	0	98	8	8	0	0	0	0
27	5-9	260	102	0	227	33	29	0	0	0	4
28	10-14	303	128	0	248	55	50	0	3	0	2
29	15	56	19	0	47	9	7	1	0	0	1
30	16	70	38	0	62	8	6	0	0	0	2
31	17	66	31	2	53	13	11	0	1	0	1
32	18	79	33	0	72	7	6	1	0	0	0
33	19	98	34	1	73	25	24	0	0	0	1
34	20-34	1239	548	167	1016	223	190	9	12	2	10

35	35-64	1837	810	274	1407	430	364	26	13	7	20
36	65歲以上	198	92	4	127	71	66	0	0	0	5
37	聽覺障害者	8439	3789	1247	4639	3800	3103	310	83	75	229
38	0-4	78	26	0	70	8	8	0	0	0	0
39	5-9	169	79	0	139	30	26	0	1	1	2
40	10-14	209	87	0	171	38	29	1	2	1	5
41	15	58	25	0	47	11	9	0	1	0	1
42	16	59	22	0	40	19	12	1	1	0	5
43	17	98	42	1	66	32	25	0	1	0	6
44	18	77	32	0	52	25	23	1	0	0	1
45	19	91	29	4	56	35	26	3	1	0	5
46	20-34	1746	755	287	1097	649	527	48	23	14	37
47	35-64	5354	2482	928	2681	2673	2195	225	47	58	148
48	65歲以上	500	210	27	220	280	223	31	6	1	19
49	運動障害者	21598	8900	2400	8860	12738	8071	768	1192	460	2247
50	0-4	423	209	0	357	66	50	0	5	0	11
51	5-9	750	378	0	599	151	103	0	18	2	28
52	10-14	693	326	1	518	175	136	0	15	1	23
53	15	143	53	0	112	31	24	0	0	0	7
54	16	129	61	1	83	46	31	0	4	0	11
55	17	161	71	0	97	64	41	0	3	2	18
56	18	172	73	3	104	68	48	1	4	2	13
57	19	244	99	7	143	101	64	7	9	6	15
58	20-34	4410	1777	629	2133	2277	1454	98	237	76	412
59	35-64	12787	4942	1725	4168	8619	5276	579	856	342	1566
60	65歲以上	1686	911	34	546	1140	844	83	41	29	143
61	精神障害者	20364	9564	1186	13286	7078	5922	239	263	142	512
62	0-4	279	114	0	260	19	19	0	0	0	0
63	5-9	613	239	0	532	81	74	0	1	1	5
64	10-14	679	274	0	576	103	89	0	7	0	7
65	15	161	66	0	133	28	23	0	0	0	5
66	16	184	87	1	145	39	33	0	2	1	3
67	17	158	71	1	124	34	32	0	2	0	0
68	18	189	80	5	129	60	51	0	0	0	9
69	19	261	111	8	212	49	40	0	5	1	3
70	20-34	5651	2585	349	3986	1665	1426	41	70	31	97
71	35-64	11720	5754	818	6950	4770	3940	188	169	104	369
72	65歲以上	469	183	4	239	230	195	10	7	4	14
73	重複障害者	7278	3256	679	2873	4405	3523	386	161	78	257
74	0-4	214	95	0	184	30	25	0	0	0	5
75	5-9	359	138	0	301	58	45	1	2	2	8

76	10-14	361	157	0	264	97	85	0	2	2	8
77	15	53	24	0	43	10	9	0	0	0	1
78	16	58	25	0	42	16	12	0	1	1	2
79	17	52	29	0	36	16	15	0	0	0	1
80	18	66	30	1	40	26	22	0	1	1	2
81	19	69	29	5	36	33	23	2	1	0	7
82	20-34	1517	681	153	674	843	663	84	27	16	53
83	35-64	4003	1802	498	1148	2855	2279	254	122	50	150
84	65 歳以上	526	246	22	105	421	345	45	5	6	20
85	その他	32181	14218	4365	8394	23787	18854	2168	667	523	1575
86	0-4	714	295	0	557	157	133	2	4	3	15
87	5-9	1034	439	1	723	311	265	5	12	2	27
88	10-14	789	351	0	510	279	237	2	9	1	30
89	15	174	62	2	107	67	56	1	0	0	10
90	16	148	70	1	75	73	61	0	1	2	9
91	17	162	61	3	83	79	65	0	3	1	10
92	18	192	84	7	89	103	93	3	1	0	6
93	19	283	120	12	118	165	133	2	8	2	20
94	20-34	5054	2258	829	1513	3541	2861	198	125	82	275
95	35-64	21980	9722	3480	4253	17727	13917	1823	474	407	1106
96	65 歳以上	1651	756	30	366	1285	1033	132	30	23	67

情報源：統計国家委員会 2018 年末の統計

障害者権利法に規定する給付や割引を受けた障害者数やその金額(延べ数)

45	障害者への給付	障害者の補装具・支援機器購入費の支給	15,544	2,816,990,407	
46		障害者の燃料費	23,104	3,455,200,000	
47		障害児への給付	幼稚園、学校へ行くための交通費	3,202	682,324,600
48			子どもキャンプ場は障害児の場合、入所費の50%になる	132	29,091,750
49			幼稚園の給食費		
50		障害児・者50%（国内の療養所の入所費及び片道の交通費）	5,305	1,107,724,409	
51		U市から1000キロ以上離れた場所に住む障害者の交通費片道分	2,129	474,682,290	
52		全盲の療養所へ行くための交通費の75%支給	10	520,150	
53		障害者の葬式費用	813	812,500,000	
54		障害者が世界的規模の大会で金・銀・銅メダルを獲得した場合、出場回数期間に当たる年金と相当する賞金	14	88,145,480	
55		視覚障害者のコミュニケーション・通信費	4,154	892,988,780	
合計			54,407	10,360,167,866	

情報源：労働社会福祉サービス庁（2018年）

モンゴル障害分野における協力行政機関の情報

モンゴル各省の情報

1. 労働・社会保障省

住所：United Nations street -5, Chingeltei district 4 khoroo, Ulaanbaatar-1516, Mongolia

連絡先：976 11-328634

Eメール：info@mlsp.gov.mn

ウェブサイト：http://www.mlsp.gov.mn

就労関係（就労、雇用促進、労働力の転職、労働市場統計）

労働関係（給料、労働・社会協議第3者関係、労働安全性・衛生）

社会保険（社会保険加入、社会保険基金の支給年金種類、社会保険基金の手当種類、被保険者の失業手当、労災職業病保険、年金保険料名義口座）

人口開発（人口開発、ジェンダー国家委員会の作業部会、子どもの権利・福祉、子ども介護サービス、青年開発・社会参加、家族、高齢者開発・福祉、障害者の権利・参加・開発）

社会福祉（児童手当、障害者への交付金・援助、政府の高齢者への加算交付金・割引、高齢者への交付金、援助、社会福祉手帳、介護手当、特例及び生活支援交付金、地域に根じた社会福祉サービス、分野別の介護サービス、食料品の支援サービス、タイガ地帯に暮らすツァータン族への手当、多数の子どもを有する母子家庭（父子家庭）への手当）

職業訓練（各種職業訓練）

2. 自然環境・観光省

住所：Government building II, United Nations street-5/2, Ulaanbaatar 15160, Mongolia

連絡先：976-51 - 261966

Eメール：webmaster@mne.gov.mn

ウェブサイト：www.mne.mn

3. 食糧・農牧業・軽工業省

住所：Government building IX, Peace Avenue16 a, Bayanzurkh district, Ulaanbaatar 13381 a, Mongolia

連絡先：51-262271

ファックス：51-263237

Eメール：mofa@mofa.gov.mn

ウェブサイト：mofa.gov.mn

4. 法務内務省

住所：Government building V, Hudaldaanii street 6/1, Chingeltei district, Ulaanbaatar, Mongolia

連絡先：976-51-267533

ファックス：976-51-267533

Eメール：info@mojha.gov.mn

ウェブサイト：www.mojha.gov.mn

5. 外務省

住所：Peace Avenue -7A, Ulaanbaatar 14210, Mongolia

連絡先：62262222

ファックス : 976-11-322127
Eメール : info@mfa.gov.mn
ウェブサイト : http://www.mfa.gov.mn/

6. 財務省

住所 : Government building II D corpus, S.Danzan street, Ulaanbaatar 15160, Mongolia
連絡先 : 51-267468
ウェブサイト : https://mof.gov.mn/

7. 国防省

住所 : Government building VII, Peace Avenue 51, Bayanzurkh district, Ulaanbaatar-13340, Mongolia
連絡先 : 976-51-263531
ファックス : 976-11-458112
Eメール : info@mod.gov.mn
ウェブサイト : www.mod.gov.mn

8. 教育・文化・科学・スポーツ省

住所 : Government building III, Baga toiruu-44, Suhbaatar district, Ulaanbaatar, Mongolia
連絡先 : 262227
Eメール : Info@mecs.gov.mn
ウェブサイト : https://mecss.gov.mn

9. 建設都市開発省

住所 : Government building 12, Chingeltei district, Ulaanbaatar, Mongolia
連絡先 : 976-327716
ファックス : 976-322904
Eメール : info@mcud.gov.mn

10. 道路運輸開発省

住所 : Government building 13, Chingis Avenue-11, Sukhbaatar district, Ulaanbaatar, Mongolia
連絡先 : 976-62263179
ファックス : (976-11)-312315
Eメール : info@mrtd.gov.mn

11. 保健省

住所 : Government building VIII, :Olimp streert-2, Suhbaatar district 14210, Ulaanbaatar, Mongolia
連絡先 : 51-263695, 51-263913
ファックス : 11-320916
ウェブサイト : http://www.mohs.mn

12. 鉱業重工業省

住所 : Government building II, United Nations street-5/2, , Ulaanbaatar, Mongolia
連絡先 : (51)-263506, (51)-260864
ファックス : (11)-318169
Eメール : info@mmhi.gov.mn
ウェブサイト : http://www.mmhi.gov.mn/

13. エネルギー省

住所：Government building XIV, Chingis Avenue, Han-uul district 3 Ulaanbaatar, Mongolia
連絡先：62263051,
ファックス：70043479
Eメール：info@energy.gov.mn
ウェブサイト：<http://energy.gov.mn/>

各労働社会福祉機関

関連業務：一般サービス、職業仲介、専門技術開発サービス、就職イベント開催、就労支援、雇用促進プログラム、若者の就業、起業支援プログラム、障害者雇用促進プログラム、職業準備訓練、職業能力向上プログラム

1. 労働社会福祉庁

住所：ウランバートル市ハンオール区第2ホロー
連絡先：(976) 1800-1220
Eメール：info@hudulmur-halamj.gov.mn
業務：社会福祉、職業サービス、職業訓練

2. ウランバートル市の職業安定局

住所：ウランバートル市、スフバートル区文化センターGビル5階
連絡先：976-7011-0502, 976-7012-0502
Eメール：info@ubbirj.ub.gov.mn
業務：一般サービス、職業仲介、専門技術開発サービス、就職イベント開催、就労支援、雇用促進プログラム、若者の就業、起業支援プログラム、障害者雇用促進プログラム、職業準備訓練、職業能力向上プログラム

3. ウランバートル市の社会福祉課

住所：ハンオール区第3ホロー社会保障センターのビル
連絡先：7611-2112, 7707-3077
Eメール：info@ub.hudulmur-halamj.gov.mn
業務：高齢者の社会福祉、対象グループ向けの年金、手当、地域に根ざした社会福祉、障害者の社会福祉、社会活動の手法、食料・栄養支援・援助プロジェクト、プログラム

4. チンゲルティ区の労働社会福祉課

住所：ウランバートル市チンゲルティ区第7ホロー、バगतイロー、ロゴス・センター1階
連絡先：321727, 329058, 311092
Eメール：info@chingeltei.hudulmur-halamj.gov.mn

5. ナライハ区の労働社会福祉課

住所：ナライハ区第2ホロー、ダムディン通り17ビル
連絡先：7023-3279 7023-3260 7023-3113
Eメール：info@nalaiikh.hudulmur-halamj.gov.mn

6. ソンギノハイルハン区の労働社会福祉課

住所：ソンギノハイルハン区第6ホロー

連絡先：7017-3271, 7017-4405, 976-7017-4405

Eメール：info@songinohairhan.hudulmur-halamj.gov.mn

7. バヤンズルフ区の労働社会福祉課

住所：バヤンズルフ区第22ホロー、平和大通り57、バヤンズルフ病院の東側労働・社会福祉課ビル

連絡先：ワンストップサービス 11-451849、職業安定部 11-453237、社会福祉部 11-454400、経済部 7016-7797

Eメール：info@bayanzurh.hudulmur-halamj.gov.mn

8. バヤンゴル区の労働社会福祉課

住所：バヤンゴル区第8ホロー、ホタグト・ジャムスランジャブ通り

連絡先：70120703, 70130703

Eメール：info@bgd.hudulmur-halamj.gov.mn

9. ハンオール区の労働社会福祉課

住所：ハンオール区第2ホロー、第19地区、トワン通り22/1

連絡先：342590, 345153

Eメール：info@han-uul.hudulmur-halamj.gov.mn

10. バガノール区の労働社会福祉課

住所：バガノール区第1ホロー、ナツァグドルジ通り、労働社会福祉課-

連絡先：70212551, 70213232

Eメール：info@baganuur.hudulmur-halamj.gov.mn

11. バガハンガイ区の労働社会福祉課

住所：バガハンガイ区第1ホロー、労働社会福祉課

連絡先：7049-1180, 7049-1180

Eメール：info@bagakhangai.hudulmur-halamj.gov.mn

12. スフバートル区の労働社会福祉課

住所：ウランバートル市スフバートル区第11地区

連絡先：11350574, 11350577

Eメール：info@sbd.hudulmur-halamj.gov.mn

各社会保険

関連業務：年金保険、手当保険、失業保険、労災職業病保険、任意保険

1. 社会保険庁

住所：ウランバートル市、チンゲルティ区第4ホロー、バガトイロー13/1

連絡先：7777-1289, 328030

Eメール：undeg@ndaatgal.mn

2. チンゲルティ区社会保険課

住所：チンゲルティ区第4ホロー、J. サムボー通り-16、ウランバートル市役所庁舎第3ビル

連絡先：327575

Eメール：info@chingeltei.gov.mn

3. ソンギノハイルハン区の社会保険課

住所：ソンギノハイルハン区第19ホロー

連絡先：7017-3259

Eメール：Shd_ndh@yahoo.com

4. バヤンゴル区の社会保険課

住所：バヤンゴル区第17ホローチングーンジャブ通り

連絡先：70149420

5. ハンオール区の社会保険課

住所：ハンオール区第2ホロー

連絡先：75103030

6. バヤンズルフ区の社会保険課

住所：バヤンズルフ区第13ホロー第14地区平和大通り57

7. バガハンガイ区の社会保険課

住所：チンゲルティ区第4ホロー, バガトイロー13/1

8. バガノール区の社会保険課

住所：ウランバートル市バガノール区第1ホローナツァグドルジ通り58

連絡先：75103030

Eメール：hanuul@ndaatgal.mn

9. スフバートル区の社会保険課

住所：スフバートル区第12ホロー、ゾーンアイルの蜂の巣建材店の北側通り250m

連絡先：70135399

10. ナライハ区の社会保険課

住所：ナライハ区第7ホロー

連絡先：70232369

各家族・青少年開発機関

1. 家族・青少年開発庁

住所：モンゴル国、ウランバートル市スフバートル区第8ホロー、国有財産委員会ビル第11館3階

連絡先：51-262109, 62263097

Eメール：info@fcy.gov.mn

2. チンゲルティ区の家族・青少年開発課

住所：チンゲルティ区第4ホロー、J. サンボー通り16、ウランバートル市役所

連絡先：99828545, 99568086

Eメール：zaluus.hugjil@gmail.com

3. ソンギノハイルハン区の家族・青少年開発センター

住所：ソンギノハイルハン区第18ホロー、ミンジ・センター5階

連絡先： 70170027, 99708544
Eメール： Songinohairhan@fcy.gov.mn

4. **ハンオール区の家族・青少年開発庁**

住所： スフバートル区ウランバートル市役所庁舎第5ビル、ザルチョード大通り
連絡先： 7777373
Eメール： Khanuul_chil@fcy.gov.mn

5. **バヤンズルフ区の家族・青少年開発庁**

住所： バヤンズルフ区第15地区、トン・エルデネ住株式会社のビル
連絡先： 70005494, 99113981
Eメール： Munkhgerel.amarsaikhan@gmail.com

6. **バガノール区の家族・青少年開発庁**

住所： バガノール区第1ホロー、D. ナツァグドルジ通り、地方行政宮殿
連絡先： 7021 2288, 70212020
Eメール： Baggnuur_hgbht@Fcy.Gov.Mn

7. **バヤンゴル区家族・青少年開発庁**

住所： バヤンゴル区第10地区
連絡先： 70118289, 70118835
Eメール： ubchild@nac.gov.mn

8. **バガハンガイ区 家族・青少年開発庁**

住所： バガハンガイ区第1ホロー、エンゲーン・エギシグ株式会社のビル
連絡先： 70491049, 88022444
Eメール： bagahangai_hgbht@yahoo.com

9. **ナライハ区家族・青少年開発庁**

住所： ナライハ区第1ホロー、オールハイチド、子ども開発宮殿
連絡先： 7023-2108, 70232118
Eメール： Nalaikh@fcy.gov.mn

10. **スフバートル区家族・青少年開発庁**

住所： ウランバートル市、第17ホロー
連絡先： 70167346, 70167345
Eメール： Aagii_ogoo@yahoo.com

ウランバートル市各区の保健センター

1. **チンゲルティ区の保健センター**

住所： チンゲルティ区第4ホロー、スフバートル通り第18ホロー、バガトイロー第4地区
連絡先： 70111864
ウェブサイト： www.chingeltei.gov.mn

2. **ソングノハイルハン区の保健センター**

住所： ソングノハイルハン区第14ホロー、ザロース通り、保健センターのビル
連絡先： 70184731

-
- ウェブサイト： www.shdemnt.ub.gov.mn
3. **スフバートル区の保健センター**
住所：スフバートル区第 11 ホローツァグダー通り
連絡先： 350808
ウェブサイト： www.sbemt.ub.gov.mn
 4. **バヤンゴル区の保健センター**
住所：バヤンゴル区第 18 ホロージャルハンズ・ホタグと・ダミディンバザル通り
連絡先： 362530
ウェブサイト： www.bgemn.ub.gov.mn
 5. **ハンオール区の保健センター**
住所：ハンオール区第 4 ホローアルツァト・ザドガイ
連絡先： 320868, 32086354
ウェブサイト： www.khanuul.mn
 6. **バヤンズルフ区の保健センター**
住所：バヤンズルフ区第 22 ホロー、ウルギー通り
連絡先： 452057
ウェブサイト： www.bzemn.ub.gov.mn
 7. **バガノール区の保健センター**
住所：バガノール区第 1 ホロー、ナツァグドルジ通り
連絡先： 70210238
ウェブサイト： www.bemn.ub.gov.mn
 8. **ナライハ区の保健センター**
住所：ナライハ区第 2 ホロー、オールハイチド通り
連絡先： 70233158
ウェブサイト： www.nemn.ub.gov.mn
 9. **バガハンガイ区の保健センター**
住所：バガハンガイ区ウンドウルトルゴイ
連絡先： 70491026
ウェブサイト： www.bhemn.ub.gov.mn

モンゴルの障害者分野における障害者団体の情報

1. **モンゴル障害者連盟**
会長： Ts. Munkhsaruul
住所：バヤンゴル区第 19 ホロー高齢者病院 1-101 号室
連絡先： 88907570
Eメール： mongoliadpi@gmail.com
活動方針：障害者の一般法的権利の保護
2. **モンゴル障害者協会**
会長： D. Baatarjav

住所：スフバートル区第7ホロー、リハビリテーションセンター203号室

連絡先：99994444, 95034444

Eメール：nkh.uadm@gmail.com

Web：www.uadm.mn

活動方針：モンゴル国及び国際的な障害者の権利活動を行う政府機関や非政府機関が国際協力機構と連携し、障害者権利法、障害者権利条約を実施し、その実施状況を監視する。

3. モンゴル視覚障害者協会

会長：D. Gerel

住所：ハンオール区第3ホロー、チンギス大通り、視覚障害者の職業訓練センターのB棟

連絡先：70044179, 88111379

Eメール：gereldondow@gmail.com

活動方針：視覚障害者の教育、健康、就労、文化、スポーツ、健康などの多様な活動を行い、会員の人権を保護し、社会参加を支援するため多面的な取り組みをしている。

4. モンゴル聴覚障害者国家協会

会長：A. Enkhbaatar

住所：スフバートル区、ツァグダー通り、リハビリテーション・職業訓練センターの2階

連絡先：94050530

Eメール：<http://Email:deaf.mongolia@gmail.com> Skype: deaf.mongolia

Web site: www.mgldeaf.mn

活動方針：人権法の実現、行政サービスへの監視、難聴者の権利擁護

5. モンゴル障害者団体連盟

会長：Ts. Oyunbaatar

住所：ソングノハイルハン区第2ホロー、若者中央センター301号室

連絡先：99042488

Eメール：oyunbaatar.disper@yahoo.com

活動方針：障害者の権利保障、政策における啓発活動

6. モンゴル車椅子利用者国家協会

会長：B. Chuluundolgor

住所：ハンオール区第2ホロー、ノミン・ユナイテッド柵8-3号室

連絡先：75952929, 89982929

Eメール：chuluundolgor@gmail.com

活動方針：車椅子及び肢体障害者の一般権利の保護、社会参加支援

7. 障害児の親の会

会長：S. Selenge

住所：ハンオール区第15ホロー、シネ・ムルドウル住宅26-3-1号室

連絡先：94459999

Eメール：apdc@mongol.net

活動方針：地域に根ざしたインクルーシブ開発における障害児の親の能力を向上し、権利を高めながら障害児の権利を擁護する。

8. ユニバーサルプログレス 自立生活センター

会長：Ch. Undrakhbayar

住所：バヤンゴル区第2ホロー、58-00号室

連絡先：99856665, 76015800

Eメール：undrakhbayarc@gmail.com undak_24@yahoo.com

活動方針：障害者の自立生活支援、すべての人に配慮したアクセシビリティ環境整備、障害者の能力向上

9. モンゴル障害者自由労働組合

会長：L. Enkhbayar

住所：バヤンゴル区第2ホロー26棟

連絡先：99152896, 89152896

Eメール：enkhee_0910@yahoo.com

活動方針：障害者の労働権保障、職業能力向上教育の実施

10. 全国障害女性権利センター

会長：O. Selenge

住所：チンゲルティ区第6ホロー、33A棟

連絡先：96652402, 88990307, 70114449

活動方針：障害のある女性の権利制度の構築、保障

11. モンゴル障害者のための国家委員会

会長：M. Bayasgalan

住所：ハンオール区第3ホロー、視覚障害者の職業訓練センターのビル

連絡先：99116556

Eメール：nfo@mncd.mn

活動方針：障害者の開発支援、社会参加促進。彼らが直面している問題を発見し、障害者団体と協議し、政府や市民と協力している。

12. 聴覚障害者連盟

会長：T. Tsendenbal

住所：バヤンゴル第16ホロー、ガンダン・シャル・オロドニ4階400号室

連絡先：99784925

Eメール：deaf_mongolia@yahoo.com

活動方針：各ろう者団体の共通権益の保護、政策における啓発活動

13. 平等な社会協会

会長：L. Enkhbuyant

住所：バヤンズルフ区第4ホロー、アメリカン・デンジ44/6棟141号室

連絡先：99095302

Eメール：Enhbuyant_lhagvajav@yahoo.com

活動方針：地域に根ざしたリハビリテーション開発の支援

14. モンゴル手話通訳者協会

会長：L. Soyolmaa

住所：スフバートル区第10ホロー、第7地区44棟6号室

連絡先：70001220, 99624411, 99303247

Eメール：officemanager@masli.mn, masli.mongolia@gmail.com

活動方針：個人や法人と契約を結び、手話通訳者を派遣している。手話通訳者養成研修を実施している。

15. ダウン症協会

会長：B. Ganzorig

住所：ハンオール区ホルド住宅街1棟1号室

活動方針：ダウン症の子ども、社会復帰、教育、健康、就労を支援する。

16. 自閉症協会

会長：L. Altangerel

住所：スフバートル区第7ホロー、デンマーク住宅街12B棟4号室

連絡先：9913-8914, 8800-2311

Eメール：autismassociationmongolia@gmail.com

活動方針：自閉症の子どものある家族や親に対する教育を行い、自閉症に関する理解を促進し、自閉症者の生活の質を向上するため、教育、健康、社会面として協会の目的に適合した活動を行う。親の能力向上のため間接な活動を行う。

17. ソンギノ自立生活センター

会長：M. Chuluun-Erdene

住所：ソンギノハイルハン区第6ホロー、労働・社会福祉サービス課1階108号室

連絡先：95111223, 95845091

Eメール：Songino.ilc@gmail.com

活動方針：障害者の自立生活の機会を拡大するため介助サービス、ピアカウンセリング、啓発活動を実施する。

18. 私たちができるMN協会

会長：B. Otgontuya

住所：バヤンゴル区第7ホロー12棟220号室

連絡先：99741916

Eメール：info@bidchadna.mn, Badam_otgoo@yahoo.com

活動方針：教育や情報に関する研修を行い、情報の提供、文化啓発活動を開催している。

19. 障害者のビジネス起業センター

会長：B. Gunjilmaa

住所：ソンギノハイルハン区第7ホロー、リハビリテーション・職業訓練センター

連絡先：96610239, 8882465

Eメール：gunj_bit@yahoo.com

活動方針：障害者向けの研修、情報、相談、特別支援教育の質の向上、障害者及び障害児のある親の職業準備訓練、図書館

20. 障害児連盟

会長：D. Nyamjav

住所：バヤンゴル区第6ホロー、消費者サービスセンター

連絡先：91913462

Eメール：nyamk69@gmail.com

活動方針：13の障害児担当機関が総合的施策の仕組みを目指す活動を行っている。

21. モンゴル DET フォーラム

会長：B. Enkhnyam

住所：バヤンズルフ区第 8 ホロー、109 棟 58 号室

連絡先：88048291

Eメール：detforummongolia@gmail.com

活動方針：社会教育の支援、人権の保護、障害平等研修の定期的な実施、ファシリテータ能力の向上、協力機関の人材育成

22. エネレルーン・トゥーチェーNGO

会長：A. Badamtseren

住所：バヤンズルフ区第 1 ホロー、東京通り 14A, ニソラトワ-604 号室

連絡先：89069935, 89008668, 89010085, 89011691

Eメール：ttuuchee@gmail.com divaa.tuuchee@gmail.com

活動方針：「憧れの宮殿」特別支援幼稚園、子ども開発支援センター、学校や幼稚園に通うことができない低所得者の障害児への訪問教育サービス、啓発活動、ピアカウンセリング

23. ソロンゴ NGO

会長：Nirmala Rani

住所：バヤンズルフ区第 18 ホロー

連絡先：11458623, 96653094

活動方針：知的及び発達障害児の特性に応じた教育

24. 自閉症モンゴリア NGO

会長：Yo. Bayaraa

住所：ハンオール区第 15 ホロー、トーラ川通り 69A 棟

連絡先：88464343, 70134053

ウェブサイト：<http://www.facebook.com/Autism.Mongolia>

活動方針：自閉症児の診断・療育、親への心理・専門的カウンセリング、研修。プロの整形士、教員、専門家を育成、親しい子ども NGO の下で自閉症児研修センターを併設。

25. Del Oyu 義肢装具工場

会長：A. Oyuntsetseg

住所：バヤンゴル区第 6 ホロー、アルダ・アユシ 40-1 号室

連絡先：9900-7092

活動方針：義肢装具、補装具製造、最新補聴器、目の装具、リハビリテーション・機能回復サポート

26. トルガ5スタジオ

会長：B. Orgodol

住所：スフバートル区第 7 ホロー、リハビリテーションセンター2 階

連絡先：99169710

Eメール：tulga5_boldoo@yahoo.com

活動方針：障害者の生活、夢及びこれまでの活動や能力を紹介した番組を放送する。

27. トウムル基金 NGO

会長：P. Tumurbaatar

住所：スフバートル区第 14 ホロー182 号室

連絡先：99125467

Eメール：tumursan2001@yahoo.com

活動方針：車椅子利用者の社会的開発を支援し、住環境を国際基準に適合させ、雇用を促進し、研修を実施する。

28. バト・エグシグレン

会長：Yu. Baterdene

住所：バヤンゴル区第1ホロー57-67号室

連絡先：94161919, 88189106

Eメール：baterdene0601@yahoo.com

活動方針：物理的バリアフリー化

29. モンゴル障害者権利保障センター

会長：A. Tserenpuntsag

住所：ソングノハイルハン区第2ホロー、リハビリテーションセンター1階

連絡先：96662396, 99023731

活動方針：障害者雇用促進、「ツァグ・ウレゲルジ自動車学校」、障害者権利保護に関する研修、調査

30. モンゴル障害高齢者協会

会長：Ya. Altanzagas

住所：スフバートル区第7ホロー第11地区、リハビリテーションセンター

連絡先：9171055

Eメール：jagasaa@yahoo.com

活動方針：高齢障害者の権利保護、障害者向けの情報、相談、高齢者政策・プログラムへの参加を支援し、情報共有、協力ネットワーク構築、プロジェクトやプログラム実施、国内外内の機関との交流

31. 風の鳥 NGO

会長：D. Badamhand

住所：オフィス無し

連絡先：99746900, 88555745

Eメール：khandaa22@yahoo.com

活動方針：マスメディア研修、ボランティア対象のプログラム

32. モンゴル障害者の職業訓練センター

会長：L. Gereltsetseg

住所：ソングノハイルハン区第7ホロー、リハビリテーション・職業訓練センター2階

連絡先：99893348

Eメール：tsatsraga05@yahoo.com

活動方針：障害者の職業仲介、職業訓練

33. エールティ・イェルテンツ NGO

会長：T. Tuyajargal

住所：ハンオール区第4ホローヴィワ・シティー1ブロック /s3, s4/

連絡先：94115568, 88302278

Eメール：Tuya227@gmail.com

活動方針：障害児の開発、介護者のため活動を行っている。

34. 平等な参加・創造力のある手作り協会

会長： M. Chogjmaa

住所：スフバートル区第 29 ホロー22A棟 52 号室

連絡先：99281957, 77014042

活動方針：障害者、高齢者、母子家庭の健康教育を支援し、彼らの手工芸品を宣伝し、世帯収入増加を支援し、同様な目的を持つ機関と協力する。.

35. ENMA モンゴル神経協会

会長： M. Uuriintuya

住所：ソングノハイルハン区フンスチド 20 通り、エピモン病院

連絡先：9910-8420, 9665-8420

Eメール：info@epimon.mnA

活動方針：神経専門医及び公平かつ利用しやすい神経リハビリテーションサービスを提供するため、「心配り・新たな方法で手伝おう」というミッションで務めている。

36. あなたのスマイルセンター (Your “Smile” center)

会長： E. Bolorchuluun

住所：スフバートル区第 10 ホロー、建築家療養所の 1 階

連絡先：88110615

Eメール：Bolorchuluun414@gmail.com

活動方針：リハビリテーション、脳性まひ児の親への療育の効果、子育て、ポジティブな態度、子どもの自立生活の意義などの研修を行う。

37. モンゴル脳性まひ協会

会長： L. Buyanjargal

住所：バヤンズルフ区第 3 ホロー、英国大使館の裏側、障害児保養所、複合施設 10 棟

連絡先：95119580

Eメール：buyanjargalgotov@yahoo.com

活動方針：脳性まひ者の権利擁護

38. オビデス・センター

会長： I. Ariunaa

住所：ハンオール区第 1 ホロー15 - 4 号室

連絡先：95863958

Eメール：uvdiscenter@yahoo.com

活動方針：障害者の心理相談

39. 障害者の社会参加促進・生計支援センター

会長： Ya. Dashnyam

住所：バヤンゴル区第 9 ホロー5-90 号室

連絡先：99286979

Eメール：Dashnyam1102@yahoo.com

活動方針：社会参加の促進、生活の支援

40. 障害児のためのゲゲーレンセンター

会長： Ts. Uyanga

住所：チンゲルティ区第 16 ホロー役所の隣

連絡先 : 8696803

Eメール : Uyanga2014gegeelen@gmail.com

活動方針 : 障害児療育研修、相談、情報、理学療法

41. シネ・ホス・ノミン・オユ NGO

会長 : Ts. Minjee

住所 : チンゲルティ区第9ホローデンジーン16-194号

連絡先 : 91814854

Facebook : Minjee tsevelmaa

活動方針 : 社会復帰、理学療法、健康、援助、まつりの祝

42. アルガビレグ障害者の保健・社会保障支援協会

会長 : I. Narantuya

住所 : バヤンゴル区第19ホロー、高齢者病院

連絡先 : 97122009

活動方針 : 障害者の教育、健康、社会保障の活動を実施し、権利を保護している。

43. 「Khan Uul」自立センター

会長 : Ts. Enkhtuya

住所 : ハンオール区第11ホロー、アカデミー32棟19号室

連絡先 : 99856665, 76015800, 99853849

Eメール : khanuul.ilc@gmail.com

ウェブサイト : <https://www.facebook.com/>

活動方針 : 障害者の自立生活の支援

44. 障害者向けの研修・情報センター

会長 : N. Enkhbayar

連絡先 : 96685585, 96909000

Eメール : sainaa3000@yahoo.com

活動方針 : 障害者向けの教育、情報提供

45. フグジリーン・アルタン・ボロムジ NGO

会長 : Z. Nasamdelger

住所 : バヤンズルフ区第1ホロー28棟46号室

連絡先 : 99027858

活動方針 : 障害のある青少年の能力強化、ピアカウンセリング、就労支援、啓発活動

46. エレグセグ・オリシホイ NGO

会長 : D. Batzaya

住所 : バヤンゴル区第10ホロー、第6地区若者開発センター

連絡先 : 88055545

活動方針 : てんかんのある人の社会復帰、開発、教育、啓発活動